

IP電話サービス契約約款

令和5年7月12日

ソフトバンク株式会社

IP電話サービス契約約款

平成 15 年 3 月経本第 14-0345 号
施行 平成 15 年 3 月 24 日

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、国際電気通信連合憲章（平成 7 年条約第 2 号）、国際電気通信連合条約（平成 7 年条約第 3 号）、条約附属電気通信規則（平成 2 年 6 月郵政省告示第 408 号）、国際海事衛星機構（インマルサット）に関する条約（昭和 54 年条約第 5 号）、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます。）に基づき、この IP 電話サービス契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これにより IP 電話サービスを提供します。

ただし、事業法第 7 条に定める基礎的電気通信役務に係る IP 電話サービスについては、当社は、この約款を事業法第 19 条第 1 項の規定に基づき総務大臣に届け出る IP 電話サービスに関する基礎的電気通信役務の契約約款と読み替えて適用するものとします。

(注) 本条のほか、当社は、IP 電話サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものに限り、以下「附帯サービス」といいます。）を、この約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 音声通信	インターネットプロトコルにより音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信
4 IP 電話網	主として音声通信の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
5 IP 電話サービス	IP 電話網を使用して行う電気通信サービス
6 IP 電話サービス取扱所	IP 電話サービスに関する業務を行う当社の事業所
7 収容 IP 電話サービス取扱所	特定端末回線又は端末回線（以下「端末回線等」といいます。）の収容される取扱所交換設備が設置されている当社が別に定める IP 電話サービス取扱所
8 取扱所交換設備	端末回線等を収容するために、収容 IP 電話サービス取扱所に設置される交換設備（その交換設備に接続される設備等を含みます。）
9 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者（事業法第 9 条の登録を受けた者又は事業法第 16 条第 1 項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点
10 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
11 特定事業者	当社が別に定める協定事業者
12 契約者回線等	別に定める協定事業者の契約者回線又は当社の電気通信回線（この約款に規定するものを除きます。）
13 利用契約者回線	第 1 種 IP 電話サービスの提供を受けるために利用する電気通信設備であって、当社の IP 電話網と接続するもの

14 専用契約者回線	第3種 I P 電話サービスの提供を受けるために、当社の I P 電話網と接続する専用サービス契約約款に定める I P 接続専用サービスに係る専用回線
15 他社接続回線	相互接続点を介して当社の I P 電話網と相互に接続する電気通信回線であって、当社以外の電気通信事業者が設置するもの
16 特定他社接続回線	特定事業者が設置する他社接続回線
17 特定端末回線	第4種 I P 電話サービスの提供を受けるために、当社の I P 電話網と接続する当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線であって、取扱所交換設備と第4種 I P 電話契約者が指定する場所との間に設置されるもの（他社接続回線を除きます。）
18 端末回線	当社が、第5種 I P 電話契約に基づいて、収容 I P 電話サービス取扱所に設置する取扱所交換設備と第5種 I P 電話契約者が指定する場所との間に設置する電気通信回線
19 特定利用契約者回線	第6種 I P 電話サービスの提供を受けるために利用する電気通信設備であって、当社の I P 電話網と接続するもの
20 指定回線	第7種 I P 電話サービスの提供を受けるために利用する電気通信設備であって、当社の I P 電話網と接続するもの
21 第1種 I P 電話契約	当社から第1種 I P 電話サービスの提供を受けるための契約
22 第1種 I P 電話契約者	当社と第1種 I P 電話契約を締結している者
23 第3種 I P 電話契約	当社から第3種 I P 電話サービスの提供を受けるための契約
24 第3種 I P 電話契約者	当社と第3種 I P 電話契約を締結している者
25 第4種 I P 電話契約	当社から第4種 I P 電話サービスの提供を受けるための契約
26 第4種 I P 電話契約者	当社と第4種 I P 電話契約を締結している者
27 第5種 I P 電話契約	当社から第5種 I P 電話サービスの提供を受けるための契約
28 第5種 I P 電話契約者	当社と第5種 I P 電話契約を締結している者
29 第6種 I P 電話契約	当社から第6種 I P 電話サービスの提供を受けるための契約
30 第6種 I P 電話契約者	当社と第6種 I P 電話契約を締結している者
31 第7種 I P 電話契約	当社から第7種 I P 電話サービスの提供を受けるための契約
32 第7種 I P 電話契約者	当社と第7種 I P 電話契約を締結している者
33 I P 電話契約	第1種 I P 電話契約、第3種 I P 電話契約、第4種 I P 電話契約、第5種 I P 電話契約、第6種 I P 電話契約又は第7種 I P 電話契約
34 I P 電話契約者	第1種 I P 電話契約者、第3種 I P 電話契約者、第4種 I P 電話契約者、第5種 I P 電話契約者、第6種 I P 電話契約者又は第7種 I P 電話契約者
35 第1種音声通信番号	電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号。以下同じとします。）に規定する特定 I P 電話番号であって当社が付与するもの
36 第2種音声通信番号	電気通信番号規則に規定する固定電話番号であって当社が付与するもの
37 音声通信番号	第1種音声通信番号又は第2種音声通信番号
38 第1種移動体電話設備	当社又は協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則に規定する音声伝送携帯電話番号を用いて提供される携帯電話サービスに係るもの
39 削除	削除
40 移動体電話設備	第1種移動体電話設備
41 端末設備	特定端末回線又はIV型に係る指定回線の終端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
42 端末機器	端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）第3条で定める種類の端末設備の機器
43 自営端末設備	電気通信事業者以外の者が設置する端末設備
44 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
45 技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び端末設備等の接続の技術的条件
46 収容区域	1の収容 I P 電話サービス取扱所に端末回線を収容する区域で当社が別に定めるもの
47 加入区域	1の収容 I P 電話サービス取扱所の収容区域のうち、特別な料金（線路設置費及び線路に関する加算額）の支払いを必要としないで第5種 I P 電話サービスを提供する区域で当社が別に定めるもの

48 区域外	1 の収容 I P 電話サービス取扱所の収容区域のうち加入区域以外のもの
49 消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

（音声通信以外の通信の取扱い）

第4条 当社は、I P 電話サービスを利用して行う音声通信以外の通信は、これを音声通信とみなして取り扱います。

第2章 IP電話サービスの種類

（IP電話サービスの種類）

第4条の2 当社の提供する I P 電話サービスは、次のとおりとします。

第1種 I P 電話サービス	利用契約者回線を使用して行う I P 電話サービス
第3種 I P 電話サービス （商品名：BB フォン光シテイ）	専用契約者回線を使用して行う I P 電話サービス
第4種 I P 電話サービス （商品名：ケーブルライン）	特定他社接続回線又は特定端末回線（以下「特定端末回線等」といいます。）を使用して行う I P 電話サービス
第5種 I P 電話サービス	端末回線を使用して行う I P 電話サービス
第6種 I P 電話サービス （商品名：ホワイト光電話）	特定利用契約者回線を使用して行う I P 電話サービス
第7種 I P 電話サービス （商品名：おとく光電話）	指定回線を使用して行う I P 電話サービス
緊急通報用 I P 電話サービス	犯罪通報、出火報知、人命救助又は海難報知用として、当社が取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に電気通信回線を設置して通信の着信のみのために提供する I P 電話サービス

第4条の3 削除

（IP電話サービスの基本機能）

第4条の4 当社は、第7種 I P 電話サービスについて、料金表により基本機能を提供します。

第3章 IP電話サービスの提供範囲

（IP電話サービスの提供区間）

第5条 当社が提供する I P 電話サービスの提供区間は、別記1に定めるとおりとします。

2 当社は、相互接続点の所在場所を I P 電話サービス取扱所に掲示します。

（外国における取扱制限）

第6条 外国における I P 電話サービスの取扱いについては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

第4章 契約

第1節 第1種IP電話契約

（第1種IP電話サービスの細目）

第6条の2 第1種 I P 電話サービスには、料金表第1表第1（月額料金）に規定する細目があります。

（契約の単位）

第7条 当社は、オープンデータ通信網サービス契約約款に規定するオープンデータ通信網契約に基づき設置された1の利用契約者回線（料金表第1表第1（月額料金）に定めるプラン1のコース1については、オープンデータ通信網サービス契約約款に定める契約者識別符号を1の利用契約者回線とみなします。以下同じとします。）ごとに1の第1種 I P

電話契約を締結します。この場合、第1種IP電話契約者は、1の第1種IP電話契約につき1人に限ります。

(第1種IP電話契約申込を行うことができる者の条件)

第8条 第1種IP電話契約の申込みを行うことができる者は、オープンデータ通信網サービス契約約款に規定するオープンデータ通信網契約（第1種オープンデータ通信網契約又は第4種オープンデータ通信網契約であって、別に定めるもの）に限ります。以下この節において同じとします。）を締結している者に限ります。

(第1種IP電話契約申込の方法)

第9条 第1種IP電話契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書をIP電話サービス取扱所に提出していただきます。

(注) 本条の場合において、当社は、第1種IP電話契約の申込者に、本人であることを証明する書類を提示していただくことがあります。

(第1種IP電話契約申込の承諾)

第10条 当社は、第1種IP電話契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第1種IP電話契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 第1種IP電話契約の申込みを承諾することが、技術上著しく困難なとき。
- (2) 申込者が、第1種IP電話サービス又はオープンデータ通信網サービス契約約款に規定するオープンデータ通信網サービス（第1種オープンデータ通信網サービス又は第4種オープンデータ通信網サービスであって、別に定めるもの）に限ります。以下この節において同じとします。）に係る料金その他の費用の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 第42条（利用に係るIP電話契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
- (4) 申込者に係るオープンデータ通信網サービス契約約款に規定するオープンデータ通信網サービスが利用停止されている、又は同約款に規定する当社が行うオープンデータ通信網契約の解除を受けたことがあるとき。
- (5) 申込者が、その申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
- (6) IP電話サービスを用いた犯罪行為を防止するために当社が第1種IP電話契約の申込みを承諾しない必要があると警察機関が判断した場合であって、警察機関から当社に対して所定の方法によりその第1種IP電話契約の申込みを承諾しない要請があったとき。
- (7) その他IP電話サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

第11条 第1種IP電話サービスについては、料金表第1表第1（月額料金）に定めるところにより最低利用期間があります。

(第1種音声通信番号の付与)

第12条 当社は、第1種IP電話契約者に、その利用契約者回線について、第1種音声通信番号を料金表第1表第1（月額料金）に定めるところにより付与します。

- 2 当社は、IP電話サービスに関する技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、第1種音声通信番号を変更することがあります。
- 3 当社は、前項の規定により第1種音声通信番号を変更しようとするときは、そのことをあらかじめ第1種IP電話契約者にお知らせします。

(第1種音声通信番号の変更)

第13条 第1種IP電話契約者は、迷惑通信（いたづら、いやがらせその他これに類する音声通信であって、その契約者が迷惑であると認めるものをいいます。以下同じとします。）又は間違い通信（利用している第1種音声通信番号に対して、反復継続して誤って接続されるものをいいます。以下同じとします。）を防止するために、第1種音声通信番号の変更の請求を行うことができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、IP電話サービスに関する技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときを除き、その請求を承諾します。

(変更等の通知)

第14条 第1種IP電話契約者は、次の場合には、その変更の内容を事前に又は変更後速やかに、IP電話サービス取扱

所に通知していただきます。

- (1) 第1種IP電話契約に係るオープンデータ通信網サービス契約約款に規定するオープンデータ通信網サービスの種類及び品目等の変更
 - (2) 第1種IP電話契約者の住所の変更
 - (3) 第1種IP電話契約に係る利用契約者回線の移転
 - (4) 通信料金等請求書の送付先の変更
- 2 当社は、前項の通知の内容が第10条（第1種IP電話契約申込の承諾）第2項に該当するときは、第16条（第1種IP電話契約者が行う第1種IP電話契約の解除）の解除の通知があったものとして取り扱います。
- （注）当社は、第1項の通知があったときは、その通知のあった事項を証明する書類を提示していただくことがあります。

（第1種IP電話サービスの利用の一時中断）

第15条 当社は、第1種IP電話契約者から請求があったときは、第1種IP電話サービスの利用の一時中断（その第1種IP電話契約に係る設備等を他に転用することなく一時的に利用できなくすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

（第1種IP電話サービスに係る利用限度額）

- 第15条の2** 当社は、第1種IP電話契約者が次のいずれかに該当する場合は、利用限度額（当該IP電話契約者が当社に支払うべきその契約に係るIP電話サービスの料金等の累積額（すでに当社に支払われた金額を除きます。）に係る限度額をいいます。以下同じとします。）を設定することがあります。
- (1) 過去の利用実績に照らし、著しく利用が増加し又は増加することが予想される者
 - (2) 第1種IP電話サービスの料金等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがある者
- 2 前項の規定に基づいて利用限度額を設定した場合、当社は第1種IP電話契約者にその利用限度額を通知します。
- 3 利用限度額は、当社が別に定める額とします。
- 4 当社は、第1種IP電話サービスの料金等の累計額が利用限度額を超えたときは、その第1種IP電話契約に係る第1種IP電話サービスの提供を行わないことがあります。
- この場合、当社は、あらかじめそのことを通知します。
- 5 第2項及び第4項に定める通知を行う場合、当社は、第1種IP電話契約者の住所等への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。
- 6 第1種IP電話契約者は、第1項により利用限度額を設定された場合であっても、利用限度額を超える部分の料金等について、第33条（月額料金の支払義務）から第35条（工事費の支払義務）に定める規定を免れないものとします。
- 7 第1項に定める事由に該当する場合であって、当社が必要と認めたときは第1種IP電話契約者本人であることを証明する書類を提示していただきます。
- （注）第3項に規定する当社が別に定める額は、10万円（消費税相当額を加算するものについては、税抜価額（消費税相当額を加算しない額をいいます。）とします。）とします。

（第1種IP電話契約に基づく権利の譲渡の禁止）

第15条の3 第1種IP電話契約者が第1種IP電話契約に基づいて第1種IP電話サービスの提供を受ける権利は、譲渡することはできません。

（第1種IP電話契約者が行う第1種IP電話契約の解除）

第16条 第1種IP電話契約者は、第1種IP電話契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめIP電話サービス取扱所に書面により通知していただきます。

（当社が行う第1種IP電話契約の解除）

- 第17条** 当社は、次の場合には、その第1種IP電話契約を解除することがあります。
- (1) この約款に定める料金その他の債務について、支払期日を経過し、催告を受けてもなお支払わないとき。
 - (2) 第23条（利用停止）の規定により第1種IP電話サービスの利用を停止された第1種IP電話契約者が、なおその事実を解消しないとき。
 - (3) 連続する12料金月の各料金月のいずれにおいても、この約款に定める料金その他の費用の負担がないとき。
 - (4) 当社が、第1種IP電話契約者について、破産、民事再生又は会社更生法の適用の申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったとき。

- (5) 第1種IP電話契約の申込時に第10条(第1種IP電話契約申込の承諾)第2項第6号に定める事由に該当していたとき。
- 2 前項第3号の場合において、第1種IP電話契約者に特別の事情のあるときは、さらに連続する12料金を延長して取り扱います。
- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、第8条(第1種IP電話契約申込を行うことができる者の条件)を満たさなくなったときは、その第1種IP電話契約を解除します。
- 4 当社は、前3項の規定により、その第1種IP電話契約を解除しようとするときは、あらかじめ第1種IP電話契約者にそのことを通知します。
- ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(その他の提供条件)

第18条 第1種IP電話契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第18条の2 削除

第18条の3 削除

第18条の4 削除

第18条の5 削除

第18条の6 削除

第18条の7 削除

第18条の8 削除

第2節 第3種IP電話契約

(契約の単位)

第18条の9 当社は、1の専用契約者回線ごとに1の第3種IP電話契約を締結します。この場合、第3種IP電話契約者は、1の第3種IP電話契約につき1人に限ります。

第18条の10 削除

(第3種IP電話契約申込の方法)

第18条の10の2 第3種IP電話契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書をIP電話サービス取扱所に提出していただきます。

2 第3種IP電話契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をIP電話サービス取扱所に提出していただきます。

(1) 相互に接続する専用契約者回線に係る区間

(2) その他専用契約者回線と接続する第3種IP電話契約の申込みの内容を特定するための事項

(注) 本条の場合において、当社は、第3種IP電話契約の申込者に、本人であることを証明する書類を提示していただくことがあります。

(第3種IP電話契約申込の承諾)

第18条の11 当社は、第3種IP電話契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第3種IP電話契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 第3種IP電話契約の申込みを承諾することが、技術上著しく困難なとき。

(2) 申込者が、第3種IP電話サービスに係る料金その他の費用(第3種IP電話契約の専用契約者回線の料金又は工事に関する費用であって、この約款において設定するものを含みます。)の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。

- (3) 第 42 条（利用に係る I P 電話契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
 - (4) 第 3 種 I P 電話契約の申込にあつては、その専用契約者回線について、専用サービス契約約款の規定により当社が I P 接続専用サービスに係る契約の申し込みを承諾しないとき。
 - (5) 申込者が、その申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
 - (6) I P 電話サービスを用いた犯罪行為を防止するために当社が第 3 種 I P 電話契約の申し込みを承諾しない必要があると警察機関が判断した場合であつて、警察機関から当社に対して所定の方法によりその第 3 種 I P 電話契約の申し込みを承諾しない要請があつたとき。
 - (7) その他 I P 電話サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 3 当社は、前 2 項の規定にかかわらず、第 3 種 I P 電話契約の申込にあつては、申込者が、別に定める地方公共団体（地方公共団体が出資する法人を含みます。）の電気通信サービス（前項第 4 号に規定する I P 接続専用サービスと相互に接続するものに限ります。）の提供を受けないときは、その申し込みを承諾しないものとします。

（第 2 種音声通信番号の付与）

- 第 18 条の 12 当社は、第 3 種 I P 電話契約者に、その専用契約者回線について、第 2 種音声通信番号を料金表第 1 表第 1（月額料金）に定めるところにより付与します。
- 2 当社は、I P 電話サービスに関する技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、第 2 種音声通信番号を変更することがあります。
- 3 当社は、前項の規定により第 2 種音声通信番号を変更しようとするときは、そのことをあらかじめ第 3 種 I P 電話契約者にお知らせします。

（第 2 種音声通信番号の変更）

- 第 18 条の 13 第 3 種 I P 電話契約者は、迷惑通信又は間違い通信を防止するために、第 2 種音声通信番号の変更の請求を行うことができます。
- 2 当社は、前項の請求があつたときは、I P 電話サービスに関する技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときを除き、その請求を承諾します。

（変更等の通知）

- 第 18 条の 14 第 3 種 I P 電話契約者は、次の場合には、その変更の内容を事前に又は変更後速やかに、I P 電話サービス取扱所に通知していただきます。
- (1) 第 3 種 I P 電話契約者の住所の変更
 - (2) 通信料金等請求書の送付先の変更
- 2 当社は、前項の通知の内容が第 18 条の 11（第 3 種 I P 電話契約申込の承諾）第 2 項に該当するときは、第 18 条の 14 の 2（第 3 種 I P 電話契約者が行う第 3 種 I P 電話契約の解除）に定める解除の通知があつたものとして取り扱います。
- 3 第 3 種 I P 電話契約者は、第 3 種 I P 電話契約の専用契約者回線の契約解除があつた場合には、そのことを速やかに I P 電話サービス取扱所に通知していただきます。
- 4 当社は、前項の通知があつたときは、第 18 条の 14 の 2（第 3 種 I P 電話契約者が行う第 3 種 I P 電話契約の解除）に定める解除の通知があつたものとして取り扱います。
- （注）当社は、第 1 項の通知があつたときは、その通知のあつた事項を証明する書類を提示していただくことがあります。

（第 3 種 I P 電話契約者が行う第 3 種 I P 電話契約の解除）

- 第 18 条の 14 の 2 第 3 種 I P 電話契約者は、第 3 種 I P 電話契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ I P 電話サービス取扱所に書面により通知していただきます。
- （注）当社は、第 3 種 I P 電話契約者から通知がないときは、第 43 条（協定事業者等からの通知）の通知により、通知があつたものとみなすことがあります。

（当社が行う第 3 種 I P 電話契約の解除）

- 第 18 条の 14 の 3 当社は、次の場合には、その第 3 種 I P 電話契約を解除することがあります。
- (1) この約款に定める料金その他の債務（第 3 種 I P 電話契約の専用契約者回線の料金又は工事に関する費用であつて、この約款において設定するものを含みます。）について、支払期日を経過し、催告を受けてもなお支払わないとき。
 - (2) 第 23 条（利用停止）の規定により第 3 種 I P 電話サービスの利用を停止された第 3 種 I P 電話契約者が、なおその事実を解消しないとき。
 - (3) 第 3 種 I P 電話契約者が第 23 条（利用停止）第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められるとき。

- (4) 連続する 12 料金月の各料金月のいずれにおいても、この約款に定める料金その他の費用の負担がないとき。
 - (5) 当社が、第 3 種 I P 電話契約者について、破産、民事再生又は会社更生法の適用の申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったとき。
 - (6) 第 3 種 I P 電話契約の申込時に第 18 条の 11（第 3 種 I P 電話契約申込の承諾）第 2 項第 6 号に定める事由に該当していたとき。
- 2 前項第 4 号の場合において、第 3 種 I P 電話契約者に特別な事情があるときは、さらに連続する 12 料金月を延長して取り扱います。
- 3 当社は、前 2 項の規定により、その第 3 種 I P 電話契約を解除しようとするときは、あらかじめ第 3 種 I P 電話契約者にそのことを通知します。
- ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

（その他の提供条件）

- 第 18 条の 15 第 3 種 I P 電話サービスの利用の一時中断、第 3 種 I P 電話サービスに係る利用限度額及び第 3 種 I P 電話契約に基づく権利の譲渡の禁止の取扱いについては、第 1 種 I P 電話契約の場合に準ずるものとします。
- 2 第 3 種 I P 電話契約に関するその他の提供条件については、別記 2 及び 3 に定めるところによります。

第 3 節 第 4 種 I P 電話契約

（契約の単位）

- 第 18 条の 16 当社は、1 の特定端末回線等ごとに 1 の第 4 種 I P 電話契約を締結します。この場合、第 4 種 I P 電話契約者は、1 の第 4 種 I P 電話契約につき 1 人に限ります。

（特定端末回線の終端）

- 第 18 条の 16 の 2 当社は、第 4 種 I P 電話契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、堅固に施設できる地点に設置された保安器又は配線盤等を特定端末回線の終端とします。
- 2 当社は、前項の地点を定めるときは、第 4 種 I P 電話契約者と協議します。

（第 4 種 I P 電話契約申込の方法）

- 第 18 条の 17 第 4 種 I P 電話契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行う I P 電話サービス取扱所に提出していただきます。
- (1) 相互接続点の所在場所又は特定端末回線の終端の場所
 - (2) その他第 4 種 I P 電話サービスの申込みの内容を特定するための事項
- 2 特定他社接続回線と接続する第 4 種 I P 電話契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を I P 電話サービス取扱所に提出していただきます。
- (1) 相互に接続する特定他社接続回線に係る区間
 - (2) 相互に接続する特定他社接続回線に係る電気通信事業者の氏名又は名称
 - (3) その他特定他社接続回線と接続する第 4 種 I P 電話契約の申込みの内容を特定するための事項
- (注) 本条の場合において、当社は、第 4 種 I P 電話契約の申込者に、本人であることを証明する書類を提示していただくことがあります。

（第 4 種 I P 電話契約申込の承諾）

- 第 18 条の 18 当社は、第 4 種 I P 電話契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第 4 種 I P 電話契約の申込みを承諾しないことがあります。
- (1) 第 4 種 I P 電話契約の申込みを承諾することが、技術上著しく困難なとき。
 - (2) 申込者が第 4 種 I P 電話サービスの料金又は工事に関する費用（特定他社接続回線の料金又は工事に関する費用であって、当社が設定するものを含みます。）の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) 第 42 条（利用に係る I P 電話契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
 - (4) 特定他社接続回線との相互接続に関して、その特定他社接続回線に係る電気通信事業者の承諾が得られないとき又はその申込内容が相互接続協定に基づき当社が別に定める条件に適合しないとき。
 - (5) 第 38 条の 4（債権の譲渡等）第 1 項の規定により当社が債権を譲渡する協定事業者又は電気通信事業者の承諾が得られないとき。
 - (6) 申込者がその申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。

- (7) I P電話サービスを用いた犯罪行為を防止するために当社が第4種 I P電話契約の申込みを承諾しない必要があると警察機関が判断した場合であって、警察機関から当社に対して所定の方法によりその第4種 I P電話契約の申込みを承諾しない要請があったとき。
- (8) その他 I P電話サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(第2種音声通信番号の付与)

- 第18条の19** 当社は、第4種 I P電話契約者に、その特定端末回線等について、第2種音声通信番号を料金表に定めるところにより付与します。
- 2 当社は、I P電話サービスに関する技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、第2種音声通信番号を変更することがあります。
- 3 当社は、前項の規定により第2種音声通信番号を変更しようとするときは、そのことをあらかじめ第4種 I P電話契約者にお知らせします。

(特定端末回線等の移転)

- 第18条の19の2** 第4種 I P電話契約者は、特定端末回線等の移転の請求をすることができます。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、第18条の18（第4種 I P電話契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(変更等の通知)

- 第18条の20** 第4種 I P電話契約者は、次の場合には、その変更の内容を事前に又は変更後速やかに、I P電話サービス取扱所に通知していただきます。
- (1) 第4種 I P電話契約者の住所の変更
- (2) 第4種 I P電話契約に係る特定他社接続回線の移転
- 2 当社は、前項の通知の内容が第18条の18（第4種 I P電話契約申込の承諾）第2項に該当するときは、第18条の22（その他の提供条件）に定める解除の通知があったものとして取り扱います。
- 3 第4種 I P電話契約者は、第4種 I P電話契約に係る特定他社接続回線の契約解除があった場合には、そのことを速やかに I P電話サービス取扱所に通知していただきます。
- 4 当社は、前項の通知があったときは、第18条の22（その他の提供条件）に定める解除の通知があったものとして取り扱います。
- (注1) 当社は、第1項の通知があったときは、その通知のあった事項を証明する書類を提示していただくことがあります。
- (注2) 当社は、第4種 I P電話契約者から第1項又は第3項の通知がないときは、第43条（協定事業者等からの通知）の通知により、第1項又は第3項の通知があったものとみなすことがあります。

(当社が行う第4種IP電話契約の解除)

- 第18条の21** 当社は、次の場合には、その第4種 I P電話契約を解除することがあります。
- (1) この約款に定める料金その他の債務（特定他社接続回線の料金又は工事に関する費用であって、当社が設定するものを含みます。）について、支払期日を経過し、催告を受けてもなお支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、第38条の4（債権の譲渡等）第1項の規定により当社が債権を譲渡する協定事業者又は電気通信事業者から催告を受けてもなお支払わないときを含みます。）。
- (2) 第23条（利用停止）の規定のより第4種 I P電話サービスの利用を停止された第4種 I P電話契約者が、なおその事実を解消しないとき。
- (3) 第4種 I P電話契約者が第23条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められるとき。
- (4) 特定端末回線に係る電気通信事業者と当社との契約の解除又は特定端末回線に係る電気通信事業者による電気通信事業の休止若しくは特定端末回線の撤去等により第4種 I P電話契約者が特定端末回線を利用できなくなったとき。
- (5) 第38条の4（債権の譲渡等）第1項の規定により当社が債権を譲渡する協定事業者又は電気通信事業者の承諾が得られないとき。
- (6) 連続する12料金月のいずれにおいても、この約款に定める料金その他の費用の負担がないとき。
- (7) 当社が、第4種 I P電話契約者について、破産、民事再生又は会社更生法の適用を申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったとき。
- (8) 第4種 I P電話契約の申込時に第18条の18（第4種 I P電話契約申込の承諾）第2項第7号に定める事由に該当していたとき。
- 2 前項第6号の場合において、第4種 I P電話契約者に特別の事情のあるときは、さらに連続する12料金月を延長して取り扱います。

3 当社は前2項の規定により、その第4種 I P 電話契約を解除しようとするときは、あらかじめ第4種 I P 電話契約者にそのことを通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(その他の提供条件)

第18条の22 第4種 I P 電話サービスに係る利用限度額及び第4種 I P 電話契約に基づく権利の譲渡の禁止の取扱いについては、第1種 I P 電話契約の場合に準ずるものとします。

2 第2種音声通信番号の変更及び第4種 I P 電話契約者が行う第4種 I P 電話契約の解除の取扱いについては、第3種 I P 電話契約の場合に準ずるものとします。

3 第4種 I P 電話契約に関するその他の提供条件については、別記2及び別記3に定めるところによります。

第4節 第5種IP電話契約

(契約の単位)

第18条の23 当社は、1の端末回線ごとに1の第5種 I P 電話契約を締結します。この場合、第5種 I P 電話契約者は、1の第5種 I P 電話契約につき1人に限ります。

(第5種IP電話契約の締結に係る条件)

第18条の24 当社は、別に定める電気通信サービスの提供を行う電気通信事業者に限り、第5種 I P 電話契約を締結するものとします。

(端末回線の終端)

第18条の25 当社は、第5種 I P 電話契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、堅固に施設できる地点に保安器又は配線盤等を設置し、これを端末回線の終端とします。

2 当社は、前項の地点を定めるときは、第5種 I P 電話契約者と協議します。

(予備端末回線の提供)

第18条の26 当社は、1の端末回線の提供にあたり、予備端末回線（端末回線を使用することができない場合に、第5種 I P 電話サービスを継続して利用するために、端末回線に代わり使用する端末回線をいいます。）を第5種 I P 電話契約者が指定した場所に設置するものとします。この場合において、その予備端末回線に係る料金及び工事に関する費用は、第5種 I P 電話サービスの端末回線に係るものと併せて設定します。

(第5種IP電話契約申込の方法)

第18条の27 第5種 I P 電話契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を I P 電話サービス取扱所に提出していただきます。

(1) 端末回線の終端の場所

(2) その他第5種 I P 電話契約の申込みの内容を特定するための事項

(注) 本条の場合において、当社は、第5種 I P 電話契約の申込者に、本人であることを証明する書類を提示していただくことがあります。

(第5種IP電話契約申込の承諾)

第18条の28 当社は、第5種 I P 電話契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第5種 I P 電話契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 第5種 I P 電話契約の申込みを承諾することが、技術上著しく困難なとき。

(2) 申込者が、第5種 I P 電話サービスに係る料金その他の費用の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(3) 第42条（利用に係る I P 電話契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。

(4) 申込者が、その申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。

(5) I P 電話サービスを用いた犯罪行為を防止するために当社が第5種 I P 電話契約の申込みを承諾しない必要があると警察機関が判断した場合であって、警察機関から当社に対して所定の方法によりその第5種 I P 電話契約の申込みを承諾しない要請があったとき。

(6) その他 I P 電話サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第18条の29 削除

(第2種音声通信番号の付与)

第18条の30 当社は、第5種IP電話契約者に、その端末回線について、第2種音声通信番号を料金表第1表第1（月額料金）に定めるところにより付与します。

2 当社は、IP電話サービスに関する技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、第2種音声通信番号を変更することがあります。

3 当社は、前項の規定により第2種音声通信番号を変更しようとするときは、そのことをあらかじめ第5種IP電話契約者にお知らせします。

(端末回線の移転)

第18条の31 第5種IP電話契約者は、端末回線の移転の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第18条の28（第5種IP電話契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(変更等の通知)

第18条の32 第5種IP電話契約者は、次の場合には、その変更の内容を事前に又は変更後速やかに、IP電話サービス取扱所に通知していただきます。

(1) 第5種IP電話契約者の住所の変更

(2) 通信料金等請求書の送付先の変更

2 当社は、前項の通知の内容が第18条の28（第5種IP電話契約申込の承諾）第2項に該当するときは、第18条の34（その他の提供条件）の解除の通知があったものとして取り扱います。

(注) 当社は、第1項の通知があったときは、その通知のあった事項を証明する書類を提示していただくことがあります。

(当社が行う第5種IP電話契約の解除)

第18条の33 当社は、次の場合には、その第5種IP電話契約を解除することがあります。

(1) この約款に定める料金その他の債務について、支払期日を経過し、催告を受けてもなお支払わないとき。

(2) 第23条（利用停止）の規定により第5種IP電話サービスの利用を停止された第5種IP電話契約者が、なおその事実を解消しないとき。

(3) 連続する12料金月の各料金月のいずれにおいても、この約款に定める料金その他の費用の負担がないとき。

(4) 当社が、第5種IP電話契約者について、破産、民事再生又は会社更生法の適用の申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったとき。

(5) 第5種IP電話契約の申込時に第18条の28（第5種IP電話契約申込の承諾）第2項第5号に定める事由に該当していたとき。

2 前項第3号の場合において、第5種IP電話契約者に特別の事情のあるときは、さらに連続する12料金月を延長して取り扱います。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、第18条の24（第5種IP電話契約の締結に係る条件）を満たさなくなったときは、その第5種IP電話契約を解除します。

4 当社は、前3項の規定により、その第5種IP電話契約を解除しようとするときは、あらかじめ第5種IP電話契約者にそのことを通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(その他の提供条件)

第18条の34 第5種IP電話契約に基づく権利の譲渡の禁止の取扱いについては、第1種IP電話契約の場合に準ずるものとします。

2 第5種IP電話契約者が行う第5種IP電話契約の解除の取扱いについては、第3種IP電話契約の場合に準ずるものとします。

3 第5種IP電話契約に関するその他の提供条件については、別記2及び別記3に定めるところによります。

第5節 第6種IP電話契約

(契約の単位)

第18条の35 当社は、次の電気通信サービス（それぞれIPv6 IPoE+IPv4 接続方式によるものに限り、以下「特定電気通信サービス」といいます。）において利用する1の特定利用契約者回線（当社が別に定める当社又は協定事業者の電気通信サービスに係るものに限り、）ごとに1の第6種IP電話契約を締結します。この場合、第6種IP電話契約

者は、1の第6種IP電話契約につき1人に限ります。

電気通信サービスの種類	電気通信事業者
Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約に規定する Yahoo! BB 光 with フレッツサービス	当社
Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス規約に規定する Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス	
SoftBank 光サービス規約に規定する SoftBank 光サービス	
別に定める電気通信サービス	当社より電気通信役務の提供を受けて電気通信サービスを提供する電気通信事業者

(注) 本条に規定する別に定める当社又は協定事業者の電気通信サービスは、東日本電信電話株式会社若しくは西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網サービス（「フレッツ 光ネクスト」として提供されるものに限り。）を、当該電気通信役務の提供を受けて他の電気通信事業者が提供する電気通信サービス又は当社のSoftBank 光サービス規約に規定するSoftBank 光サービスとします。以下第18条の36（第6種IP電話契約申込を行うことができる者の条件）において同じとします。

（第6種IP電話契約申込を行うことができる者の条件）

第18条の36 第6種IP電話契約の申込みを行うことができる者は、前条の表に規定する電気通信サービス（それぞれ当社が別に定める当社又は協定事業者の電気通信サービスを利用するものに限り。）に係る利用契約を締結し、IPv6 IPoE+IPv4 接続方式により同サービスの提供を受けている者に限ります。

（第6種IP電話契約申込の方法）

第18条の37 第6種IP電話契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書をIP電話サービス取扱所に提出していただきます。

(注) 本条の場合において、当社は、第6種IP電話契約の申込者に、本人であることを証明する書類を提示していただくことがあります。

（第6種IP電話契約申込の承諾）

第18条の38 当社は、第6種IP電話契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第6種IP電話契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 第6種IP電話契約の申込みを承諾することが、技術上著しく困難なとき。
- (2) 申込者が第6種IP電話サービス又は特定電気通信サービスに係る料金その他の費用（第6種IP電話契約の特定利用契約者回線の料金又は工事に関する費用であって、この約款において設定するものを含みます。）の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 第42条（利用に係るIP電話契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
- (4) 申込者に係る特定電気通信サービスが利用停止されている、又は同サービスの解除を受けたことがあるとき。
- (5) 申込者が、その申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
- (6) IP電話サービスにおける音声通信の品質を安定的に確保することが困難となるおそれがあるとき。
- (7) IP電話サービスを用いた犯罪行為を防止するために当社が第6種IP電話契約の申込みを承諾しない必要があると警察機関が判断した場合であって、警察機関から当社に対して所定の方法によりその第6種IP電話契約の申込みを承諾しない要請があったとき。
- (8) その他IP電話サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

（第2種音声通信番号の付与）

第18条の39 当社は、第6種IP電話契約者に、その特定利用契約者回線について、第2種音声通信番号を料金表第1表第1（月額料金）に定めるところにより付与します。

2 当社は、IP電話サービスに関する技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、第2種音声通信番号を変更することがあります。

3 当社は、前項の規定により第2種音声通信番号を変更しようとするときは、そのことをあらかじめ第6種IP電話契約者にお知らせします。

(変更等の通知)

第 18 条の 40 第 6 種 I P 電話契約者は、次の場合には、その変更の内容を事前に又は変更後速やかに、I P 電話サービス取扱所に通知していただきます。

- (1) 第 6 種 I P 電話契約に係る特定電気通信サービスで利用する別に定める協定事業者の電気通信サービスの品目等の変更（変更後において、特定電気通信サービスを継続して利用する場合であって、第 18 条の 36（第 6 種 I P 電話契約申込を行うことができる者の条件）に規定する条件を満たさなくなるときに限ります。）
 - (2) 第 6 種 I P 電話契約者の住所の変更
 - (3) 第 6 種 I P 電話契約に係る特定利用契約者回線の移転
- 2 当社は、前項第 1 号の通知（以下この条において「変更通知」といいます。）があった場合に、変更通知があった日を含む暦月の翌月の末日までにその品目等の再変更の通知（再変更後の品目等が、第 18 条の 36（第 6 種 I P 電話契約申込を行うことができる者の条件）に規定する条件を満たす場合に限り、以下この条において「再変更通知」といいます。）がないときは、第 18 条の 42（その他の提供条件）に定める解除の通知があったものとして取り扱い、再変更通知があったときは、変更通知から起算して再変更通知までの期間について、同条に定める利用の一時中断の請求があったものとして取り扱います。
- 3 当社は、第 43 条（協定事業者等からの通知）第 3 項の通知があったときは、第 18 条の 36（第 6 種 I P 電話契約申込を行うことができる者の条件）に定める条件を満たさなくなった旨の通知又はその後再び満たすようになった旨の通知を、それぞれ前項に定める変更通知又は再変更通知とみなして取り扱います。
- 4 当社は、第 1 項第 2 号又は第 3 号の通知の内容が第 18 条の 38（第 6 種 I P 電話契約申込の承諾）第 2 項に該当するときは、第 18 条の 42（その他の提供条件）に定める解除の通知があったものとして取り扱います。
- (注 1) 当社は、第 1 項の通知があったときは、その通知のあった事項を証明する書類を提示していただくことがあります。
- (注 2) 当社は、第 2 項の変更通知又は再変更通知があったときは、第 43 条（協定事業者等からの通知）第 3 項の通知があったことを確認させて頂くことがあります。

(第 6 種 I P 電話サービス利用権の譲渡)

第 18 条の 40 の 2 第 6 種 I P 電話サービス利用権（第 6 種 I P 電話契約者がその第 6 種 I P 電話契約に基づいて第 6 種 I P 電話サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

- 2 第 6 種 I P 電話サービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により I P 電話サービス取扱所に請求していただきます。
- ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。
- 3 当社は、前項の規定により第 6 種 I P 電話サービス利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。
- (1) 第 6 種 I P 電話サービス利用権を譲り受けようとする者が第 18 条の 36（第 6 種 I P 電話契約申込を行うことができる者の条件）に規定する条件を満たさないとき。
 - (2) 第 6 種 I P 電話サービス利用権を譲り受けようとする者が第 6 種 I P 電話サービスの料金又は工事に関する費用（特定利用契約者回線の料金又は工事に関する費用であって、この約款において設定するものを含みます。）の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) 第 6 種 I P 電話サービス利用権を譲り受けようとする者が第 42 条（利用に係る I P 電話契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
 - (4) その他 I P 電話サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 4 第 6 種 I P 電話サービス利用権の譲渡があったときは、譲受人は、当社が別に定める日（以下「譲渡完了日」といいます。）をもって当社が別に定めるものを除き、第 6 種 I P 電話契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。
- 5 前項の場合において、譲受人は、譲渡完了日を含む料金月より、その I P 電話サービスに係る料金を支払うことについて同意していただきます。
- 6 前項までの規定にかかわらず、第 6 種 I P 電話契約（別に定める特定電気通信サービスに係るものを除きます。）に係る第 6 種 I P 電話サービス利用権は、譲渡することができません。
- (注) 本条第 6 項に規定する別に定める特定電気通信サービスは、SoftBank 光サービス規約に規定する SoftBank 光サービスとします。

(当社が行う第 6 種 I P 電話契約の解除)

第 18 条の 41 当社は、次の場合には、その第 6 種 I P 電話契約を解除することがあります。

- (1) この約款に定める料金その他の債務（第6種 I P 電話契約の特定利用契約者回線の料金又は工事に関する費用であつて、この約款において設定するものを含みます。）について、支払期日を経過し、催告を受けてもなお支払わないとき。
 - (2) 第 23 条（利用停止）の規定により第6種 I P 電話サービスの利用を停止された第6種 I P 電話契約者が、なおその事実を解消しないとき。
 - (3) 第6種 I P 電話契約者が第 23 条（利用停止）第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められるとき。
 - (4) 当社が、第6種 I P 電話契約者について、破産、民事再生又は会社更生法の適用の申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったとき。
 - (5) 第 26 条（音声通信の品質）第 2 項の規定に該当する場合であつて、I P 電話サービスにおける音声通信の品質を安定的に確保することが困難になるおそれがあると当社が判断したとき。
 - (6) 第6種 I P 電話契約の申込時に第 18 条の 38（第6種 I P 電話契約申込の承諾）第 2 項第 7 号に定める事由に該当していたとき。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第6種 I P 電話契約を解除します。
- (1) 特定電気通信サービスについて、提供する電気通信事業者が変更となる種類の変更があつたとき
 - (2) 第 18 条の 36（第6種 I P 電話契約申込を行うことができる者の条件）を満たさなくなったとき
- 3 当社は、前 2 項の規定により、その第6種 I P 電話契約を解除しようとするときは、あらかじめ第6種 I P 電話契約者にそのことを通知します。
- ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

（その他の提供条件）

- 第 18 条の 42 第6種 I P 電話サービスの利用の一時中断及び第6種 I P 電話サービスに係る利用限度額の取扱いについては、第 1 種 I P 電話契約の場合に準ずるものとします。
- 2 第 2 種音声通信番号の変更及び第6種 I P 電話契約者が行う第6種 I P 電話契約の解除の取扱いについては、第 3 種 I P 電話契約の場合に準ずるものとします。
- 3 第6種 I P 電話契約に関するその他の提供条件については、別記 2 及び 3 に定めるところによります。

第6節 第7種IP電話契約

（第7種IP電話契約の細目）

第 18 条の 42 の 2 第7種 I P 電話サービスには、料金表第 1 表第 1 （月額料金）に規定する細目があります。

（契約の単位）

第 18 条の 43 当社は、第 18 条の 43 の 2 （第7種 I P 電話契約の種類）に定める 1 の指定回線ごとに 1 の第7種 I P 電話契約を締結します。この場合、第7種 I P 電話契約者は、1 の第7種 I P 電話契約につき 1 人に限ります。

（第7種IP電話契約の種類）

第 18 条の 43 の 2 第7種 I P 電話契約には、次の種類があります。

I 型	オープンデータ通信網サービス契約約款に規定する第 1 種オープンデータ通信網契約（他社卸回線型に係るものに限ります。）に基づき設置された指定回線を利用するもの
II 型	データ通信網サービス契約約款に規定するデータ通信網契約（I P 通信網相当回線の音声利用型に係るものに限ります。）に基づき設置された指定回線を利用するもの
III 型	データ通信網サービス契約約款に規定するデータ通信網契約（特定イーサ伝送相当回線の音声利用型に係るものに限ります。）に基づき設置された指定回線を利用するもの
IV 型	第7種 I P 電話契約に基づき設置された指定回線（別紙 2 に定める特定他社接続回線に係るものとします。）を利用するもの

（第7種IP電話契約申込を行うことができる者の条件）

第 18 条の 44 I 型、II 型又は III 型に係る第7種 I P 電話契約の申込みを行うことができる者は、前条の表に規定する電気通信サービスに係る利用契約を締結している者に限ります。

- 2 I型又はII型に係る第7種IP電話契約の申込みを行うことができる者は、指定回線について東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社から符号優先伝送交換接続機能の提供を受けている者に限ります。

(端末設備の設置)

第18条の44の2 当社は、IV型に係る第7種IP電話契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、堅固に施設できる地点に端末設備を設置します。

- 2 当社は、前項の地点を定めるときは、IV型に係る第7種IP電話契約者と協議します。

(第7種IP電話契約申込の方法)

第18条の45 第7種IP電話契約の申込みをするときは、所属する指定回線群（同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内に終端がある1以上の指定回線（第7種IP電話契約者が同一のものに限ります。）により構成される回線群をいいます。以下同じとします。）を記載した当社所定の契約申込書をIP電話サービス取扱所に提出していただきます。

- 2 IV型に係る第7種IP電話契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をIP電話サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 相互に接続する特定他社接続回線に係るサービスの種類及び細目
- (2) 相互に接続する特定他社接続回線に係る区間
- (3) 相互に接続する特定他社接続回線に係る電気通信事業者の氏名又は名称
- (4) その他特定他社接続回線と接続する第7種IP電話契約の申込みの内容を特定するための事項

- 3 前2項の場合において、第7種IP電話契約の申込者は、当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類として当社が別に定めるものを提出していただきます。

(第7種IP電話契約申込の承諾)

第18条の46 当社は、第7種IP電話契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第7種IP電話契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 第7種IP電話契約の申込みを承諾することが、技術上著しく困難なとき。
- (2) 申込者が、第7種IP電話サービス又は当社と契約を締結している他の電気通信サービスの料金又は工事に関する費用（指定回線の料金又は工事に関する費用であって、この約款において設定するものを含みます。）の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 第18条の45（第7種IP電話契約申込の方法）に規定する契約申込書の提出若しくは契約申込書の記載内容を確認するための書類として当社が別に定めるものの提出がなかったとき、又はそれらに虚偽若しくは事実と反する記載があることが判明したとき。
- (4) 申込者について、当社が別に定める方法により、契約者情報（氏名及び住所等の契約者等を特定する情報をいいます。以下同じとします。）の確認を行うことができないとき。
- (5) 第42条（利用に係るIP電話契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
- (6) 申込者に係る第7種IP電話サービス若しくは当社と契約を締結している他の電気通信サービスが利用停止されている、又は同サービスの解除を受けたことがあるとき。
- (7) IV型に係る第7種IP電話契約の申込みにあつては、その特定他社接続回線との相互接続に関してその特定他社接続回線に係る電気通信事業者の承諾が得られないとき、又はその他その申込内容が相互接続協定に基づき当社が別に定める条件に適合しないとき。
- (8) IP電話サービスを用いた犯罪行為を防止するために当社が第7種IP電話契約の申込みを承諾しない必要があると警察機関が判断した場合であつて、警察機関から当社に対して所定の方法によりその第7種IP電話契約の申込みを承諾しない要請があったとき。
- (9) その他IP電話サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(音声通信番号の付与)

第18条の47 当社は、第7種IP電話契約者に、その指定回線について、音声通信番号を料金表第1表第1（月額料金）に定めるところにより付与します。

- 2 当社は、IP電話サービスに関する技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、音声通信番号を変更することがあります。

- 3 当社は、前項の規定により音声通信番号を変更しようとするときは、そのことをあらかじめ第7種IP電話契約者にお知らせします。

(細目の変更)

第 18 条の 48 第 7 種 I P 電話契約者は、料金表第 1 表第 1 (月額料金) に定めるところにより、第 7 種 I P 電話サービスの細目の変更の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第 18 条の 46 (第 7 種 I P 電話契約申込の承諾) の規定に準じて取り扱います。

(変更等の通知)

第 18 条の 49 第 7 種 I P 電話契約者は、次の場合には、その変更の内容を事前に又は変更後速やかに、I P 電話サービス取扱所に通知していただきます。

- (1) I 型又は II 型に係る第 7 種 I P 電話サービスの指定回線に係る東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の符号優先伝送交換接続機能の契約解除
 - (2) IV 型に係る第 7 種 I P 電話契約に係る特定他社接続回線の種類及び細目の変更
 - (3) 第 7 種 I P 電話契約者の住所の変更
 - (4) IV 型に係る第 7 種 I P 電話契約に係る特定他社接続回線の利用権の譲渡
 - (5) 通信料金等請求書の送付先の変更
- 2 当社は、前項の通知の内容が第 18 条の 46 (第 7 種 I P 電話契約申込の承諾) 第 2 項に該当するときは、第 18 条の 52 (その他の提供条件) に定める解除の通知があったものとして取り扱います。
- 3 第 7 種 I P 電話契約は、次の場合には、そのことを速やかに I P 電話サービス取扱所に通知していただきます。
- (1) IV 型に係る第 7 種 I P 電話契約に係る特定他社接続回線の契約解除
 - (2) IV 型に係る第 7 種 I P 電話契約に係る特定他社接続回線の利用休止
 - (3) 第 7 種 I P 電話契約に係る指定回線の移転
- 4 当社は、前項の通知があったときは、第 18 条の 52 (その他の提供条件) による解除の通知があったものとして取り扱います。
- (注 1) 当社は、第 1 項又は第 3 項の通知があったときは、その通知のあった事項を証明する書類を提示していただくことがあります。
- (注 2) 当社は、第 7 種 I P 電話契約から第 1 項又は第 3 項の通知がないときは、第 43 条 (協定事業者等からの通知) の通知により、第 1 項又は第 3 項の通知があったものとみなすことがあります。

(第 7 種 I P 電話サービス利用権の譲渡)

第 18 条の 50 第 7 種 I P 電話サービス利用権 (第 7 種 I P 電話契約者がその第 7 種 I P 電話契約に基づいて第 7 種 I P 電話サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。) の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

- 2 第 7 種 I P 電話サービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により I P 電話サービス取扱所に請求していただきます。
- ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。
- 3 前項の場合において、第 7 種 I P 電話サービス利用権の譲渡の承認を受けようとする者は、契約者情報を確認するための書類として当社が別に定めるものを提出していただきます。
- 4 当社は、第 2 項の規定により第 7 種 I P 電話サービス利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。
- (1) 第 7 種 I P 電話サービス利用権を譲り受けようとする者が第 18 条の 44 (第 7 種 I P 電話契約申込を行うことができる者の条件) に規定する条件を満たさないとき。
 - (2) 第 2 項に規定する書面若しくは書類の提出がなかったとき、又はそれらに虚偽若しくは事実と反する記載があることが判明したとき。
 - (3) 第 7 種 I P 電話サービス利用権の譲渡の承認を受けようとする者について、当社が別に定める方法により、契約者情報の確認を行うことができないとき。
 - (4) 第 7 種 I P 電話サービス利用権を譲り受けようとする者が第 7 種 I P 電話サービス又は当社と契約を締結している他の電気通信サービスの料金又は工事に関する費用 (指定回線の料金又は工事に関する費用であって、この約款において設定するものを含みます。) の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (5) 第 7 種 I P 電話サービス利用権を譲り受けようとする者が第 42 条 (利用に係る I P 電話契約者の義務) の規定に違反するおそれがあるとき。
 - (6) IV 型に係る第 7 種 I P 電話契約の第 7 種 I P 電話サービス利用権の譲渡の場合にあっては、その譲渡がその接続される特定他社接続回線に係る電気通信事業者の承諾を得られないとき、その他相互接続協定に基づき当社が別に定め

る条件に適合しないとき。

(7) その他 I P 電話サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

- 5 第 7 種 I P 電話サービス利用権の譲渡があったときは、譲受人は、譲渡完了日をもって当社が別に定めるものを除き、第 7 種 I P 電話契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。
- 6 前項の場合において、譲受人は、譲渡完了日を含む料金月より、その I P 電話サービスに係る料金を支払うことについて同意していただきます。

(当社が行う第 7 種 I P 電話契約の解除)

第 18 条の 51 当社は、次の場合には、その第 7 種 I P 電話契約を解除することがあります。

- (1) 第 7 種 I P 電話サービス又は当社と契約を締結している他の電気通信サービスに係る料金その他の債務について、支払期日を経過し、催告を受けてもなお支払わないとき。
 - (2) 第 23 条 (利用停止) の規定により第 7 種 I P 電話サービスの利用を停止された第 7 種 I P 電話契約者が、なおその事実を解消しないとき。
 - (3) IV 型に係る第 7 種 I P 電話契約の特定他社接続回線の解除があったとき。
 - (4) 第 7 種 I P 電話契約者が第 23 条 (利用停止) 第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められるとき。
 - (5) IV 型に係る第 7 種 I P 電話サービスの利用中断期間が 1 年を経過した後、IV 型に係る第 7 種 I P 電話契約が新たに IV 型に係る第 7 種 I P 電話サービスの利用の一時中断若しくは再利用又は IV 型に係る第 7 種 I P 電話サービスの種類の変更の請求を行わない場合において、その 1 年を経過した日から起算してさらに 1 年を経過したとき。
 - (6) 当社が、第 7 種 I P 電話契約者について、破産、民事再生又は会社更生法の適用の申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったとき。
 - (7) 第 7 種 I P 電話契約の申込時に第 18 条の 46 (第 7 種 I P 電話契約申込の承諾) 第 2 項第 8 号に定める事由に該当していたとき。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、第 18 条の 44 (第 7 種 I P 電話契約申込を行うことができる者の条件) を満たさなくなった場合には、その第 7 種 I P 電話契約を解除します。
- 3 当社は、前 2 項の規定により、その第 7 種 I P 電話契約を解除しようとするときは、あらかじめ第 7 種 I P 電話契約者にそのことを通知します。
- ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(その他の提供条件)

- 第 18 条の 52 第 7 種 I P 電話サービスの利用の一時中断及び第 7 種 I P 電話サービスに係る利用限度額の取扱いについては、第 1 種 I P 電話契約の場合に準ずるものとします。
- 2 第 7 種 I P 電話契約者が行う第 7 種 I P 電話契約の解除の取扱いについては、第 3 種 I P 電話契約の場合に準ずるものとします。
- 3 第 7 種 I P 電話契約に関するその他の提供条件については、別記 2 及び 3 に定めるところによります。

第 7 節 緊急通報用 I P 電話契約

(契約の締結)

第 18 条の 53 当社は、緊急通報用 I P 電話サービスの提供を受ける者と緊急通報用 I P 電話サービスに係る契約（以下「緊急通報用 I P 電話契約」といいます。）を締結します。

(電話サービス等契約約款の準用)

第 18 条の 54 緊急通報用 I P 電話サービスに関する提供条件については、電話サービス等契約約款の緊急通報用電話サービス等の規定を準用します。

第 5 章 付加機能

(付加機能の提供)

第 19 条 当社は、I P 電話契約者から請求があったときは、その I P 電話契約について料金表により付加機能を提供します。

(付加機能の廃止)

第20条 当社は、次の場合には、付加機能を廃止します。

- (1) その付加機能の提供を受けている I P 電話契約者から廃止の申出があったとき。
- (2) その付加機能の利用を継続するにあたり、料金表に規定する提供条件を満たさなくなったとき。

(付加機能の利用の一時中断)

第21条 当社は、付加機能を利用している I P 電話契約者（第4種 I P 電話契約者、第5種 I P 電話契約者及び第7種 I P 電話契約者を除きます。）から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断（その付加機能に係る設備等を他に転用することなく一時的に利用できなくすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第6章 端末設備の提供

(端末設備の提供)

第21条の1の1 当社は、IV型に係る第7種 I P 電話サービスにおいて、第18条の44の2（端末設備の設置）に定めるところにより端末設備を提供します。

第7章 回線相互接続

(当社又は他社の電気通信回線の接続)

第21条の1の2 IV型に係る第7種 I P 電話契約者は、その特定他社接続回線の終端において又は終端に接続されている電気通信設備を介して、特定他社接続回線相互又は特定他社接続回線と当社が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線又は当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線（以下「他社回線」といいます。）との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を I P 電話サービス取扱所に提出していただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

- (1) その接続に関し、その接続する電気通信サービスに係る電気通信回線について規定する契約約款の規定により制限されているとき。
- (2) その接続に関し、その電気通信事業者の承諾が得られないとき。
- (3) その接続により本邦を経由して外国相互間で行われる他人の通話等を本邦内の端末設備等において、業として内容を変更することなく媒介することとなるとき。

3 IV型に係る第7種 I P 電話契約者は、その接続について、第1項の規定により I P 電話サービス取扱所に提出した書面に記載した事項について変更しようとするときは、当社所定の書面によりその変更の請求をしていただきます。この場合、当社は、前項の規定に準じて取り扱います。

4 IV型に係る第7種 I P 電話契約者は、その接続を終了しようとするときは、そのことをあらかじめ書面により I P 電話サービス取扱所に通知していただきます。

(特定他社接続回線との相互接続)

第21条の1の3 当社は、IV型に係る第7種 I P 電話契約申込を承諾したときは、その特定他社接続回線と接続する相互接続点において、指定のあった特定他社接続回線と当社の電気通信設備との接続を行います。

(相互接続点の所在地の変更)

第21条の2 当社は、相互接続協定に基づき、相互接続点の所在場所内でその所在地を変更することがあります。

(他社接続回線接続変更)

第21条の3 当社は、第4種 I P 電話契約者又はIV型に係る第7種 I P 電話契約者から請求があったときは、その他社接続回線と接続する相互接続点の現在の所在場所において、現在接続されている他社接続回線以外の他社接続回線への接続変更（以下「他社接続回線接続変更」といいます。）を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、第18条の18（第4種 I P 電話契約申込の承諾）又は第18条の46（第7種 I P 電話契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第8章 利用中止等

(利用中止)

第22条 当社は、次の場合には、I P電話サービス、基本機能又は付加機能の利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 特定の利用契約者回線、専用契約者回線等（専用契約者回線、特定端末回線等、特定利用契約者回線及び指定回線をいいます。以下同じとします。）及び端末回線から、多数の不完了呼（相手先の応答前に発信を取り止めることをいいます。以下同じとします。）を発生させたことにより、現に通信がふくそうし、又はふくそうするおそれがあると当社が認めたとき。
 - (3) 第21条の2（相互接続点の所在地の変更）の規定により、相互接続点の所在地を変更するとき。
 - (4) 第27条（通信利用の制限）の規定により、音声通信の利用を中止するとき。
 - (5) I P電話契約に係るオープンデータ通信網サービス契約約款に規定するオープンデータ通信網サービス、データ通信網サービス契約約款に規定するデータ通信網サービス又は特定電気通信サービスが利用中止になったとき。
- 2 当社は、前項の規定によりI P電話サービス、基本機能又は付加機能の利用を中止するときは、あらかじめそのことをI P電話契約者にお知らせします。
- ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第23条 当社は、I P電話契約者が次のいずれかに該当する場合は、6か月以内で当社が定める期間（第9号の規定に基づいて、警察機関からの要請を受けた場合、警察機関が定める期間とし、6か月を超えることがあります。）、そのI P電話サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 第42条（利用に係るI P電話契約者の義務）の規定に違反したとき。
 - (2) 当社の承諾を得ずに、特定端末回線又は特定他社接続回線（第7種I P電話サービスに係るものに限り、）に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
 - (3) 別記7若しくは別記9の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を特定端末回線から取りはずさなかったとき。
 - (4) 第27条（通信利用の制限）に規定する態様で国際通信を行ったとき。
 - (5) I P電話契約に係るオープンデータ通信網サービス契約約款に規定するオープンデータ通信網サービス、データ通信網サービス契約約款に規定するデータ通信網サービス又は特定電気通信サービスが利用停止になったとき。
 - (6) 第15条の2（第1種I P電話サービスに係る利用限度額）第7項、第18条の15（その他の提供条件）、第18条の22（その他の提供条件）、第18条の42（その他の提供条件）又は第18条の52（その他の提供条件）に基づき、当社がI P電話契約者本人であることを確認できないとき。
 - (7) I P電話契約者が、I P電話契約の申込、I P電話契約者の地位の承継の届出又は氏名等の変更の届出の際に、その者の氏名若しくは商号又は住所若しくは居所に関し事実と反する申出を行い、I P電話サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
 - (8) 当社が第43条（協定事業者等からの通知）により第18条の40（変更等の通知）第1項第2号若しくは第3号又は第18条の49（変更等の通知）第1項第3号若しくは第4号に規定する事由が生じたことを知った場合であって、その変更後の内容について当該I P電話契約者に確認できないとき。
 - (9) I P電話サービスを用いた犯罪行為を防止するためにI P電話サービスの利用を停止する必要があると警察機関が判断した場合であって、警察機関から当社に対して所定の方法によりそのI P電話サービスの利用を停止する要請があったとき。
- 2 当社は、この約款に定める料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、第38条の4（債権の譲渡等）第1項の規定により譲渡する場合は、譲受人となった協定事業者又は電気通信事業者を支払わない場合であって、その協定事業者又は電気通信事業者から当社に要請があったときとします。）は、第17条（当社が行う第1種I P電話契約の解除）第1項第1号、第18条の14の3（当社が行う第3種I P電話契約の解除）第1項第1号、第18条の21（当社が行う第4種I P電話契約の解除）第1項第1号、第18条の33（当社が行う第5種I P電話契約の解除）第1項第1号、第18条の41（当社が行う第6種I P電話契約の解除）又は第18条の51（当社が行う第7種I P電話契約の解除）の催告にかえて、その料金その他の債務が支払われるまでの間、そのI P電話サービスの利用を停止することがあります。
- 3 当社は、第7種I P電話契約者が、その第7種I P電話サービス以外の当社と契約を締結している若しくは締結していた他の第7種I P電話サービス若しくは他の電気通信サービスに係る料金その他の債務について、支払期日を経過して

もなお支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間、その第 7 種 I P 電話サービスの利用を停止することがあります。

- 4 当社は、I P 電話サービスを用いた犯罪行為を防止するために音声通信番号（当社がプラン 2 に係る第 1 種 I P 電話契約者、第 5 種 I P 電話契約者又は第 7 種 I P 電話契約者に付与したものに限り、以下この項において同じとします。）の利用を停止する必要があると警察機関が判断した場合であって、警察機関から当社に対して所定の方法によりその音声通信番号の利用を停止する要請があったときは、警察機関が定める期間、その音声通信番号の利用を停止することがあります。
- 5 当社は、前 4 項の規定によりその I P 電話サービス又は音声通信番号の利用停止をしようとするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を I P 電話契約者に通知します。
- ただし、必要やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 6 第 1 項第 9 号及び第 4 項の場合において、当社は、警察機関に対し当該 I P 電話契約者に係る情報を提供することがあります。

（接続休止）

- 第 24 条 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止又は相互接続協定の解除若しくは相互接続協定に係る電気通信事業者の電気通信事業の休止により、I P 電話契約者が当社の I P 電話サービス、基本機能又は付加機能を全く利用できなくなったときは、その I P 電話サービス、基本機能又は付加機能について接続休止（その I P 電話サービス、基本機能又は付加機能に係る電気通信設備を他に転用することを条件としてその I P 電話サービス、基本機能又は付加機能を一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）とします。
- 2 当社は、前項の規定により接続休止しようとするときは、あらかじめ、その I P 電話契約者にそのことを通知します。
- 3 第 1 項の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して 1 年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、その I P 電話契約は解除又は基本機能若しくは付加機能は廃止されたものとして取り扱います。この場合は、その I P 電話契約者にそのことを通知します。

第9章 音声通信

（音声通信の種類）

第 25 条 音声通信の種類は、料金表第 1 表第 2（通信料金）に定めるところによります。

（音声通信の品質）

- 第 26 条 音声通信の品質については、その I P 電話サービスの利用形態等により変動する場合があります。
- 2 前項に規定するほか、第 6 種 I P 電話サービスについては、当社の電気通信設備の状況等により、音声通信の品質が著しく低下する場合があります。

（通信利用の制限）

- 第 27 条 当社は、音声通信が著しくふくそうし、音声通信の全部を接続することができなくなったときは、次の措置を執ることがあります。
- (1) 天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする音声通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする音声通信を優先的に取り扱うため、利用契約者回線、専用契約者回線等又は端末回線に係る音声通信について、次に掲げる機関に設置されている利用契約者回線、専用契約者回線等又は端末回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、）以外のものによる音声通信の利用を中止する措置（特定の相互接続点及び特定の地域の契約者回線等への音声通信を中止する措置を含みます。）

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関

ガスの供給の確保に直接関係がある機関
 水道の供給の確保に直接関係がある機関
 選挙管理機関
 別記 21 に規定する基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
 預貯金業務を行う金融機関
 国又は地方公共団体の機関

(2) 特定の相互接続点及び特定の地域の契約者回線等への音声通信を中止する措置

2 当社は、本邦外の特定の地域（その地域の一部である場合を含みます。）への音声通信が第三者によって不正に行われていると判断したときは、I P 電話契約者から限定通信機能の申込み又は国際通信機能の一時中断の請求があったものとみなして取扱い、本邦外への音声通信の利用を中止する措置を執ることがあります。

3 I P 電話契約者は、次に掲げる態様で、国際通信を行ってはなりません。

(1) 本邦を経由して外国相互間で行われる他人の国際通信を本邦内の端末設備（利用契約者回線又は専用契約者回線等の終端に接続される電気通信設備であって、1 の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるものをいいます。）等において、業として内容を変更することなく媒介すること。

(2) 当社の電気通信回線設備の品質と効率を著しく低下させる次に掲げる方式のコールバックサービス（本邦から発信する国際通信を外国から発信する形態に振り替えることによって国際通信を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）を利用し又は他人に利用させること。

方式の別	概 要
ポーリング方式	外国側から本邦宛に継続して国際通信の請求が行われ、I P 電話契約者がコールバックサービスの利用を行う場合にのみ、それに応答することで提供がなされるコールバックサービスの方式
アンサーサプレッション方式	その提供に際し、当社が国際通信に係る I P 電話サービスの通信時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑圧されることとなるコールバックサービスの方式

（利用契約者回線による制約）

第 28 条 第 1 種 I P 電話契約者は、利用契約者回線に係る当社又は協定事業者の契約約款に規定するところにより、利用契約者回線を使用することができない場合においては、第 1 種 I P 電話サービスを利用することはできません。

2 前項に規定するほか、オープンデータ通信網サービス契約約款に規定する D S L 方式に起因する事象により、利用契約者回線が全く利用できない状態となる場合（通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）においては、第 1 種 I P 電話サービスを利用することができないことがあります。

（電気通信番号の利用に係る制約）

第 29 条 当社は、別に定める電気通信番号を利用して行う音声通信については提供しないものとします。

（注）別に定める電気通信番号は、次のとおりとします。

ア 第 1 種 I P 電話サービスについて、協定事業者の緊急通報番号

（電気通信番号規則に規定する緊急通報番号（110 番、118 番又は 119 番）をいいます。）

イ 電気通信番号規則に規定する事業者設備識別番号（当社が別に定めるものを除きます。）

ウ その他当社が別に定める電気通信番号

（発信電気通信番号通知）

第 30 条 利用契約者回線、専用契約者回線等又は端末回線からの音声通信（料金表に規定する国内通信に限るものとし、別に定める方法により行う通信を除きます。）については、その音声通信番号を着信先の契約者回線等、利用契約者回線、専用契約者回線等、端末回線又は別に定める電気通信事業者の I P 電話サービスに係る電気通信回線へ通知します。

ただし、次の通信については、この限りではありません。

(1) 通信の発信に先立ち、「1 8 4」をダイヤルして行う通信

(2) 料金表に定める発信電気通信番号非通知機能の提供を受けている通信（当社が別に定める方法により行う通信を除きます。）

(3) その他当社が別に定める通信

2 当社は、音声通信番号を着信先の契約者回線等、利用契約者回線、専用契約者回線等、端末回線又は別に定める電気通信事業者の I P 電話サービスに係る電気通信回線へ通知することに伴い発生する損害については、この約款中の責任の制限に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

（注 1）本条第 1 項第 2 号に規定する当社が別に定める方法により行う通信は、通信の発信に先立ち、「1 8 6」をダイ

ヤルして行う通信とします。

(注2) 当社は、I P 電話サービス（第1種 I P 電話サービスを除きます。）においては、緊急通報用 I P 電話サービスに係る電話番号等を利用して行う音声通信（第1項第1号に定める通信を除きます。）について、音声通信番号のほか、当該 I P 電話契約者（第1種 I P 電話契約者を除きます。）の氏名及び住所を通知することがあります。

(通信時間の測定等)

第31条 通信時間の測定等については、料金表第1表第2（通信料金）に定めるところによります。

第10章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第32条 当社が提供する I P 電話サービスに係る料金は、料金表第1表（料金）に規定する月額料金及び通信料金とします。

2 当社が提供する I P 電話サービスに係る工事に関する費用は、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する工事費、線路設置費及び設備費とします。

第2節 料金の支払義務

(月額料金の支払義務)

第33条 第1種 I P 電話契約者又は第7種 I P 電話契約者は、その第1種 I P 電話契約又は第7種 I P 電話契約に基づいて当社が I P 電話サービス、基本機能又は付加機能の提供を開始した日から起算して、その契約の解除又は基本機能若しくは付加機能の廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除があった日が同一である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表第1（月額料金）に規定する料金のうち月額で規定されているもの（以下「月額料金」といいます。）の支払いを要します。

ただし、料金表第1表第1（月額料金）に別段の定めがある場合はその定めるところによります。

2 第3種 I P 電話契約者、第4種 I P 電話契約者又は第5種 I P 電話契約者は、その第3種 I P 電話契約、第4種 I P 電話契約又は第5種 I P 電話契約に基づいて I P 電話サービス又は付加機能（第3種 I P 電話サービス、第4種 I P 電話サービス及び第5種 I P 電話サービス並びに同サービスに係る付加機能に限り、）の提供を開始後の当社が別に定める日を含む暦月の翌月から起算して、その契約の解除又は付加機能の廃止について当社が承諾した日の属する暦月の末日までの期間について、月額料金の支払いを要します。

3 第6種 I P 電話契約者は、その第6種 I P 電話契約に基づいて当社が I P 電話サービスの提供を開始した日から起算して、その契約の解除について当社が承諾した日の属する暦月の末日までの期間について、月額料金（付加機能使用料を除きます。）の支払いを要し、付加機能の提供を開始した日を含む暦月の翌月から起算して、その付加機能の廃止について当社が承諾した日の属する暦月の末日までの期間について、付加機能使用料の支払いを要します。

ただし、料金表第1表第1（月額料金）に別段の定めがある場合はその定めるところによります。

4 前3項の期間において、利用の一時中断等により I P 電話サービス又は基本機能若しくは付加機能を利用することができない状態が生じたときの月額料金の支払いは、次によります。

(1) 利用の一時中断をしたときは、I P 電話契約者は、その期間中の月額料金の支払いを要します。

(2) 利用停止（第15条の2（第1種 I P 電話サービスに係る利用限度額）第4項、第18条の15（その他の提供条件）、第18条の22（その他の提供条件）、第18条の42（その他の提供条件）又は第18条の52（その他の提供条件）に基づき、利用限度額を超えたことにより、I P 電話サービスの提供を行わない場合を含みます。）があったときは、I P 電話契約者は、その期間中の月額料金の支払いを要します。

(3) 前2号の規定によるほか、I P 電話契約者は、次の場合を除き、I P 電話サービス、基本機能又は付加機能を利用できなかった期間中の月額料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
-----	------------

1 I P電話契約者の責めによらない理由により、そのI P電話サービス、基本機能又は付加機能を全く利用できない状態（当該サービス又は機能に係る電気通信設備等に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（2欄から4欄に該当する場合を除きます。）にそのことを当社が知った時刻から起算して、次表に規定する時間以上その状態が連続したとき ただし、第3種I P電話サービス、第4種I P電話サービス、第5種I P電話サービス、第6種I P電話サービス及び第7種I P電話サービスにおいては、利用できない状態がI P電話契約者の都合により連続する場合を除きます。 <table border="1" data-bbox="156 528 866 752"> <tr> <th>区 分</th><th>時間</th></tr> <tr> <td>第1種I P電話サービス又は第7種I P電話サービスの場合</td><td>24 時間</td></tr> <tr> <td>第3種I P電話サービス、第4種I P電話サービス、第5種I P電話サービス又は第6種I P電話サービスの場合</td><td>72 時間</td></tr> </table>	区 分	時間	第1種I P電話サービス又は第7種I P電話サービスの場合	24 時間	第3種I P電話サービス、第4種I P電話サービス、第5種I P電話サービス又は第6種I P電話サービスの場合	72 時間	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのI P電話サービス、基本機能又は付加機能についての月額料金（料金表第1表第1（月額料金）に定める第1種I P電話サービスのプラン1のコース2に係る基本料については、プラン1のコース1に係るものを準用します。以下この表において同じとします。）
区 分	時間						
第1種I P電話サービス又は第7種I P電話サービスの場合	24 時間						
第3種I P電話サービス、第4種I P電話サービス、第5種I P電話サービス又は第6種I P電話サービスの場合	72 時間						
2 当社の故意又は重大な過失により、そのI P電話サービス、基本機能又は付加機能を全く利用できない状態が生じたとき	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのI P電話サービス、基本機能又は付加機能についての月額料金						
3 I P電話サービス、基本機能又は付加機能の接続休止をしたとき	I P電話サービス、基本機能又は付加機能の接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのI P電話サービス、基本機能又は付加機能についての月額料金						
4 利用契約者回線、特定端末回線若しくは端末回線の移転又は相互接続点の変更等に伴って、I P電話サービス、基本機能又は付加機能を利用できなくなった期間が生じたとき（I P電話契約者の都合によりI P電話サービス、基本機能又は付加機能を利用しなかった場合であって、その設備等を保留したときを除きます。）	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのI P電話サービス、基本機能又は付加機能についての月額料金						

5 第2項の期間において、第3種I P電話契約者が専用契約者回線を利用することができないため、当社の第3種I P電話サービス又は付加機能を全く利用できないときの月額料金の支払いは、次によります。

- (1) 専用サービス契約約款の規定による利用の一時中断、利用停止又はI P接続専用サービスに係る契約の解除その他第3種I P電話契約者に帰する理由により、専用契約者回線を利用することができなかった場合であっても、その期間中の月額料金の支払いを要します。
- (2) 前号の規定によるほか、第3種I P電話契約者は、次の場合を除き、専用契約者回線を利用することができないため、第3種I P電話サービス又は付加機能を全く利用できなかった期間中の月額料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 第3種I P電話契約者の責めによらない理由により、専用契約者回線を利用することができない状態（専用契約者回線による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じたため、当社の第3種I P電話サービス又は付加機能が全く利用できなくなった場合（2欄に該当する場合を除きます。）にそのことを当社が知った時刻から起算して、72時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその第3種I P電話サービス又は付加機能についての月額料金
2 当社の故意又は重大な過失により、当該専用契約者回線を利用することができないため、その第3種I P電話サービス又は付加機能を全く利用できない状態が生じたとき	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間に対応するその第3種I P電話サービス又は付加機能についての月額料金

6 第2項の期間において、第4種I P電話契約者が特定他社接続回線を利用することができないため、当社の第4種I P電話サービス又は付加機能を全く利用できないときの月額料金の支払いは、次によります。

- (1) 協定事業者による利用の一時中断、利用停止又は協定事業者との契約の解除その他第4種I P電話契約者に帰する理由により、特定他社接続回線を利用することができなかった場合であっても、その期間中は月額料金の支払いを要します。
- (2) 前号の規定によるほか、第4種I P電話契約者は、次の場合を除き、特定他社接続回線を利用することができないため、第4種I P電話サービス又は付加機能を全く利用できなかった期間中の月額料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 第4種I P電話契約者の責めによらない理由により、特定他社接続回線を利用することができない状態（特定他社接続回線による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じたため、当社の第4種I P電話サービス又は付加機能が全く利用できなくなった場合（2欄に該当する場合を除きます。）にそのことを当社が知った時刻から起算して、72時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその第4種I P電話サービス又は付加機能についての月額料金
2 特定他社接続回線に係る協定事業者の故意又は重大な過失により、当該特定他社接続回線を利用することができないため、その第4種I P電話サービス又は付加機能を全く利用できない状態が生じたとき	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間に対応するその第4種I P電話サービス又は付加機能についての月額料金

- 7 第3項の期間において、第6種I P電話契約者が特定利用契約者回線（当社が別に定める当社又は協定事業者の電気通信サービスに係るものに限り、以下この項において同じとします。）を利用することができないため、当社の第6種I P電話サービス又は付加機能を全く利用できないときの月額料金の支払いは、次によります。

- (1) 当社若しくは協定事業者による利用の一時中断、利用停止又は協定事業者との契約の解除その他第6種I P電話契約者に帰する理由により、特定利用契約者回線を利用することができなかった場合であっても、その期間中は月額料金の支払いを要します。
- (2) 前号の規定によるほか、第6種I P電話契約者は、次の場合を除き、特定利用契約者回線を利用することができないため、第6種I P電話サービス又は付加機能を全く利用できなかった期間中の月額料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 第6種I P電話契約者の責めによらない理由により、特定利用契約者回線を利用することができない状態（特定利用契約者回線による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じたため、当社の第6種I P電話サービス又は付加機能が全く利用できなくなった場合（2欄に該当する場合を除きます。）にそのことを当社が知った時刻から起算して、72時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその第6種I P電話サービス又は付加機能についての月額料金
2 特定利用契約者回線に係る当社若しくは協定事業者の故意又は重大な過失により、当該特定利用契約者回線を利用することができないため、その第6種I P電話サービス又は付加機能を全く利用できない状態が生じたとき	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間に対応するその第6種I P電話サービス又は付加機能についての月額料金

- 8 第1項の期間において、第7種I P電話契約者が指定回線を利用することができないため、当社の第7種I P電話サービス又は基本機能若しくは付加機能を全く利用できないときの月額料金の支払いは、次によります。

- (1) 当社若しくは協定事業者による利用の一時中断、利用停止又は協定事業者との契約の解除その他第7種I P電話契約者に帰する理由により、指定回線を利用することができなかった場合であっても、その期間中は月額料金の支払いを要します。
- (2) 前号の規定によるほか、第7種I P電話契約者は、次の場合を除き、指定回線を利用することができないため、第7種I P電話サービス又は基本機能若しくは付加機能を全く利用できなかった期間中の月額料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 第7種I P電話契約者の責めによらない理由により、指定回線を利用することができない状態（指定回線による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じたため、当社の第7種I P電話サービス又は基本機能若しくは付加機能を全く利用できなかった場合（2欄に該当する場合を除きます。）にそのことを当社が知った時刻から起算して、72時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその第7種I P電話サービス又は基本機能若しくは付加機能についての月額料金

本機能若しくは付加機能が全く利用できなくなった場合（2欄に該当する場合を除きます。）にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	金
2 指定回線に係る当社若しくは協定事業者の故意又は重大な過失により、当該指定回線を利用することができないため、その第7種 I P 電話サービス又は基本機能若しくは付加機能を全く利用できない状態が生じたとき	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間に対応するその第7種 I P 電話サービス又は基本機能若しくは付加機能についての月額料金

- 9 当社は、料金表第1表第1（月額料金）に定める第1種 I P 電話サービスのプラン1のコース2について、その利用契約者回線に係るオープンデータ通信網サービスが利用できない場合は、第4項第3号の表は適用しないものとします。
- 10 本条第4項第3号、第5項第2号及び第6項第2号、第7項第2号及び第8項第2号の表の適用にあたり、料金表第1表第1（月額料金）に定めるユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料については、支払いを要しない料金の対象としません。
- 11 当社は、支払いを要しないこととされた月額料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（注）本条第7項に規定する別に定める当社又は協定事業者の電気通信サービスは、東日本電信電話株式会社若しくは西日本電信電話株式会社より電気通信役務の提供を受けて当社が提供するもの又は B B I X 株式会社が提供するものとします。

（通信料金の支払義務）

- 第34条** I P 電話契約者は、音声通信について、第31条（通信時間の測定等）及び料金表に定める規定に基づいて算定した通信料金の支払いを要します。
- 2 I P 電話契約者は、通信料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1表第2（通信料金）に定める方法により算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、I P 電話契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。
- 3 次の通信については、第1項の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。
- (1) 緊急通報用 I P 電話サービスに係る電気通信回線（110 番、118 番又は 119 番）への通信
 - (2) 電気通信サービスに関する問い合わせ、申込み等当社の業務のために、それぞれの業務を行う I P 電話サービス取扱所等との通信であって、当社の指定したものへの通信

（工事費の支払義務）

- 第35条** I P 電話契約者は、I P 電話契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する工事費を支払っていただきます。
- ただし、工事の着手前にその I P 電話契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この節において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。
- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、解除等があったときまでに着手した工事の部分について別に算定した額の費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（線路設置費の支払義務）

- 第35条の2** I P 電話契約者は、次条第1項の規定により設備費を支払っていただく場合を除いて、次の場合には料金表第2表（工事費に関する費用）に規定する線路設置費を支払っていただきます。
- ただし、端末回線の設置工事等の着手前にその I P 電話契約の解除があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその線路設置費が支払われているときは、当社は、その線路設置費を返還します。
- (1) 端末回線の終端が区域外となる第5種 I P 電話契約の申込みをし、その承諾を受けたとき。
 - (2) 移転後の端末回線の終端が区域外となる端末回線の移転の請求をし、その承諾を受けたとき。
- 2 I P 電話契約者は、工事の着手後完了前に解除等があったときは、前項の規定にかかわらず、解除等があったときまでに着手した工事（区域外における端末回線の新設の工事に限ります。）の部分について、当社が別に算定した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（設備費の支払義務）

- 第35条の3** I P 電話契約者は、現在設置されている通常の電気通信設備以外の特別な電気通信設備の新設を要する第5種 I P 電話契約の申込み（端末回線の移転の請求を含みます。）をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表（工事

に関する費用)に規定する設備費を支払っていただきます。

ただし、端末回線の設置工事等の着手前に解除等があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその設備費が支払われているときは、当社は、その設備費を返還します。

- 2 I P 電話契約者は工事の着手後完了前に解除等があったときは、前項の規定にかかわらず、解除等があったときまでに着手した工事（前項に掲げる特別な電気通信設備の新設の工事に限ります。）の部分について、当社が別に算定した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算方法及び支払い等

(料金の計算方法及び支払い等)

第 36 条 料金の計算方法及び支払い等は、料金表通則に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第 37 条 I P 電話契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

(延滞利息)

第 38 条 I P 電話契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から 10 日以内に支払いがあったときは、この限りではありません。

第5節 特定他社接続回線の料金等

(特定他社接続回線の料金等)

第 38 条の2 第 3 種 I P 電話契約者は、その第 3 種 I P 電話契約に基づいて使用する専用契約者回線の料金等（第 3 種 I P 電話サービスに係る専用契約者回線の料金及び工事費に関する費用であって、当社がこの約款において設定するものをいいます。以下同じとします。）を当社に支払っていただきます。

2 第 4 種 I P 電話契約者又はIV型に係る第 7 種 I P 電話契約者は、その第 4 種 I P 電話契約又はIV型に係る第 7 種 I P 電話契約に基づいて使用する特定他社接続回線の料金等（第 4 種 I P 電話サービス又はIV型に係る第 7 種 I P 電話サービスに係る特定他社接続回線の料金及び工事費に関する費用であって、当社が設定するものをいいます。以下同じとします。）を当社に支払っていただきます。

3 専用契約者回線の料金等及び特定他社接続回線の料金等に関するその他提供条件（責任の制限を含みます。）は、この約款及び料金表に定めるところによります。

第6節 協定事業者に係る債権の譲受等

(協定事業者に係る債権の譲受等)

第 38 条の3 I P 電話契約者（第 3 種 I P 電話契約者、第 4 種 I P 電話契約者、第 5 種 I P 電話契約者、第 6 種 I P 電話契約者又は第 7 種 I P 電話契約者であって別に定める発信人である者（第 5 種 I P 電話契約者の場合は、別に定める発信人が当該 I P 電話契約者が提供する別に定める電気通信サービスの契約者であるときを含みます。）に限りします。以下この条において同じとします。）は、当社が次の債権を譲り受け、それを I P 電話サービスの料金に合算して請求することを承認していただきます。

この場合において、債権譲受に係る当社及び協定事業者は、I P 電話契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

(1) 別に定める協定事業者の電報サービス契約約款に規定する電報サービスの料金に係る債権

2 前項に規定する当社が譲り受けた債権の取扱いについては、当社が提供する I P 電話サービスの料金の取扱いに準じるものとします。

(注) 本条に規定する別に定める発信人は、別に定める協定事業者の電報サービス契約約款に規定する発信人をいいます。
以下同じとします。

第7節 債権の譲渡等

(債権の譲渡等)

- 第 38 条の4 第4種 I P 電話契約者は、第4種 I P 電話サービスに係る債権を当社がその特定他社接続回線に係る協定事業者又は特定端末回線に係る電気通信事業者に譲渡することを承認していただきます。この場合、当社及びその協定事業者又は電気通信事業者は、第4種 I P 電話契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。
- 2 第6種 I P 電話契約者は、第6種 I P 電話サービスに係る債権を当社がその第6種 I P 電話サービスに係る特定電気通信サービスを提供する電気通信事業者に譲渡することを承認していただきます。この場合、当社及びその電気通信事業者は、第6種 I P 電話契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。
- ただし、料金表通則に定めるところにより第6種 I P 電話サービスに係る通信料金を随時に計算する場合のほか、当該電気通信事業者の承諾が得られない場合は、当社はその通信料金に係る債権の譲渡を行わないことがあります。
- 3 前2項の規定により譲渡する債権額は、料金表の規定に基づいて算定した額とし、その他の取扱いについては、その協定事業者又は電気通信事業者の契約約款等に定めるところによります。

(IP電話契約者の維持責任)

- 第 38 条の5 I P 電話契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(IP電話契約者の切分責任)

- 第 38 条の6 I P 電話契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が特定端末回線又は特定他社接続回線（第7種 I P 電話サービスに係るものに限ります。）に接続されている場合であって、当社の I P 電話サービスを利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。
- 2 前項の確認に際して、I P 電話契約者から要請があったときは、当社は、I P 電話サービス取扱所において別に定める方法により試験を行い、その結果を I P 電話契約者にお知らせします。
- 3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備（特定端末回線に係る電気通信設備を含みます。）に故障がないと判定した場合において、I P 電話契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、I P 電話契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。
- (注) 本条は、当社が別に定めるところにより、当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備を除きます。

第11章 保守

(修理又は復旧の順位)

- 第 39 条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し又は滅失した場合に、その全部を修理し又は復旧することができないときは、第27条（通信利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる音声通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条第1項第1号の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関との I P 電話契約に係るもの 水防機関との I P 電話契約に係るもの 消防機関との I P 電話契約に係るもの 災害救助機関との I P 電話契約に係るもの 警察機関との I P 電話契約に係るもの 防衛機関との I P 電話契約に係るもの 輸送の確保に直接関係がある機関との I P 電話契約に係るもの 通信の確保に直接関係がある機関との I P 電話契約に係るもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関との I P 電話契約に係るもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関との I P 電話契約に係るもの

	水道の供給の確保に直接関係がある機関との I P 電話契約に係るもの 選挙管理機関との I P 電話契約に係るもの 別記 21 に規定する基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関との I P 電話契約に係るもの 預貯金業務を行う金融機関との I P 電話契約に係るもの 国又は地方公共団体の機関との I P 電話契約に係るもの（第 1 順位となるものを除きます。）
3	第 1 順位及び第 2 順位に該当しないもの

第 12 章 損害賠償

（責任の制限）

第 40 条 当社は、I P 電話サービスを提供すべき場合において、当社又は協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（その提供をしなかった原因が本邦のケーブル陸揚げ局又は固定衛星地球局より外国側における支障であるときを除きます。）は、その I P 電話サービスが全く利用できない状態（当該契約に係る電気通信設備による全ての音声通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、第 33 条（月額料金の支払義務）第 4 項第 3 号の表の 1 欄に規定する時間以上その状態が連続したときに限り、当該 I P 電話契約者の損害を賠償します。

ただし、次の場合についてはこの限りではありません。

- (1) 協定事業者が協定事業者の契約約款の定めにより損害賠償を行う場合
 - (2) オープンデータ通信網サービス契約約款に規定する D S L 方式に起因する事象により I P 電話サービスが全く利用できない状態となる場合
 - (3) 料金表第 1 表第 1（月額料金）に定める第 1 種 I P 電話サービスのプラン 1 のコース 2 について、その利用契約者回線に係るオープンデータ通信網サービスが利用できない場合
- 2 前項の場合において、当社は、I P 電話サービスが全く利用できない状態にあることを知った時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該 I P 電話サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- (1) 料金表に規定する月額料金（料金表第 1 表第 1（月額料金）に定めるユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料を除くものとし、第 1 種 I P 電話サービスのプラン 1 のコース 2 に係る基本料については、プラン 1 のコース 1 に係るものを準用します。）
 - (2) 料金表第 1 表第 2（通信料金）に規定する通信料金（I P 電話サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前 6 料金月の 1 日当たりの平均通信料金（前 6 料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）
- 3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。
- 4 当社の故意又は重大な過失により I P 電話サービスの提供をしなかったときは、前 3 項の規定は適用しません。
- 5 前項までの規定にかかわらず、電気通信設備の障害、業務上の過誤その他発信者の責めに帰することができない事由により、国際通信に中断等があったときは、発信者は、直ちにその旨を当社に申告していただきます。
- 6 当社は、前項の規定により中断等の申告を受けた国際通信の通信時間を、第 31 条（通信時間の測定等）の規定に従って調整します。
- 7 第 5 項の場合において、発信者の責めに帰することができない事由により、直ちにその旨の申告ができなかったときは、当社は、その国際通信に係る請求書の発行日から起算して 6 か月以内に限り、申告に応じ、前項の調整すべき通信時間に対応する通信料金を減額又は返還します。

（免責）

- 第 40 条の 2** 当社は、端末回線等又は第 7 種 I P 電話サービス（IV 型に係るものに限ります。）に係る端末設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、第 4 種 I P 電話契約者、第 5 種 I P 電話契約者又は第 7 種 I P 電話契約者に関する工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
- 2 当社は、この約款の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。
- 3 前項までの規定にかかわらず、当社又は外国の電気通信事業者が設置する国際通信に係る電気通信設備に、やむを得ない限度において技術的な条件（端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）で定める技術基準を含みます。）の変更が行われる場合であって、端末設備等について改造又は変更が必要となったときは、第 4 種 I P 電話契約者、第 5 種 I P 電話契約者又は第 7 種 I P 電話契約者にその改造又は変更を行っていただきます。

第13章 雑則

(他の電気通信事業者との利用契約の締結)

第40条の3 I P電話契約（第1種I P電話契約を除きます。以下この項において同じとします。）の申込みの承諾を受けた者は、別に定める電気通信事業者が定める契約約款の規定に基づいて、その電気通信事業者との利用契約を締結したことになります。

ただし、I P電話契約の申込みの承諾を受けた者から、その電気通信事業者との利用契約を締結しない旨の意思表示があったときは、この限りではありません。

2 前項の規定により利用契約を締結したI P電話契約者（第1種I P電話契約者を除きます。以下この項において同じとします。）は、サービスの利用があったときは、その電気通信事業者の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要します。

ただし、そのI P電話契約者が、その利用契約に基づく請求により電気通信サービスの提供を受けているときは、その利用の状況にかかわらず、その電気通信事業者の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要することがあります。

3 第6種I P電話契約若しくは第7種I P電話契約（I型又はII型に係るものに限ります。）の申込みの承諾を受けた者、第6種I P電話サービス利用権若しくは第7種I P電話サービス利用権（I型又はII型に係るものに限ります。）の譲渡の承認を受けた者又は第6種I P電話契約者若しくは第7種I P電話契約者（I型又はII型に係るものに限ります。）の地位を承継した者は、別に定める協定事業者の電気通信サービスに係る契約を締結したことになります。この場合、当該サービスに係る料金は第6種I P電話サービス又は第7種I P電話サービス（I型又はII型に係るものに限ります。）に係る料金に含むものとし、当該サービスに係るその他の提供条件は、この約款に定めるところによるものとし

（注1）本条第1項及び第2項において、当社が利用契約を締結したこととする電気通信事業者は、別紙1に定めるところによります。

（注2）本条第3項に規定する別に定める協定事業者はB B I X株式会社とし、別に定める電気通信サービスは、同社のIPv6 インターネット接続サービス利用規約に規定する IPv6 インターネット接続サービス（IPv6 による接続に係る部分に限ります。）に相当するものであって、第6種I P電話契約者及び第7種I P電話契約者向けに提供するサービスとします。

(承諾の限界)

第41条 当社は、I P電話契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき（特定他社接続回線を使用する場合において、当社の電気通信設備と特定他社接続回線との接続に関し、その特定他社接続回線に係る電気通信事業者の承諾が得られない場合その他その請求内容が相互接続協定に基づき当社が別に定める条件に適合しない場合を含みます。）は、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において特段の規定がある場合には、その規定によります。

(書面等の提出等)

第41条の2 I P電話契約者又はI P電話契約の申込みをする者（承継等の手続きをする者を含みます。）は、当社が承認した場合、当社所定の書面等の提出等に代えて、当社指定の方法（電磁的方法やインターネットを経由して当社所定の書式をI P電話サービス取扱所等へ送信する方法を含みます。）により提出等を行うことができます。

(利用に係るIP電話契約者の義務)

第42条 I P電話契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 当社又は当社以外の電気通信事業者がI P電話契約に基づき設置した端末回線等を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその端末回線等に線状その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護の必要があるときは、この限りではありません。

(2) I P電話契約者は、故意に電気通信回線を保留したまま放置し、その他音声通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。

(4) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社又は当社以外の電気通信事業者がI P電話契約に基づき設置した端末回線等に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(5) 当社又は当社以外の電気通信事業者がI P電話契約に基づき設置した端末回線等を善良な管理者の注意をもって保管すること。

- (6) 第1種 I P 電話契約者、第5種 I P 電話契約者又は第7種 I P 電話契約者が当該サービスを電気通信事業の用に供する場合、電気通信番号計画に規定する電気通信番号の使用に関する条件を遵守すること。
 - (7) 電気通信事業者（電気通信事業を営もうとする者を含みます。）に該当する第1種 I P 電話契約者、第5種 I P 電話契約者又は第7種 I P 電話契約者は、当該サービスを電気通信事業の用に供する旨及び電気通信番号使用計画の認定を受け、又は受けようとしている旨を当社に申し出ること。
 - (8) 第4種 I P 電話サービスをその I P 電話契約者の電気通信事業の用に供しないこと。
- 2 I P 電話契約者は、前項の規定に違反して端末回線等を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(IP電話契約者からの端末回線等の設置場所の提供等)

第42条の2 I P 電話契約者からの端末回線等の設置場所の提供等については、別記13に定めるところによります。

(協定事業者等からの通知)

- 第43条** 当社は、第4種 I P 電話契約者又は第7種 I P 電話契約者が第18条の20（変更等の通知）第1項若しくは第3項又は第18条の49（変更等の通知）第1項若しくは第3項による届出を行わなかった場合は、当社と協定事業者との相互接続協定に基づき、協定事業者から、I P 電話契約者と協定事業者との別に定める電気通信サービスに関する契約に係る氏名及び住所等について、通知を受けることがあります。
- 2 当社は、第6種 I P 電話契約者が第18条の36（第6種 I P 電話契約申込を行うことができる者の条件）に定める条件を満たさなくなった場合、第18条の40（変更等の通知）第1項第2号若しくは第3号による通知を行わなかった場合又は第18条の42（その他の提供条件）に定める解除の通知を行わなかった場合は、当社と別に定める協定事業者との相互接続協定等に基づき、その協定事業者から、第6種 I P 電話契約者と協定事業者との別に定める電気通信サービスに関する契約（同社より当該電気通信役務の提供を受けて他の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係るものを含みます。）に係る氏名及び住所等について、通知を受けること（第40条の3（他の電気通信事業者との利用契約の締結）第3項に規定する協定事業者を介して行われる場合を含みます。）があります。
- 3 当社は、第6種 I P 電話契約者が第18条の36（第6種 I P 電話契約申込を行うことができる者の条件）に定める条件を満たさなくなった場合又はその後再び満たすようになった場合は、当社と別に定める協定事業者との相互接続協定等に基づき、その協定事業者から、その事実について通知を受けることに同意していただきます。
- 4 当社は、第3種 I P 電話契約者、第4種 I P 電話契約者、第5種 I P 電話契約者又は第7種 I P 電話契約者がそれぞれ第18条の14の2（第3種 I P 電話契約者が行う第3者 I P 電話契約の解除）、第18条の22（その他の提供条件）、第18条の34（その他の提供条件）又は第18条の52（その他の提供条件）に定める解除の通知を行わなかった場合は、別に定める協定事業者から、第2種音声通信番号に係る第3種 I P 電話契約者、第4種 I P 電話契約者、第5種 I P 電話契約者又は第7種 I P 電話契約者の氏名及び住所等について、通知を受けることがあります。
- (注) 本条第2項に規定する別に定める協定事業者の電気通信サービスは、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の I P 通信網サービス契約約款に規定する I P 通信網サービスとします。

(協定事業者への通知)

- 第43条の2** 当社は、第40条の3（他の電気通信事業者との利用契約の締結）第1項に規定する電気通信事業者から請求があったときは、その電気通信事業者と当該規定に定める利用契約を締結している第3種 I P 電話契約者、第4種 I P 電話契約者、第5種 I P 電話契約者、第6種 I P 電話契約者又は第7種 I P 電話契約者の氏名、住所、及び第2種音声通信番号を通知することがあります。

(別に定める電気通信事業者への通知)

- 第43条の2の2** 第6種 I P 電話契約者は、第6種 I P 電話サービスに係る特定電気通信サービスを提供する電気通信事業者からの請求に基づき、料金表第1表第2（通信料金）に定める通信料金の取扱いの適用に規定するところにより、当該取扱いに係る I P 電話契約者の氏名及び住所等を当社が通知することにあらかじめ同意していただきます。

第43条の2の3 削除

第43条の2の4 削除

第43条の2の5 削除

(郵送等によるIP電話契約者への通知)

第43条の2の6 当社は、当社からIP電話契約者へ個別に郵送等の通知を行う場合において、届出のあったIP電話契約者の住所若しくは居所又は請求書送付先等への送付をもって、その通知を行ったものとします。

2 当社は、前項の場合において、当社の故意又は重過失がある場合を除き、通常到達すべき時に通知がなされたものとします。

(電話帳)

第43条の3 当社は、IP電話契約者（第1種IP電話契約者を除きます。から請求があったときは、別記4に定めるところにより、当社が付与した第2種音声通信番号を電話帳（別に定める協定事業者が発行する電話帳をいいます。以下同じとします。）に掲載します。

(電話番号案内)

第43条の4 当社は、IP電話契約者（第1種IP電話契約者を除きます。）から請求があったときは、当社が付与した第2種音声通信番号について、第43条の5（当社電話番号案内）及び別に定める協定事業者の契約約款に定める電話番号案内において案内を行います。

(当社電話番号案内)

第43条の5 当社は、IP電話サービス（第1種IP電話サービスを除きます。）について、当社又は別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの番号の案内（以下「当社電話番号案内」といいます。）を行います。

2 前項に規定するほか、当社電話番号案内に係る料金その他の提供条件は、電話サービス等契約約款に規定するものを準用することとします。

(番号情報の提供)

第43条の6 当社は、当社の番号情報（電話帳掲載、電話番号案内又は当社電話番号案内に必要な情報（第43条の3（電話帳）及び第43条の4（電話番号案内）の規定により電話帳掲載、電話番号案内及び当社電話番号案内を行うこととなった第2種音声通信番号に係る情報に限り、）をいいます。以下この条において同じとします。）について、番号情報データベース（番号情報を収容するために当社が別に定める協定事業者が設置するデータベース設備をいいます。以下同じとします。）に登録します。

2 前項の規定により登録した番号情報は、番号情報データベースを設置する協定事業者が、電話帳発行、電話番号案内又は当社電話番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等（当社が別に定める者に限り、）に提供します。

(注1) 本条第2項に規定する当社が別に定める者は、西日本電信電話株式会社と相互接続協定又は相互接続協定以外の契約により番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する事業者をいいます。

(注2) 本条第2項に規定する電気通信事業者等について、当社は閲覧に供します。

(注3) 当社は、電気通信事業者等が「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」等の法令に違反して番号情報を目的外等に利用した場合は、その電気通信事業者等への番号情報の提供を停止する措置を行います。

(注4) 本条第2項について、電話番号案内のみを行うものとした場合は、その番号情報を電話番号案内の目的に限定して電気通信事業者等が利用する場合に限り提供するものとします。

(別に定める電気通信事業者によるIP電話サービスに関する料金の回収代行)

第43条の7 当社は、IP電話契約者（第6種IP電話契約者に限り、以下この条において同じとします。）から請求があったときは、当社がこの約款の規定によりそのIP電話契約者に請求することとした料金（第38条の3（協定事業者に係る債権の譲受等）に規定する電報サービス又は料金表に規定する他社音声通信又は当社の移動体電話設備への通信（当社が別に定めるものに限り、）に係るものを含みます。以下この条において同じとします。）又は工事に関する費用について、次の場合を除いて、当社の代理人として別に定める電気通信事業者が請求し回収する取扱いを行います。

(1) そのIP電話契約者が、当社が請求することとした料金又は工事に関する費用の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) そのIP電話契約者への料金又は工事に関する費用の請求について、当該電気通信事業者が承諾しないとき。

(3) その他IP電話サービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき。

2 前項の規定により当該電気通信事業者が請求した料金又は工事に関する費用について、そのIP電話契約者が、当該電気通信事業者が定める支払期日を経過してもなおその電気通信事業者に支払わないときは、そのIP電話契約者に係る前項の取扱いを廃止します。

(注) 第1項に規定する別に定める電気通信事業者は、ヤフー株式会社とします。

(特約条項等)

第43条の8 当社は、この約款に定めるところにかかわらず、I P電話契約者に対して別に定める提供条件（以下「特約条項等」といいます。）で、I P電話サービスの提供をすることがあります。

この場合、当社とI P電話契約者の間で締結する特約条項等については、その部分についてこの約款に優先するものとします。

ただし、事業法第7条に規定する基礎的電気通信役務に関するものについては、この限りではありません。

(法令に規定する事項)

第44条 I P電話サービスの提供又は利用にあたり、法令に規定のある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めのある事項については、別記6から12までに定めるところによります。

(閲覧)

第45条 第3種I P電話サービスにおける基本的な技術的事項は、別表に定めるところによります。

2 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、閲覧に供します。

第14章 附帯サービス

(附帯サービス)

第46条 I P電話サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記14から20に定めるところによります。

別記

1 IP電話サービスの提供区間

- (1) 当社が提供する第1種IP電話サービスの提供区間は、次のとおりとします。
- ア 相互接続点相互間（同一の相互接続点に終始する場合を含みます。）のもの
 - イ オープンデータ通信網サービス契約約款に規定する業務区域内の契約者回線の終端（以下この別記1において「契約者回線の終端」といいます。）相互間（同一の契約者回線の終端に終始する場合を含みます。）のもの
 - ウ 相互接続点又は契約者回線の終端相互間のもの
 - エ 相互接続点又は契約者回線の終端から端末回線等の終端又はサービス接続点（IP電話サービスに係る電気通信設備と別に定める当社の電気通信サービスとの接続点をいいます。以下同じとします。）間のもの
 - オ 相互接続点又は契約者回線の終端から本邦外の別紙3に定める地域（以下「取扱地域」といいます。）間のもの
- (2) 当社が提供する第3種IP電話サービス、第6種IP電話サービス及び第7種IP電話サービスの提供区間は、次のとおりとします。
- ア 相互接続点（第6種IP電話サービスについては、別に定める接続点を含みます。以下この(2)において同じとします。）又はサービス接続点相互間（同一の相互接続点又はサービス接続点に終始する場合を含みます。）のもの
 - イ 相互接続点又はサービス接続点から端末回線等の終端間のもの
 - ウ 相互接続点又はサービス接続点から取扱地域間のもの
- (3) 当社が提供する第4種IP電話サービスの提供区間は、次のとおりとします。
- ア 相互接続点又は特定端末回線の終端相互間のもの
 - イ 相互接続点又は特定端末回線の終端からサービス接続点又は端末回線の終端間のもの
 - ウ 相互接続点又は特定端末回線の終端から取扱地域間のもの
- (4) 当社が提供する第5種IP電話サービスの提供区間は、次のとおりとします。
- ア 端末回線の終端相互間のもの
 - イ 端末回線の終端から相互接続点、サービス接続点又は特定端末回線の終端間のもの
 - ウ 端末回線の終端から取扱地域間のもの

2 IP電話契約者の氏名の変更

- (1) IP電話契約者は、その氏名の変更があった場合には、その変更の内容を事前に又は変更後速やかに、IP電話サービス取扱所に通知していただきます。
- (2) (1)の通知があったときは、当社は、その通知があった事項を証明する書類を提示していただくことがあります。

3 IP電話契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割によりIP電話契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えてIP電話サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定めこれを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) (2)の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

4 電話帳

- (1) 当社は、IP電話契約者（第1種IP電話契約者を除きます。以下この4において同じとします。）から請求があったときは、IP電話契約者の氏名、住所及び第2種音声通信番号等を電話帳に掲載します。
- (2) 電話帳の普通掲載、掲載省略及び重複掲載その他の取扱いについては、電話サービス等契約約款の規定を準用するものとします。

5 緊急通報用IP電話サービスの電気通信番号

緊急通報用IP電話サービスに係る電気通信番号は次のとおりとします。

区 別	電気通信番号
警察機関に提供されるもの	1 1 0
海上保安機関に提供されるもの	1 1 8
消防機関に提供されるもの	1 1 9

6 自営端末設備の接続

- (1) IP電話契約者は、その特定端末回線若しくは特定他社接続回線（第7種IP電話サービスに係るものに限りま
- す。以下別記9までにおいて同じとします。）の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介し

て、その特定端末回線又は特定他社接続回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、技術基準適合認定規則様式第7号又は第14号の表示が付されている端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。

(2) 当社は、(1)の請求があったときは次の場合を除き、その請求を承諾します。

ア その接続が技術基準等に適合しないとき。

イ その接続が電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第31条で定める場合に該当するとき。

ウ その接続により本邦を経由して外国相互間で行われる他人の音声通信を本邦内の端末設備等において、業として内容を変更することなく媒介することとなるとき。

(3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、次の場合を除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

ア 技術基準適合認定規則様式第7号又は第14号の表示が付されている端末機器を接続するとき。

イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。

(4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(5) IP電話契約者は、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。

(6) IP電話契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。

(7) IP電話契約者は、その特定端末回線又は特定他社接続回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

7 自営端末設備に異常がある場合等の検査

(1) 当社は、特定端末回線又は特定他社接続回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、IP電話契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、IP電話契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。

(2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、IP電話契約者は、その自営端末設備を特定端末回線又は特定他社接続回線から取りはずしていただきます。

8 自営電気通信設備の接続

(1) IP電話契約者は、その特定端末回線又は特定他社接続回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その特定端末回線又は特定他社接続回線に自営電気通信設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

(2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。

ア その接続が技術基準等に適合しないとき。

イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法第70条第1項第2号による総務大臣の認定を受けたとき。

ウ その接続により本邦を経由して外国相互間で行われる他人の音声通信を本邦内の端末設備等において、業として内容を変更することなく媒介することとなるとき。

(3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

(4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(5) IP電話契約者は、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。

(6) IP電話契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。

(7) IP電話契約者は、その特定端末回線又は特定他社接続回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

9 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

特定端末回線又は特定他社接続回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記7（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

10 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

11 IP電話契約者に係るパーソナルデータの利用

- (1) 当社は、IP電話契約者に係るパーソナルデータ（個人に関するすべてのデータを意味し、個人情報保護法における個人情報には限られません。以下同じとします。）の取扱いに関する指針（以下「プライバシーポリシー」といいます。）を定め、これを当社のホームページ等において掲示します。
- (2) パーソナルデータの取扱いに関して、この約款に別段の定めがあるときは、プライバシーポリシーの定めに関わらずこの約款の定めるところによります。

12 電気通信番号の利用

IP電話契約者は、第30条（発信電気通信番号通知）の規定等により通知を受けた音声通信番号の利用にあたっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重していただきます。

13 IP電話契約者からの端末回線等の設置場所の提供等

- (1) 端末回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。以下この13において同じとします。）又は建物内において、当社又は当社以外の電気通信事業者が端末回線等を設置するために必要な場所は、そのIP電話契約者から提供していただきます。
- (2) 当社は、端末回線等の終端のある構内又は建物内において、IP電話契約者から管路等の特別な設備を使用して端末回線等を設置することを求められたときはIP電話契約者の負担によりその特別な設備を設置していただきます。
- (3) 当社又は当社以外の電気通信事業者がIP電話契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、IP電話契約者から提供していただくことがあります。

14 通信料金明細書の送付

- (1) 当社は、IP電話契約者（第1種IP電話契約者、第3種IP電話契約者又は第7種IP電話契約者に限ります。以下この14において同じとします。）から請求があったときは、そのIP電話契約者の支払いに係る音声通信の通信料金明細書を送付します。

この場合、通信料金明細書には、次の種類があり、IP電話契約者はあらかじめいずれか1つを選択していただきます。

ア 第1種IP電話契約のオフネット通信及び国際通信並びに第3種IP電話契約及び第7種IP電話契約の区域内通信、隣接区域内通信、区域外通信及び国際通信に係る通信料金明細を記録しているもの

イ 第1種IP電話契約の国際通信並びに第3種IP電話契約及び第7種IP電話契約の隣接区域内通信、区域外通信及び国際通信に係る通信料金明細を記録しているもの

- (2) (1)の場合に、第3種IP電話契約及び第7種IP電話契約における移動体電話設備及び特定IP電話設備（協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則に規定する特定IP電話番号により識別される電気通信設備に限ります。以下同じとします。）への着信に係る国内通信については、区域外通信とみなして取り扱います。
- (3) IP電話契約者は、(1)アに規定する通信料金明細書の送付の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第3（附帯サービスに関する料金）に規定する明細書発行手数料を、当社が別に定める方法により、支払っていただきます。
- (4) IP電話契約者は、(1)の請求をしその承諾を受けたときは、当社が別に定めるところにより、郵送料（実費）の支払いを要します。
- (5) (1)の請求をし、その承諾を受けたIP電話契約者が、その通信料金明細書において電話サービス等契約約款に規定する電話等契約の通話等に係る通話等料金明細の提供を受ける場合は、(1)ア及びイをそれぞれ次のとおり読み替えて適用することがあります。

ア 第1種IP電話契約のオフネット通信及び国際通信並びに第3種IP電話契約及び第7種IP電話契約の区域内通信、隣接区域内通信、区域外通信及び国際通信並びに電話サービス等契約約款に規定する電話等契約の区域内通話等、隣接区域内通話等、区域外通話等及び国際通話等に係る通信料金明細を記録しているもの

イ 第1種IP電話契約の国際通信並びに第3種IP電話契約及び第7種IP電話契約の隣接区域内通信、区域外通信及び国際通信並びに電話サービス等契約約款に規定する電話等契約の隣接区域内通話等、区域外通話等及び国際通話等に係る通信料金明細を記録しているもの

15 電子媒体による請求額情報の通知等

- (1) 当社は、IP電話サービス（プラン2に係る第1種IP電話サービス及び第5種IP電話サービスを除きます。以下この15において同じとします。）について、そのIP電話サービスの料金等の請求額情報（そのIP電話契約者に係るIP電話サービスの料金等の請求額及びその内訳をいいます。以下同じとします。）を、請求額情報蓄積装置（請求額情報を蓄積するための当社の電気通信設備をいいます。以下同じとします。）に登録した電子データにより、請求額情報等を通知する取扱いを行います。
- (2) 当社は、(1)に規定する請求額情報蓄積装置に、そのIP電話契約者に係る請求額情報を登録したことをもって、その請求額情報をIP電話契約者に通知したものとします。

16 電子媒体による通信料金明細情報の提供

- (1) 当社は、第三者課金機能の提供を受けている I P 電話契約者から請求があったときは、その I P 電話契約者が登録した移動体電話設備から発信された音声通信の通信料金明細情報を通信料金明細情報蓄積装置（通信料金明細情報を蓄積するための当社の電気通信設備をいいます。）に登録した電子媒体により、通信料金明細情報を提供する取扱い（以下「電子媒体による通信料金明細情報の提供」といいます。）を行います。
- (2) 前項に定めるほか、電子媒体による通信料金明細情報の提供に係る事項については、当社が別に定めるところによります。

17 IP電話料金等請求書の発行

- (1) 当社は、別に定める場合を除き、I P 電話サービス（第 4 種 I P 電話サービスを除きます。）の料金及び工事に関する費用の請求にあたり、I P 電話料金等請求書（請求書又は請求額通知書とします。以下同じとします。）を発行します。
- (2) (1)のほか、当社は、I P 電話契約者（第 4 種 I P 電話契約者を除きます。）が、この約款に定める料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合（支払期日を経過した後支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、電話料金等請求書（請求書に限りします。）を発行します。
- (3) 第 7 種 I P 電話契約者は、(1)又は(2)に規定する I P 電話料金等請求書の発行を受けたときは、料金表第 1 表第 3（附帯サービスに関する料金）に規定する請求書等発行手数料の支払いを要します。
ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。
- (4) プラン 1 に係る第 1 種 I P 電話契約者又は第 6 種 I P 電話契約者は、(1)又は(2)に規定する I P 電話料金等請求書の発行を受けたときは、それぞれオープンデータ通信網サービス契約約款又は特定電気通信サービスに係る契約に規定する請求書等発行手数料の支払いを要します。
ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。

18 支払証明書の発行

- (1) 当社は I P 電話契約者（第 1 種 I P 電話契約者、第 3 種 I P 電話契約者又は第 7 種 I P 電話契約者に限りします。）から請求があったときは、この約款に定める料金その他の債務が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。
- (2) 第 7 種 I P 電話契約者は、(1)に規定する支払証明書の発行を受けたときは、料金表第 1 表第 3（附帯サービスに関する料金）に規定する支払証明書発行手数料の支払いを要します。
ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。
- (3) プラン 1 に係る第 1 種 I P 電話契約者は、(1)に規定する I P 電話料金等請求書の発行を受けたときは、オープンデータ通信網サービス契約約款に規定する支払証明書発行手数料の支払いを要します。
ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。

19 天気予報サービス等

当社は、次により天気予報サービス、時報サービス、災害用伝言ダイヤルサービス及び電報受付機能を提供します。

区 別	内 容	電気通信番号
天気予報サービス	気象庁が作成した気象、地象又は水象に関する情報を通知するサービス	1 7 7
時報サービス	日本中央標準時に準拠した時刻を通知するサービス	1 1 7
災害用伝言ダイヤルサービス	災害が発生した場合等に、当社が別に定める音声通信について、メッセージの蓄積、再生等を行うサービス	1 7 1
電報受付機能	別に定める協定事業者の電報サービス契約約款に規定する電報サービスへ接続するサービス	1 1 5
備考 第 3 種 I P 電話サービスの専用契約者回線、第 4 種 I P 電話サービスの特定端末回線等、第 5 種 I P 電話サービスの端末回線、第 6 種 I P 電話サービスの特定利用契約者回線又は第 7 種 I P 電話サービスの指定回線に限り提供します。		

20 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

当社は、IV型に係る第 7 種 I P 電話契約の申込みをする者又はIV型に係る第 7 種 I P 電話契約者から要請があったときは、当社のIV型に係る第 7 種 I P 電話サービスと一体的に利用する協定事業者の専用サービスの利用に係る協定事業者に対する請求その他当社が別に定める事項について手続きの代行を行います。

21 新聞社等の基準

区 分	基 準
-----	-----

1 新聞社	次の基準すべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8000部以上であること。
2 放送事業者	放送法（昭和25年法律第132号）第2条第23号に規定する基幹放送事業者及び同条第24号に規定する基幹放送局提供事業者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

料金表

通則

(特定他社接続回線等の料金等)

- 1 特定他社接続回線の料金等については、当社が設定するものとします。
- 2 専用契約者回線の料金等（第3種 I P 電話サービスに係る専用契約者回線の料金及び工事に関する費用をいいます。以下同じとします。）については、この約款において設定するものとします。

(料金の計算方法)

- 3 当社は、I P 電話契約者がその I P 電話契約に基づき支払う月額料金は暦月に従って計算します。
- 4 当社は、次の場合が生じたときは、月額料金をその利用日数に応じて日割します。
ただし、第1表第1（月額料金）に特段の定めがある場合は、その定めによるものとし、第3種 I P 電話サービス、第4種 I P 電話サービス及び第5種 I P 電話サービスに係るものについては、(1)から(3)の適用は行わないものとし、第6種 I P 電話サービスに係るものについては、(2)及び(3)の適用は行わないものとします。
(1) 暦月の初日以外の日により I P 電話サービス、基本機能又は付加機能の提供の開始があったとき。
(2) 暦月の初日以外の日により I P 電話サービスの解除又は基本機能若しくは付加機能の廃止があったとき。
(3) 暦月の初日に I P 電話サービス又は基本機能若しくは付加機能の提供を開始し、その日にその I P 電話サービスの解除又は基本機能若しくは付加機能の廃止があったとき。
(4) 暦月の初日以外の日により月額料金の額の改定があったとき。この場合改定後の月額料金は、その改定があった日から適用します。
(5) 第33条（月額料金の支払義務）第4項第3号、第5項第2号、第6項第2号、第7項第2号及び第8項第2号の表の規定に該当するとき。
- 5 4の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第33条（月額料金の支払義務）第4項第3号の表の1欄、第5項第2号の表の1欄、第6項第2号、第7項第2号及び第8項第2号の表の1欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。
- 6 当社は、I P 電話契約者がその I P 電話契約に基づき支払う通信料金は、料金月（1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。約款及び以下料金表において同じとします。）に従って計算します。ただし、I P 電話契約者から請求があったとき、その他当社が必要と認めるときは、その音声通信（当社が別に定めるものに限り、）に係る通信料金について、随時に計算することがあります。
- 7 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、6の規定の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 8 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。この場合において、第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(料金の支払い)

- 9 I P 電話契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関又は I P 電話サービス取扱所等において支払っていただきます。

(料金の一括払い)

- 10 当社は、当社に特別の事情がある場合は、9の規定にかかわらず、I P 電話契約者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。
- 11 当社は、I P 電話契約者の1月の支払額（この約款に定める料金（I P 電話契約者が、電話サービス等契約約款に定める電話等契約者又はオープンデータ通信網サービス契約約款に定めるオープンデータ通信網契約者である場合は、当該約款に定める料金を含みます。）のうち、当社が別に定める料金に係るものに限り、）が5,000円に満たないときは、2又は3月分の料金を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

ただし、あらかじめ I P 電話契約者から、当社がこの取扱いを行うことについて承諾しない旨の申出があったときは、この限りではありません。

(前受金)

12 当社は、料金又は工事に関する費用について、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 当社が別に定める条件とは、前受金には利息を付さないことをいいます。

(消費税相当額の加算)

13 第 33 条（月額料金の支払義務）から第 35 条（工事費の支払義務）の規定その他この約款の規定により支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額（税抜価額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。））とします。）に消費税相当額を加算した額とし、その算出方法については当社が別に定めるところによります。

この場合において、当社は、消費税法第 63 条に定めるところにより、必要に応じて税込価額（税抜価額に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）を併記します。

(注) 当社は、税込価額を併記する場合、括弧内にその額を記載するものとします。

14 13 の場合に、消費税相当額の算出方法によっては、I P 電話契約者への請求額とこの約款に定める税込価額が異なる場合があります。

15 13 の規定にかかわらず、国際通信に係るものについては消費税相当額を加算しないものとします。

(料金等の臨時減免)

16 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係の I P 電話サービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことを周知します。

第1表 料金

第1 月額料金

1 適用

月額料金（専用契約者回線及び特定他社接続回線に関するものを含みます。）の適用については、第33条（月額料金の支払義務）及び第38条の2（特定他社接続回線の料金等）の規定によるほか、次のとおりとします。

月 額 料 金 の 適 用

(1) 細目に係る料金の適用

ア 当社は、第1種IP電話サービスについて料金表を適用するにあたって、次表のとおり設備の態様による細目を定めます。

種 類	内 容
プラン1 (商品名：ODN IP フォン)	オープンデータ通信網サービス契約約款に規定するタイプ1（プラン1、プラン3及びプラン4に係るものを除きます。）、タイプ3（コース6の通常型又は特定利用限定型に係るものに限りします。）又はタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約に基づき設置された1の利用契約者回線を利用するもの
プラン2 (商品名：IP-One IP フォン B プラン)	オープンデータ通信網サービス契約約款に規定するオープンデータ通信網契約（第1種オープンデータ通信網契約又は第4種オープンデータ通信網契約であって、別に定めるものに限りします。）に基づき設置された1の利用契約者回線を利用するもの

イ 当社は、第1種IP電話サービスのプラン1について月額料金を適用するにあたり、次表のとおり、料金の適用の態様による細目を定めます。

種 類	内 容
コース1	コース2以外のもの
コース2	基本料について、利用契約者回線に係る基本料（オープンデータ通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。）と併せて設定するもの

備考

1 コース1は、オープンデータ通信網サービス契約約款に規定するタイプ3のコース6の通常型に係る第4種オープンデータ通信網契約に基づき設置された1の利用契約者回線を利用するものに限り提供します。

2 コース2は、オープンデータ通信網サービス契約約款に規定するタイプ3のコース6の通常型に係る第4種オープンデータ通信網契約に基づき設置された1の利用契約者回線を利用するものを除き提供します。

ウ 当社は、第7種IP電話サービスについて料金表を適用するにあたって、次表のとおり設備の態様による細目1を定めます。

種 類	内 容
メニュー1 (商品名：スタンダードプラン)	(ア) I型及びII型に係るものについては、同時に30チャネルまでの通信が可能なもの (イ) III型に係るものについては、同時に100チャネルまでの通信が可能なもの (ウ) IV型に係るものについては、同時に1,000チャネルまでの通信が可能なもの
メニュー2 (商品名：Aプラン)	同時に2チャネルまでの通信が可能なものであってメニュー3以外のもの
メニュー3 (商品名：Bプラン)	同時に2チャネルまでの通信が可能なものであって、基本機能として、2（料金額）(9)（付加機能使用料）に規定する発信電気通信番号表示機能、迷惑通信おことわり機能、発信電気通信番号通知要請機能及び着信情報送信機能に相当する機能を有するもの
メニュー4 (商品名：Cプラン)	同時に8チャネルまでの通信が可能なもの
メニュー5 (商品名：Dプラン)	同時に32チャネルまでの通信が可能なものであって、基本機能として、2（料金額）(9)（付加機能使用料）に規定する発信電気通信番号表示機能、迷惑通信おことわり機能及び発

	信電気通信番号通知要請機能に相当する機能を有するもの																		
	備考 1 メニュー2、メニュー3、メニュー4及びメニュー5は、Ⅰ型及びⅡ型に係るものに限り提供します。 2 基本機能として、メニュー1、メニュー2、メニュー3及びメニュー5は1チャンネル、メニュー4は3チャンネルによる通信が可能です。 3 メニュー3は、音声通信の料金明細内訳を記録している第7種ⅠP電話契約者の指定回線に限り、提供を受けることができます。 4 メニュー3に係るⅠP電話契約者は、第2（通信料金）に定めるところにより、基本通信料の支払いを要します。 5 メニュー2、メニュー3、メニュー4及びメニュー5は1の指定回線群に所属することができる指定回線の数とします。 6 指定回線群を構成する指定回線が2以上である場合、オープンデータ通信網サービス契約約款に規定する第1種オープンデータ通信網契約又は別に定める当社の端末機器に係る契約の当社が指定する保守の提供を受ける契約に係る指定回線に限り、指定回線群を構成することができます。 7 第7種ⅠP電話契約者は、第18条の48（細目の変更）の規定にかかわらず、メニュー2、メニュー3、メニュー4又はメニュー5からメニュー1への細目の変更に限り、請求することができます。この場合、その請求を当社が承諾した日の属する暦月の翌月から、変更後の細目を適用します。 8 当社は、メニュー3又はメニュー5からメニュー1への細目の変更があったときは、基本機能として有する機能について、第7種ⅠP電話契約者から廃止の申出があったものを除き、付加機能として提供を継続します。 この場合、細目の変更を適用した日から、その付加機能について、2（料金額）(9)付加機能使用料に規定する料金額を適用します。																		
	エ 当社は、Ⅳ型に係る第7種ⅠP電話サービスについて指定回線使用料を適用するにあたって、次表のとおり設備の態様による細目2を定めます。 <table> <tr> <th>種 類</th><th>内 容</th></tr> <tr> <td>タイプ1 (商品名：ボイスアクセスタイプ1)</td><td>同時に400チャンネルまでの通信が可能なもの</td></tr> <tr> <td>タイプ2 (商品名：ボイスアクセスタイプ2)</td><td>同時に1,000チャンネルまでの通信が可能なもの</td></tr> <tr> <td colspan="2"> 備考 Ⅳ型に係る第7種ⅠP電話契約者は、第18条の48（細目の変更）の規定にかかわらず、設備の態様による細目2の変更を請求することはできません。 </td></tr> </table> オ ウ及びエに定めるほか、1の指定回線群において同時に通信できるチャンネルの数は、1,000チャンネルまでとします。	種 類	内 容	タイプ1 (商品名：ボイスアクセスタイプ1)	同時に400チャンネルまでの通信が可能なもの	タイプ2 (商品名：ボイスアクセスタイプ2)	同時に1,000チャンネルまでの通信が可能なもの	備考 Ⅳ型に係る第7種ⅠP電話契約者は、第18条の48（細目の変更）の規定にかかわらず、設備の態様による細目2の変更を請求することはできません。											
種 類	内 容																		
タイプ1 (商品名：ボイスアクセスタイプ1)	同時に400チャンネルまでの通信が可能なもの																		
タイプ2 (商品名：ボイスアクセスタイプ2)	同時に1,000チャンネルまでの通信が可能なもの																		
備考 Ⅳ型に係る第7種ⅠP電話契約者は、第18条の48（細目の変更）の規定にかかわらず、設備の態様による細目2の変更を請求することはできません。																			
(2) 音声通信番号の付与に係る料金の適用	ア 音声通信番号の付与については、次のとおりとします。 (ア) 第1種ⅠP電話サービスに係るもの <table> <tr> <th>区 分</th><th>適 用</th></tr> <tr> <td>プラン1に係るもの</td><td>利用契約者回線ごとに1の音声通信番号を付与するもの</td></tr> <tr> <td>プラン2に係るもの</td><td>利用契約者回線ごとに100又は500の音声通信番号（「音声通信番号群」といいます。以下同じとします。）を付与するもの</td></tr> </table> (イ) 第3種ⅠP電話サービスに係るもの <table> <tr> <th>区 分</th><th>適 用</th></tr> <tr> <td>第3種ⅠP電話サービスに係るもの</td><td>専用契約者回線について1の音声通信番号を付与するもの</td></tr> </table> (ウ) 第4種ⅠP電話サービスに係るもの <table> <tr> <th>区 分</th><th>適 用</th></tr> <tr> <td>第4種ⅠP電話サービスに係るもの</td><td>特定端末回線等について1の音声通信番号を付与するもの</td></tr> </table> (エ) 第5種ⅠP電話サービスに係るもの <table> <tr> <th>区 分</th><th>適 用</th></tr> <tr> <td>第5種ⅠP電話サービスに係るもの</td><td>端末回線について20,000の音声通信番号を付与するもの</td></tr> </table>	区 分	適 用	プラン1に係るもの	利用契約者回線ごとに1の音声通信番号を付与するもの	プラン2に係るもの	利用契約者回線ごとに100又は500の音声通信番号（「音声通信番号群」といいます。以下同じとします。）を付与するもの	区 分	適 用	第3種ⅠP電話サービスに係るもの	専用契約者回線について1の音声通信番号を付与するもの	区 分	適 用	第4種ⅠP電話サービスに係るもの	特定端末回線等について1の音声通信番号を付与するもの	区 分	適 用	第5種ⅠP電話サービスに係るもの	端末回線について20,000の音声通信番号を付与するもの
区 分	適 用																		
プラン1に係るもの	利用契約者回線ごとに1の音声通信番号を付与するもの																		
プラン2に係るもの	利用契約者回線ごとに100又は500の音声通信番号（「音声通信番号群」といいます。以下同じとします。）を付与するもの																		
区 分	適 用																		
第3種ⅠP電話サービスに係るもの	専用契約者回線について1の音声通信番号を付与するもの																		
区 分	適 用																		
第4種ⅠP電話サービスに係るもの	特定端末回線等について1の音声通信番号を付与するもの																		
区 分	適 用																		
第5種ⅠP電話サービスに係るもの	端末回線について20,000の音声通信番号を付与するもの																		

(オ) 第6種 I P 電話サービスに係るもの	
区 分	適 用
第6種 I P 電話サービスに係るもの	特定利用契約者回線について1の音声通信番号を付与するもの
(カ) 第7種 I P 電話サービスに係るもの	
区 分	適 用
第7種 I P 電話サービスに係るもの	指定回線について1の第2種音声通信番号を付与するもの
イ 第7種 I P 電話契約者は、その指定回線に係る1の第2種音声通信番号について、2（料金額）に規定する(3)基本番号使用料の支払いを要するものとします。 ウ プラン2に係る第1種 I P 電話契約者、第5種 I P 電話契約者又は第7種 I P 電話契約者は、その利用契約者回線、端末回線又は指定回線群についてそれぞれ、音声通信番号群又は音声通信番号を追加する請求を行うことができます。この場合に、1の指定回線群に付与することができる音声通信番号の数は、メニュー1又はメニュー5のものにあつては9,000まで、メニュー2又はメニュー3のものにあつては5まで、メニュー4のものにあつては32までとし、I型及びII型に係る第7種 I P 電話サービスについては、第18条の47（音声通信番号の付与）の規定にかかわらず、第2種音声通信番号に限りします。 エ 第1種音声通信番号が付与されている指定回線群については、I型及びII型に係る指定回線をその指定回線群を構成する指定回線とすることはできません。 オ 当社は、ウに定める音声通信番号群又は音声通信番号の追加の請求があつたときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。 (ア) I P 電話サービスを用いた犯罪行為を防止するために当社が音声通信番号の追加の請求を承諾しない必要があると警察機関が判断した場合であつて、警察機関から当社に対して所定の方法によりその音声通信番号の追加の請求を承諾しない要請があつたとき。 (イ) その他 I P 電話サービスに関する技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるとき。 カ ウの請求をし承諾を受けた I P 電話契約者は、追加した音声通信番号群又は音声通信番号について2（料金額）に規定する(4)追加番号使用料の支払いを要するものとします。 キ その他音声通信番号群及び音声通信番号の付与に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。	
(3) 基本料に関する減額の適用	オープンデータ通信網サービス契約約款に規定するタイプ3のコース6（通常型に係るもの）に限り、第4種オープンデータ通信網契約に基づき設置された利用契約者回線を利用するものについては、その I P 電話契約に係る基本料について1の利用契約者回線ごとに100円（税込110円）を減額して適用します。
(4) 特定サービスの契約の締結を条件とする第3種 I P 電話サービスの基本料に関する取扱いの適用	ア 当社は、第3種 I P 電話契約者からの申出により、特定サービスの契約の締結を条件とする第3種 I P 電話サービスの基本料に関する取扱い（以下「シティセイバー」といいます。）を行います。 イ シティセイバーとは、第3種 I P 電話契約者が、特定サービス（Yahoo! BB 光シティサービス規約に定めるYahoo! BB 光シティサービスのサービス契約をいいます。以下この欄において同じとします。）の契約を締結することを条件に、1の専用契約者回線ごとに、基本料から450円（税込495円）を減額して適用することをいいます。 ウ シティセイバーは、その第3種 I P 電話サービスの提供を開始後（その開始日に特定サービスの提供が開始されていない場合は、その開始後とします。）の当社が別に定める日を含む暦月の翌月から適用を開始することとし、その次暦月以降においても第3種 I P 電話契約者から終了の申込みがない限り、従前と同様の条件により、継続するものとします。終了の申込みがあつた場合は、その終了日を含む暦月の末日まで、シティセイバーを適用するものとします。 エ 当社は、次の場合にはシティセイバーの適用は終了したものと取り扱います。 (ア) シティセイバーの適用を受けている専用契約者回線に係る第3種 I P 電話契約の解除があつたとき
(5) 端末回線の終端が加入区域外にある場合の料金の適用	端末回線の終端が加入区域外にある場合の加算額は、その端末回線の終端が収容されている収容 I P 電話サービス取扱所の加入区域を超える地点から引込柱（端末回線の終端に最も近い距離にある電柱（ケーブル引込みの場合は配線盤）をいいます。以下同じとします。）までの線路（以下「区域外線路」といいます。）について適用します。

(6) ユニバーサルサービス料の適用	ア 当社は、I P 電話サービスに係る音声通信番号について、1 の音声通信番号ごとに2（料金額）に規定する(6)ユニバーサルサービス料（事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年6月19日総務省令第64号）により算出された額に基づいて当社が定める料金をいいます。以下同じとします。）を適用します。 イ ユニバーサルサービス料は、暦月の末日において当社がI P 電話契約者に付与している音声通信番号に限り適用します。 ウ 当社はユニバーサルサービス料について、通則4に規定する日割を行いません。										
(6) の2 電話リレーサービス料の適用	ア 当社は、I P 電話サービスに係る音声通信番号について、1 の音声通信番号ごとに2（料金額）に規定する(7)電話リレーサービス料（聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和2年法律第53号）に定める電話リレーサービスの提供の確保のための負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（令和2年省令第110号）により算出された額に基づいて当社が定める料金をいいます。以下同じとします。）を適用します。 イ 電話リレーサービス料は、別に定める暦月の末日において当社がI P 電話契約者に付与している音声通信番号に限り適用します。 （注）別に定める暦月は、当社ホームページ等で定めます。 ウ 当社は電話リレーサービス料について、通則4に規定する日割を行いません。										
(7) 最低利用期間に係る料金の適用	ア 第1種I P 電話サービスの最低利用期間は、次のとおりとします。 <table border="1" data-bbox="448 748 1477 925"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>最低利用期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン1に係るもの</td><td>I P 電話サービスの提供を開始した日から起算して1月間</td></tr> <tr> <td>プラン2に係るもの</td><td>I P 電話サービスの提供を開始した日から起算して1年間</td></tr> </tbody> </table> イ I P 電話契約者は、最低利用期間内に当該契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、残余の期間に対応する料金（第1（月額料金）に規定する(1)基本料及び(4)追加番号使用料に消費税相当額を加算した額とします。）に相当する額を一括して支払っていただきます。この場合、第1種I P 電話サービスのプラン1のコース2に係る基本料については、プラン1のコース1に係るものを準用します。	区 分	最低利用期間	プラン1に係るもの	I P 電話サービスの提供を開始した日から起算して1月間	プラン2に係るもの	I P 電話サービスの提供を開始した日から起算して1年間				
区 分	最低利用期間										
プラン1に係るもの	I P 電話サービスの提供を開始した日から起算して1月間										
プラン2に係るもの	I P 電話サービスの提供を開始した日から起算して1年間										
(8) 複数の付加機能を同時に利用している場合の付加機能使用料の適用	ア 当社は、1の専用契約者回線等ごとに第3種I P 電話契約者又は第4種I P 電話契約者から複数の付加機能（当社が次表において指定するものに限り、以下「指定付加機能」といいます。）について同時に申出があった場合に、2 料金額(9)付加機能使用料に定めるそれぞれの料金額に代えて、次表に定める料金額（指定付加機能に係る付加機能使用料の合計額とします。）を適用します。 <table border="1" data-bbox="448 1272 1477 2067"> <thead> <tr> <th>指定付加機能の組合せ</th><th>料 金 額 (専用契約者回線等1回線ごとに月額)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 発信電気通信番号表示機能、通信中着信機能、自動着信転送機能、迷惑通信おことわり機能及び発信電気通信番号通知要請機能 (商品名 ：付加サービスパック1)</td><td>900円（税込990円）</td></tr> <tr> <td>(イ) 通信中着信機能、自動着信転送機能及び迷惑通信おことわり機能 (商品名 ：付加サービスパック2)</td><td>630円（税込693円）</td></tr> <tr> <td>(ウ) 発信電気通信番号表示機能、通信中着信機能、迷惑通信おことわり機能及び発信電気通信番号通知要請機能 (商品名 ：付加サービスパック3)</td><td>800円（税込880円）</td></tr> <tr> <td>(エ) 通信中着信機能及び迷惑通信おことわり機能 (商品名</td><td>530円（税込583円）</td></tr> </tbody> </table>	指定付加機能の組合せ	料 金 額 (専用契約者回線等1回線ごとに月額)	(ア) 発信電気通信番号表示機能、通信中着信機能、自動着信転送機能、迷惑通信おことわり機能及び発信電気通信番号通知要請機能 (商品名 ：付加サービスパック1)	900円（税込990円）	(イ) 通信中着信機能、自動着信転送機能及び迷惑通信おことわり機能 (商品名 ：付加サービスパック2)	630円（税込693円）	(ウ) 発信電気通信番号表示機能、通信中着信機能、迷惑通信おことわり機能及び発信電気通信番号通知要請機能 (商品名 ：付加サービスパック3)	800円（税込880円）	(エ) 通信中着信機能及び迷惑通信おことわり機能 (商品名	530円（税込583円）
指定付加機能の組合せ	料 金 額 (専用契約者回線等1回線ごとに月額)										
(ア) 発信電気通信番号表示機能、通信中着信機能、自動着信転送機能、迷惑通信おことわり機能及び発信電気通信番号通知要請機能 (商品名 ：付加サービスパック1)	900円（税込990円）										
(イ) 通信中着信機能、自動着信転送機能及び迷惑通信おことわり機能 (商品名 ：付加サービスパック2)	630円（税込693円）										
(ウ) 発信電気通信番号表示機能、通信中着信機能、迷惑通信おことわり機能及び発信電気通信番号通知要請機能 (商品名 ：付加サービスパック3)	800円（税込880円）										
(エ) 通信中着信機能及び迷惑通信おことわり機能 (商品名	530円（税込583円）										

	: 付加サービスパック 4) 備考 1 (ア)及び(イ)に係る指定付加機能の組合せは、当社が別に定める方法により、I P 電話契約者の契約者情報の確認を行うことができないときは、提供しません。 2 (ウ)及び(エ)に係る指定付加機能の組合せは、第4種 I P 電話契約者に限り提供します。 3 当社は、第3種 I P 電話契約者又は第4種 I P 電話契約者が指定付加機能のうち全て或いは一部の付加機能を廃止した場合は、その廃止を当社が承諾した日の属する暦月の末日においてこの適用の取扱いを終了するものとします。 イ 当社は、1の音声通信番号ごとに第5種 I P 電話契約者から指定付加機能について同時に申出があった場合は、アの規定（第4種 I P 電話契約者に係るものに限ります。）を準用するものとします。この場合において、「1の専用契約者回線等ごとに」及び「専用契約者回線等1回線ごとに」は「1の音声通信番号ごとに」と読み替えるものとします。
(9) 通信料金の特別課金機能を利用している場合の付加機能使用料の適用	ア 当社は、第6種 I P 電話契約者が第2（通信料金）に規定するフィックスパック又はエブリパックを選択した場合には、次に定める付加機能使用料について申出があったものとみなします。 この場合、2（料金額）(9)付加機能使用料の規定にかかわらず、その付加機能使用料については、フィックスパック又はエブリパックに係る定額料金に含むものとします。 (ア) 発信電気通信番号表示機能 (イ) 通信中着信機能 (ウ) 自動着信転送機能 (エ) 迷惑通信おことわり機能 (オ) 発信電気通信番号通知要請機能 イ 当社は、フィックスパック又はエブリパックの適用を終了した場合（I P 電話契約の解除があった場合を除きます。）は、アに規定する付加機能について、I P 電話契約者から廃止の申出があったものを除き、その提供を継続します。 この場合、フィックスパック又はエブリパックの終了の申込日を含む料金月の翌料金月から、その付加機能について、2（料金額）(9)付加機能使用料に規定する料金額を適用します。
(10) 特定利用契約者回線に係る移転の場合の月額料金に関する減額の適用	当社は、第6種 I P 電話契約（別に定める特定電気通信サービスに係るものに限ります。）に係る特定利用契約者回線の移転があったときは、2（料金額）の規定にかかわらず、移転先の特定利用契約者回線が利用できる状態となった日（その日までに I P 電話契約者から移転の通知を受けていない場合は、移転の通知を受けた日とします。）を含む1料金月について、その第6種 I P 電話契約に係る月額料金の額を減額して適用します。

2 料金額

(1) 基本料

ア 第1種 I P 電話サービスに係るもの

区 分		単 位	料金額（月額）
プラン1に係るもの	コース1に係るもの	1の利用契約者回線ごとに	200円 (税込220円)
	コース2に係るもの	オープンデータ通信網サービス契約約款に定めるところによります。	
プラン2に係るもの	100の音声通信番号を付与するもの	1の利用契約者回線ごとに	30,000円 (税込33,000円)
	500の音声通信番号を付与するもの		150,000円 (税込165,000円)

イ 第3種 I P 電話サービスに係るもの

区 分	単 位	料金額（月額）
第3種 I P 電話サービスに係るもの	1の専用契約者回線ごとに	950円 (税込1,045円)

ウ 第4種 I P 電話サービスに係るもの

区 分	単 位	料金額（月額）
第4種 I P 電話サービスに係るもの	1 の特定端末回線等ごとに	1, 290円 (税込1, 419円)

エ 第5種 I P 電話サービスに係るもの

区 分	単 位	料金額（月額）
第5種 I P 電話サービスに係るもの	1 の端末回線ごとに	20, 000, 000円 (税込22, 000, 000円)

オ 第6種 I P 電話サービスに係るもの

区 分	単 位	料金額（月額）
第6種 I P 電話サービスに係るもの	1 の特定利用契約者回線ごとに	467円 (税込513. 7円)

カ 第7種 I P 電話サービスに係るもの

区 分	単 位	料金額（月額）
メニュー1に係るもの	1 の指定回線ごとに	1, 400円 (税込1, 540円)
メニュー2に係るもの	1 の指定回線ごとに	400円 (税込440円)
メニュー3に係るもの	1 の指定回線ごとに	920円 (税込1, 012円)
メニュー4に係るもの	1 の指定回線ごとに	1, 200円 (税込1, 320円)
メニュー5に係るもの	1 の指定回線ごとに	1, 000円 (税込1, 100円)

(2) 指定回線使用料

料 金 種 別	単 位	料金額（月額）
タイプ1に係るもの	1 の指定回線ごとに	5, 000円 (税込5, 500円)
タイプ2に係るもの	1 の指定回線ごとに	20, 000円 (税込22, 000円)

(3) 基本番号使用料

区 分	単 位	料金額（月額）
第7種 I P 電話サービスに係るもの	1 の指定回線ごとに	100円 (税込110円)

(4) 追加番号使用料

ア 第1種 I P 電話サービスに係るもの

区 分	単 位	料金額（月額）
プラン2に係るもの	100の音声通信番号ごとに	30, 000円 (税込33, 000円)
	500の音声通信番号ごとに	150, 000円 (税込165, 000円)

イ 第5種 I P 電話サービスに係るもの

区 分	単 位	料金額（月額）
第5種 I P 電話サービスに係るもの	1 の音声通信番号ごとに	1, 000円 (税込1, 100円)

ウ 第7種 I P 電話サービスに係るもの

区 分	単 位	料金額（月額）
-----	-----	---------

第7種 I P 電話サービスに係るもの	1 の音声通信番号ごとに	100円 (税込110円)
---------------------	--------------	------------------

(5) 加算額

料 金 種 別	単 位	料金額 (月額)
区域外線路端末回線料	1 の端末回線ごとに	当社が別に算定する額

(6) ユニバーサルサービス料

区 分	単 位	料金額 (月額)
ユニバーサルサービス料	1 の音声通信番号ごとに	2円 (税込2.2円)

(7) 電話リレーサービス料

区 分	単 位	料金額 (月額)
電話リレーサービス料	1 の音声通信番号ごとに	1円 (税込1.1円)

(8) 基本機能使用料

区 分		単 位	料金額（月額）
1 多 機 能 転 送 機 能	利用者があらかじめ指定した音声通信番号に着信する通信を自動的に他の利用契約者回線、専用契約者回線等、端末回線又は契約者回線等へ転送する機能をいいます。 （商品名：多機能転送サービス）	1 の音声通信番号ごとに	第 7 種 I P 電話サービスのメニュー 1、メニュー 2 又はメニュー 4 に係るもの
			5 0 0 円 （税込 5 5 0 円）
			第 7 種 I P 電話サービスのメニュー 3 又はメニュー 5 に係るもの
			—
適 用	(1) 第 7 種 I P 電話サービスの I P 電話契約者に限り提供します。		
	(2) 当社は、利用の一時中断中の音声通信番号については、この機能を提供しません。 ただし、災害又は設備上の都合により I P 電話契約者がこの機能を利用することが止むを得ない場合であって、当社の業務の遂行上支障がないときは、この限りでありません。		
	(3) この機能に係る音声通信については、発信者からこの機能を利用している指定回線への通信と、その指定回線から転送先の利用契約者回線、専用契約者回線等、端末回線又は契約者回線等への通信の 2 の通信として取扱います。この場合の通信時間については、転送先に転送して通信ができる状態となった時刻に双方の通信ができる状態になったものとして測定することとします。		
	(4) 当社は、この機能を利用する場合において、転送が 2 回以上にわたる等通常と異なる利用態様となるときは、通信品質を保証しないことがあります。		
	(5) この機能を利用する場合、転送元の音声通信番号を転送先に通知することがあります。		
	(6) 当社は、この機能に係る転送先からその転送される通信について、間違い通信であるため、その転送が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止することがあります。		
	(7) 転送方法等当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		

(9) 付加機能使用料

区 分		単 位	料金額 (月額)
1 番 号 情 報	I P 電話契約者が指定した2以上の音声通信番号のいずれかに着信する音声通信があった場合に、着信に係る音声通信番号の情報を、その利用契約者回線に接続される指定設備（当社が別に定める電気通信設備であって、音声通信を可能とするための制御装置をいいます。以下この表において同じとします。）に送出する機能をいいます。	—	—

送 出 機 能	備 考	(1) プラン2に係る第1種IP電話契約者に限り提供します。 (2) 指定設備の指定方法等当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。	
	2	利用者があらかじめ指定した利用契約者回線、専用契約者回線等又は端末回線について、その音声通信番号を利用して行う本邦外への発信を規制する機能をいいます。	—
限 定 通 信 機 能	備 考	(1) IP電話契約者が、当該IP電話契約において、その利用契約者回線（第1種IP電話サービスのプラン1に係るものを除きます。）、専用契約者回線等又は端末回線を指定するときに限り提供します。 (2) 当社は、第3種IP電話サービス、第4種IP電話サービス又は第6種IP電話サービスについては1の専用契約者回線等ごとに、第1種IP電話サービス、第5種IP電話サービス又は第7種IP電話サービスについては1の音声通信番号ごとに、1の機能を提供します。 (3) 前2項のほか当該機能に係る細目事項については、電話サービス等契約約款の限定通話等機能に規定するものを準用することとします。	
	3	利用者があらかじめ指定した利用契約者回線について、その音声通信番号を利用して行う本邦外への発信を可能とする機能をいいます。	—
国 際 通 信 機 能	備 考	(1) IP電話契約者が、当該IP電話契約において、その利用契約者回線（第1種IP電話サービスのプラン1に係るものに限り。）を指定するときに限り提供します。 (2) 当社は、1の音声通信番号ごとに、1の機能を提供します。	
	4	あらかじめ指定した専用契約者回線等又は端末回線について発信専用又は着信専用とする機能をいいます。 (商品名：発着信専用サービス)	—
発 着 信 専 用 機 能	備 考	(1) IP電話契約者が、当該IP電話契約において、その専用契約者回線等又は端末回線を指定するときに限り提供します。 (2) 当社は、第3種IP電話サービス、第4種IP電話サービス、第6種IP電話サービス又は第7種IP電話サービスについては1の専用契約者回線等ごとに、第5種IP電話サービスについては1の音声通信番号ごとに、1の機能を提供します (3) 前2項のほか当該機能に係る細目事項については、電話サービス等契約約款の発着信専用機能に規定するものを準用することとします。	
	5	あらかじめ指定した利用契約者回線、専用契約者回線等又は端末回線から行う通信（当社が別に定める方法により行う通信を除きます。）について、その音声通信番号を着信先の利用契約者回線、専用契約者回線等、端末回線、契約者回線等又はその他の電気通信回線へ通知しないようにする機能をいいます。	—
発 信 電 気 通 信 番 号 非 通 知 機 能	備 考	(1) IP電話契約者が、当該IP電話契約において、その利用契約者回線、専用契約者回線等又は端末回線を指定するときに限り提供します。 (2) 当社は、第1種IP電話サービスについては1の利用契約者回線ごとに、第3種IP電話サービス、第4種IP電話サービス、第6種IP電話サービス又は第7種IP電話サービスについては1の専用契約者回線等ごとに、第5種IP電話サービスについては1の音声通信番号ごとに、1の機能を提供します。 (3) 前2項のほか当該機能に係る細目事項については、電話サービス等契約約款の発信電気通信番号非通知機能に規定するものを準用することとします。	
	6	第3種IP電話契約者、第4種IP電話契約者若しくは第6種IP電話契約者の専用契約者回線等又は第5種IP電話契約者の端末回線へ通知される発信電気通信番号等（発信に係る電話番号等（音声通信番号を含みます。以下同じとします。）その他当社及び協定事業者が別に定める番号をいいます。以下同じとします。）を受信することができる機能をいいます。	1の専用契約者回線等又は第5種IP電話サービスに係る音声通信番号ごとに 第3種IP電話サービス、第4種IP電話サービス、第5種IP電話サービス若しくは第6種IP電話サービスに係るもの又は第7種IP電話サービスのメニュー2に係るもの

信 番 号 表 示 機 能	(商品名：番号表示サービス)		400円 (税込440円)
	第7種IP電話サービスのメニュー1又はメニュー4に係るもの		1,200円 (税込1,320円)
	第7種IP電話サービスのメニュー3又はメニュー5に係るもの		—
備 考	(1) IP電話契約者(第1種IP電話契約者を除きます。)に提供します。 (2) 当社は、第3種IP電話サービス、第4種IP電話サービス、第6種IP電話サービス又は第7種IP電話サービスについては1の専用契約者回線等ごとに、第5種IP電話サービスについては1の音声通信番号ごとに、1の機能を提供します。 (3) 前2項のほか当該機能に係る細目事項については、電話サービス等契約約款の発信電気通信番号表示機能に規定するものを準用することとします。		
7 通 信 中 着 信 機 能	利用者があらかじめ指定した専用契約者回線等又は端末回線について、その回線が通信中である場合に他から着信があることを知らせ、その専用契約者回線等又は端末回線に接続されている端末設備のフックボタン等の操作により、通信中の通信を保留にし、その着信に应答して通信を行った後再び保留中の通信を行うことができるようにする機能をいいます。 (商品名：キャッチ電話サービス)	1の専用契約者回線等又は第5種IP電話サービスに係る音声通信番号ごとに	300円 (税込330円)
	(1) 第3種IP電話サービス、第4種IP電話サービス、第5種IP電話サービス又は第6種IP電話サービスのIP電話契約者に限り提供します。 (2) 当社は、第3種IP電話サービス、第4種IP電話サービス又は第6種IP電話サービスについては1の専用契約者回線等ごとに、第5種IP電話サービスについては1の音声通信番号ごとに、1の機能を提供します。 (3) 前2項のほか当該機能に係る細目事項については、電話サービス等契約約款の通話中着信機能に規定するものを準用することとします。		
8 自 動 着 信 転 送 機 能	利用者があらかじめ指定した専用契約者回線等又は端末回線について、その回線に着信する通信を自動的に端末設備のフックボタン等の操作により、他の利用契約者回線、専用契約者回線等、端末回線又は契約者回線等へ転送する機能をいいます。 (商品名：着信転送サービス)	1の専用契約者回線等又は第5種IP電話サービスに係る音声通信番号ごとに	500円 (税込550円)
	(1) IP電話契約者(第1種IP電話契約者及び第7種IP電話契約者を除きます。以下この欄において同じとします。)に提供します。 (2) IP電話契約者は、この機能の提供の請求にあたり、契約者情報を確認するための書類として当社が別に定めるものを提出していただくものとし、当社は、当社が別に定める方法により、IP電話契約者の契約者情報の確認を行うことができないときは、この機能を提供しません。 (3) 当社は、利用の一時中断中の音声通信番号については、この機能を提供しません。 ただし、災害又は設備上の都合によりIP電話契約者がこの機能を利用することが止むを得ない場合であって、当社の業務の遂行上支障がないときは、この限りではありません。 (4) 当社は、第3種IP電話サービス、第4種IP電話サービス又は第6種IP電話サービスについては1の専用契約者回線等ごとに、第5種IP電話サービスについては1の音声通信番号ごとに、1の機能を提供します。 (5) この機能に係る音声通信については、発信者からこの機能を利用している専用契約者回線等又は端末回線への通信と、その専用契約者回線等又は端末回線から転送先の利用契約者回線、専用契約者回線等、端末回線又は契約者回線等への通信の2の通信として取扱います。この場合の通信時間については、転送先に転送して通信ができる状態となった時刻に双方の通信ができる状態になったものとして測定することとします。 (6) 当社は、この機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたる等通常と異なる利用態様となるときは、通信品質を保証しないことがあります。 (7) この機能を利用する場合、転送元の音声通信番号を転送先に通知することがあります。		

		(8) 当社は、この機能に係る転送先からその転送される通信について、間違い通信であるため、その転送が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止することがあります。 (9) 転送方法等当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		
9	迷惑通信おことわり機能	利用者があらかじめ指定した専用契約者回線等又は端末回線について、迷惑通信を防止したい旨の申出があった場合に、登録応答装置（その専用契約者回線等の第3種 I P 電話契約者、第4種 I P 電話契約者、第6種 I P 電話契約者若しくは第7種 I P 電話契約者又はその端末回線の第5種 I P 電話契約者が指定した電話番号等（当社が別に定めるものに限りします。）を登録し、その登録された電話番号等からの以後の着信に対しておことわりする旨の案内を自動的に行うために、I P 電話サービス取扱所に設置される装置をいいます。）を利用して提供する機能をいいます。 （商品名：着信お断りサービス）	1 の専用契約者回線等又は第5種 I P 電話サービスに係る音声通信番号ごとに	第3種 I P 電話サービス、第4種 I P 電話サービス又は第5種 I P 電話サービスに係るもの 600円 （税込660円） 第6種 I P 電話サービスに係るもの 200円 （税込220円）
			1 の登録応答装置ごとに	第7種 I P 電話サービスのメニュー1、メニュー2又はメニュー4に係るもの 200円 （税込220円）
				第7種 I P 電話サービスのメニュー3又はメニュー5に係るもの
				—
	備考	(1) I P 電話契約者（第1種 I P 電話契約者を除きます。）に限り提供します。 (2) 当社は、第3種 I P 電話サービス、第4種 I P 電話サービス又は第6種 I P 電話サービスについては1の専用契約者回線等ごとに、第5種 I P 電話サービスについては1の音声通信番号ごとに、第7種 I P 電話サービスについては1の指定回線群ごとに、1の機能を提供します。 (3) 第7種 I P 電話サービスについては、50 までの電話番号等を登録できる登録応答装置を複数利用することができます。 (4) 前2項のほか当該機能に係る細目事項については、電話サービス等契約約款の迷惑通話等おことわり機能に規定するものを準用することとします。		
10	発信電気通信番号通知要請機能	利用者があらかじめ指定した専用契約者回線等又は端末回線について、その回線へ発信電気通信番号等が通知されない通信（通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通信又は発信電気通信番号非通知機能の提供を受けている契約者回線等又はその他の電気通信回線から行う通信（当社が別に定める方法により行う通信を除きます。）その他発信者がその発信電気通信番号等を通知しない通信に限りします。）に対して、その発信電気通信番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する機能をいいます。 （商品名：番号通知リクエストサービス）	1 の専用契約者回線等又は第5種 I P 電話サービスに係る音声通信番号ごとに	第3種 I P 電話サービス、第4種 I P 電話サービス、第5種 I P 電話サービス又は第6種 I P 電話サービスに係るもの 200円 （税込220円）
			1 の指定回線群ごとに	第7種 I P 電話サービスのメニュー1又はメニュー4に係るもの 600円 （税込660円）
				第7種 I P 電話サービスのメニュー2に係るもの 200円 （税込220円）
				第7種 I P 電話サービスのメニュー3又はメニュー5に係るもの
			—	

	備考	(1) I P電話契約者（第1種I P電話契約者を除きます。）に提供します。 (2) 当社は、第3種I P電話サービス、第4種I P電話サービス又は第6種I P電話サービスについては1の専用契約者回線等ごとに、第5種I P電話サービスについては1の音声通信番号ごとに、第7種I P電話サービスについては1の指定回線群ごとに、1の機能を提供します。 (3) 前2項のほか当該機能に係る細目事項については、電話サービス等契約約款の発信電気通信番号通知要請機能に規定するものを準用することとします。		
11 簡易会議通信機能		利用者があらかじめ指定した専用契約者回線等又は端末回線について、その回線が通信中に、その専用契約者回線等又は端末回線に接続されている端末設備のフックボタン等の操作を行うことにより、通信中以外の利用契約者回線、専用契約者回線等、端末回線又は契約者回線等に接続して同時に3者間で通信ができるようにする機能をいいます。	1の専用契約者回線等又は第5種I P電話サービスに係る音声通信番号ごとに	500円 (税込550円)
	備考	(1) 第3種I P電話サービス、第4種I P電話サービス又は第5種I P電話サービスのI P電話契約者に限り提供します。 (2) 当社は、第3種I P電話サービス又は第4種I P電話サービスについては1の専用契約者回線等ごとに、第5種I P電話サービスについては1の音声通信番号ごとに、1の機能を提供します。 (3) 前2項のほか当該機能に係る細目事項については、電話サービス等契約約款の簡易会議電話等機能に係る規定を準用することとします。		
12 同時通信機能		1の指定回線において同時に通信できるチャンネルの数を追加することができる機能をいいます。 (商品名：追加チャンネル)	追加する1のチャンネルごとに	第7種I P電話サービスのメニュー1又はメニュー5に係るもの
				1,000円 (税込1,100円)
				第7種I P電話サービスのメニュー2又はメニュー3に係るもの
				200円 (税込220円)
				第7種I P電話サービスのメニュー4に係るもの
				400円 (税込440円)
	備考	(1) 第7種I P電話契約者に限り提供します。 (2) 当社は、1の指定回線ごとに、1の機能を提供します。 (3) 当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		
13 スケ		利用者があらかじめ指定した条件に基づき、その音声通信番号に着信する国内通信を、利用者があらかじめ指定した音声案内による不在等の案内又は他の電話番号等に転送する機能をいいます。 (商品名：スケジューリング転送)	1の音声通信番号ごとに	300円 (税込330円)

ジュ ー リ ン グ 転 送 機 能	備 考	(1) 第7種IP電話サービスのIP電話契約者に限り提供します。 (2) 当社は、1の音声通信番号ごとに、1の機能を提供します。 (3) 当社は、利用の一時中断中の音声通信番号については、この機能を提供しません。 ただし、災害又は設備上の都合によりIP電話契約者がこの機能を利用することが止むを得ない場合であ って、当社の業務の遂行上支障がないときは、この限りではありません。 (4) この機能に係る音声通信（他の契約者回線等又はその他の電気通信回線等へ転送するもの）に限りま す。）については、発信者からこの機能を利用している電気通信番号への通信と、その電気通信番号から転 送先の利用契約者回線、専用契約者回線等、端末回線、指定回線又は契約者回線等への通信の2の通信とし て取扱います。この場合の通信時間については、転送先に転送して通信ができる状態となった時刻に双方の 通信ができる状態になったものとして測定することとします。 (5) 当社は、この機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたる等通常と異なる利用態様となる ときは、通信品質を保証しないことがあります。 (6) この機能を利用する場合、転送元の音声通信番号を転送先に通知することがあります。 (7) 当社は、この機能に係る転送先からその転送される通信について、間違い通信であるため、その転送が 行われなくないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止す ることがあります。 (8) 当社は、利用者があらかじめ指定した音声案内による不在等の案内を行う通信について、着信した時刻 から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。 (9) 当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		
	14 着 信 一 括 転 送 機 能	音声通信番号に着信する通信を、一括して操作を行うこ とにより、利用者があらかじめ指定した他の電話番号等 に転送する機能をいいます。 (商品名：一括転送)	1の指定回線群ごとに	3,000円 (税込3,300円)
	備 考	(1) 第7種IP電話サービス（メニュー1又はメニュー5に係るものに限ります。）のIP電話契約者に限 り提供します。 (2) 当社は、1の指定回線群ごとに、1の機能を提供します。 (3) 当社は、利用の一時中断中の音声通信番号については、この機能を提供しません。 ただし、災害又は設備上の都合によりIP電話契約者がこの機能を利用することが止むを得ない場合であ って、当社の業務の遂行上支障がないときは、この限りではありません。 (4) この機能に係る音声通信については、発信者からこの機能を利用している電気通信番号への通信と、そ の電気通信番号から転送先の利用契約者回線、専用契約者回線等、端末回線、指定回線又は契約者回線等へ の通信の2の通信として取扱います。この場合の通信時間については、転送先に転送して通信ができる状態 となった時刻に双方の通信ができる状態になったものとして測定することとします。 (5) 当社は、この機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたる等通常と異なる利用態様となる ときは、通信品質を保証しないことがあります。 (6) この機能を利用する場合、転送元の音声通信番号を転送先に通知することがあります。 (7) 当社は、この機能に係る転送先からその転送される通信について、間違い通信であるため、その転送が 行われなくないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止す ることがあります。 (8) 当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		
15 故 障 情 報 通 知 機 能		IP電話サービス取扱所内に設置される監視装置から、 IP電話契約者の指定する1の音声通信番号（以下「監 視対象番号」といいます。）に監視信号を送信し、その 監視対象番号に係る自営端末設備が稼動していない状態 にあると当社が判断した場合に、その旨を記載した電子 メールをIP電話契約者が指定するメールアドレスへ送 信する機能及び自営端末設備が稼動していないと判断さ れる間、着信一括転送機能に係る転送を行うことができ る機能をいいます。 (商品名：故障お知らせメール)	1の指定回線ごとに	3,000円 (税込3,300円)

備 考	(1) 第7種IP電話サービス（メニュー1又はメニュー5に係るものに限りです。）のIP電話契約者に限り提供します。 (2) 当社は、1の指定回線ごとに、1の機能を提供します。 (3) 自営端末設備が稼働していないと判断される間、着信一括転送機能に係る転送を行うことができる機能は着信一括転送機能の提供を受けているIP電話契約者に限り提供します。 (4) 当社は、故障情報通知機能の提供に当たっては、1の監視対象番号ごとに1のチャネルを使用します。 (5) 故障情報通知機能において、次の場合には、自営端末設備の状態について、正しく判断できないことがあります。 ア 監視対象番号に係る指定回線において、故障情報通知機能に係る通信以外の通信がチャネル数の上限まで行われているとき。 イ その他監視対象番号に係る自営端末設備の種類等により技術上やむを得ないとき。 (6) IP電話契約者に電子メールを送信する場合において、送信先から、その送信される電子メールについて、間違いのためその送信が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その送信を中止することがあります。 (7) 当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		
	16 着 信 情 報 送 信	その音声通信番号に着信があった場合、その着信する通信、着信する通信のうち利用者があらかじめ登録した番号からのもの又は着信する通信が無応答であったものについて、着信があった旨を記載した電子メールを利用者が指定するメールアドレスへ送信することができる機能をいいます。 (商品名：着信お知らせメール)	1の音声通信番号ごとに 第7種IP電話サービスのメニュー1、メニュー2、メニュー4又はメニュー5に係るもの 100円 (税込110円) 第7種IP電話サービスのメニュー3に係るもの —
機 能 備 考	(1) 第7種IP電話サービスのIP電話契約者に限り提供します。 (2) 当社は、1の音声通信番号ごとに、1の機能を提供します。 (3) 当社は、当社が送信する電子メールについて、着信があった日時、発信電気通信番号等、着信があった音声通信番号、着信に対する応答状況及び呼び出し時間等を記載します。 (4) IP電話契約者に着信があった旨を記載した電子メールを送信する場合において、送信先から、その送信される電子メールについて、間違いのためその送信が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その送信を中止することがあります。 (5) 当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		
17 登 録 番 号 通 知 機 能	利用者にあらかじめ指定された指定回線から行う国内通信について、当該指定回線に係る音声通信番号に替えて、電話サービス等契約約款に規定する登録番号を着信先の他の利用契約者回線、専用契約者回線等、端末回線又は契約者回線等へ通知する機能をいいます。 (商品名：フリーコール番号通知サービス)	—	—
機 能 備 考	(1) 第7種IP電話サービスのIP電話契約者に限り提供します。 (2) 当社は、1の指定回線群ごとに1の機能を提供します。 (3) 当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		
18 内 線 相 互 通 信 機	内線相互通信回線群（利用者番号（音声通信番号又は契約者回線等の電話番号等に代わり利用できる短縮数字で、利用に先立ってダイヤルする必要のあるものをいいます。以下同じとします。）を利用して相互に音声通信を行うことができる、指定回線により構成される回線群）ごとにIP電話契約者に指定された利用者番号を利用して行われた音声通信を、あらかじめ登録された音声通信番号に接続させる機能をいいます。 (商品名：ボイスネット)	1のチャネルごとに	250円 (税込275円)

能 備 考	(1) 第7種IP電話サービスのIP電話契約者に限り提供します。 (2) 当社は、1の指定回線群ごとに、1の機能を提供します。 (3) この機能を利用するIP電話契約者は、1の内線相互通信回線群を特定してその内線相互通信回線群への所属を申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに内線相互通信回線群を設ける申出であるときは、その内線相互通信回線群に所属するIP電話契約者の中から、手続き等を代表できるIP電話契約者（以下「代表者」といいます。）を指定して、当社に申し出ていただきます。 (4) (3)の申出があったときは、当社は、次の場合を除いて、その申出を承諾します。 ア 所属の申出のあった内線相互通信回線群の代表者の承認が得られないとき。 イ 所属の申出のあった内線相互通信回線群に係る利用者番号（付加機能の利用者番号等を含みます。）の数が、当社が別に定める数を超えるとき。 (5) この機能を利用しているIP電話契約者は、現に所属する内線相互通信回線群から他の内線相互通信回線群へ、その所属先を変更する請求を行うことができます。この場合、当社は(4)に準じて取り扱います。 (6) この機能を利用しているIP電話契約者は、内線相互通信回線群の代表者を、その内線相互通信回線群に所属するIP電話契約者の承認が得られない場合を除き、同一の内線相互通信回線群に所属する他のIP電話契約者に変更することができます。 (7) この機能を利用しているIP電話契約者は、所属する内線相互通信回線群の代表者の承認がある場合に限り、1の指定回線ごとに1の利用者番号を、当社に指定することができます。これを変更するときも同様とします。 (8) この機能を利用して行う音声通信は、同一の内線相互通信回線群に所属する指定回線から行う場合に限り利用することができます。 (9) 内線相互通信回線群は電話サービス等契約約款に規定する1の内線相互通話等回線群（タイプ1に係るものに限りです。）と併せて1の回線群とすることができます。この場合、(3)及び(6)の規定における代表者に係るIP電話契約者又は内線相互通信回線群に所属するIP電話契約者は、IP電話契約者又は電話サービス等契約約款に規定する電話等契約者とし、(8)の規定における指定回線は、指定回線又は契約者回線等とします。 (10) 当社は、次の場合には、この機能を廃止することがあります。 ア 連続する12料金月の各料金月のいずれにおいても、この機能又はサブナンバー通信機能を利用して行う通信に係る料金の負担がないとき。 (11) (10)の規定によりこの機能を廃止する場合には、あらかじめIP電話契約者にそのことを通知します。 (12) 当該機能に係るその他細目事項は、当社が別に定めるところによります。		
	19 サブ ナ ン バ ー 通	利用者にあらかじめ指定された利用者番号（別に定める電気通信番号に替えて利用できるものを含みます。以下この欄において同じとします。）を利用して行った国内通信を、あらかじめ利用者が登録した利用者が所属する内線相互通信回線群以外の電話番号等（電気通信番号規則に規定する固定電話番号又は音声伝送携帯電話番号とし、以下この欄において「登録電話番号」といいます。）に着信させる機能をいいます。 （商品名：サブネット通信）	—
信 機 能	(1) 第7種IP電話サービスのIP電話契約者に限り提供します。 (2) 当社は、1の指定回線ごとに、1の機能を提供します。 (3) この機能を利用して行う音声通信は、同一の内線相互通信回線群に所属する指定回線（内線相互通信回線群を電話サービス等契約約款に規定する1の内線相互通話等回線群と併せて1の回線群とする場合は、指定回線又は契約者回線等とします。）から行う場合に限り利用することができます。 (4) 登録電話番号の登録方法等当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		
	20 付 加 番 号 情 報	利用者の指定回線に着信した国内通信において、その指定回線の利用者番号又は追加番号（その指定回線に付与した、あらかじめ利用者に指定された利用者番号以外の番号をいいます。以下この欄において同じとします。）の情報を、その指定回線に接続される端末設備又は自営電気通信設備に送出する機能をいいます。 （商品名：付加番号ダイヤルイン）	1の利用者番号又は追加番号ごとに

送出機能	備考	(1) 第7種IP電話サービスのIP電話契約者に限り提供します。 (2) 当社は、1の指定回線ごとに、1の機能を提供します。 (3) この機能を利用する指定回線へこの機能を利用して行う通信は、同一の内線相互通信回線群に所属する指定回線（内線相互通信回線群を電話サービス等契約約款に規定する1の内線相互通話等回線群と併せて1の回線群とする場合は、指定回線又は契約者回線等とします。）から内線相互通信機能を利用して行う場合に限り利用することができます。	
21 第三者課金機能		あらかじめ利用者ごとに登録された利用者以外の電話番号等（以下この欄において「登録電話番号」といいます。）から当社が別に定める電気通信番号を利用して行った音声通信について、その音声通信の通信料金をその利用者に課金する機能をいいます。 （商品名：0063 自動第三者課金サービス、0063 携帯電話使い分けサービス）	—
	備考	(1) 第7種IP電話サービスのIP電話契約者に限り提供します。 (2) 当社は、1の指定回線ごとに、1の機能を提供します。 (3) 利用者は当社に登録電話番号を登録していただきます。この場合において、登録する登録電話番号の数は、1の第三者課金機能ごとに5以上とします。 (4) 移動体電話設備に係る電話番号等を登録電話番号として登録を行う場合は、その移動体電話設備について、当社と電話サービス等契約約款に定める移動体電話等利用契約を締結する必要があります。 (5) すでに登録電話番号として登録を行っている電話番号等については、重複して登録を行うことはできません。 (6) この機能を利用して行う音声通信の通信料金の支払いを要する者は、この機能の提供を受けている第7種IP電話契約者としてします。 (7) この機能を利用して行う音声通信の通信料金について、1円未満の端数が生じた場合は、1の通話等ごとにその端数を切り捨てます。 (8) この機能が廃止されたにもかかわらず、第三者課金機能に係る音声通信として行われた音声通信については、その音声通信を第三者課金機能に係る音声通信とみなして取扱うことがあります。 (9) 当社は、次の場合には、その登録電話番号の登録を消去することがあります。 ア 登録電話番号として登録を行っている電話番号等が、この機能に係る音声通信を利用できないものであると当社が認めたとき。 イ 連続する12料金月の各料金月のいずれにおいても、この機能を利用して行う音声通信の通信料金の負担がないとき。 (10) 当該機能に係るその他細目事項は、当社が別に定めるところによります。	
22 発信制限機能		第三者課金機能の提供を受けている者が登録した移動体電話設備に係る電話番号から発信した音声通信（第三者課金機能を利用して行うものに限ります。以下この欄において同じとします。）につき、当社が別に定める取扱地域に限り音声通信を行うことができる機能をいいます。	—
	備考	(1) 第三者課金機能の提供を受けているIP電話契約者に限り提供します。 (2) この機能を利用している場合に、音声通信を行うことができる取扱地域は、アジア地方17、アジア地方19及びアジア地方20とします。	

第2 通信料金

1 適用

通信料金の適用については、第34条（通信料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

通 信 料 金 の 適 用	
(1) 料金額の設定	ア 通信料金の料金額は、当社の提供区間と協定事業者又は外国の電気通信事業者の提供区間を併せて、当社が1のものとして定めます。 ただし、IP電話サービス（第1種IP電話サービスを除きます。）から当社の移動体電話設備への通信（当社が別に定めるものに限ります。）の取扱いについては、当社の携帯電話サービスに係る契約約款に定めるものとします。 イ アの規定にかかわらず、IP電話サービス（第1種IP電話サービスを除きます。）に係る音声通信のうち他社音声通信（別に定める協定事業者の電気通信サービスに係るものをいいます。以下同じとします。）に係る料金額は当該協定事業者が1のものとして定め

	ます。 この場合において、当該他社音声通信の取扱いについては、その協定事業者の契約約款に定めるものとします。	
(2) 音声通信の種類	ア 音声通信には次の種類があります。	
	(1) 国内通信	(2) 以外の音声通信
	(2) 国際通信	ア 本邦から外国への音声通信 イ 本邦から発信し、特定衛星携帯端末（インマルサットシステムに係る移動地球局及び当社が別に定める衛星電話システムに係る衛星携帯端末をいいます。以下同じとします。）に着信する音声通信
	備考 プラン 1 に係る第 1 種 I P 電話サービスに係る国際通信は、国際通信機能を利用する場合に限り行うことができます。	
	イ 国内通信には次の種類があります。	
(3) 区域内通信、隣接区域内通信及び区域外通信の適用	(1) オンネット通信	ア 利用契約者回線相互間の音声通信 イ 削除 ウ 専用契約者回線等（指定回線を除きます。）又は端末回線相互間の音声通信 エ 利用契約者回線、専用契約者回線等（指定回線を除きます。）又は端末回線から発信し、当社の契約者回線等（電気通信番号規則に規定する特定 I P 電話番号により識別されるもの）に限り着信する音声通信 オ 専用契約者回線等（指定回線を除きます。）又は端末回線から発信し、当社の契約者回線等（無線利用型 I P 電話サービス契約約款に規定する無線利用回線であって電気通信番号規則に規定する固定電話番号により識別されるもの）に限り着信する音声通信 カ 指定回線相互間の音声通信 キ 指定回線から発信し、利用契約者回線に着信する音声通信 ク 利用契約者回線から発信し、指定回線（電気通信番号規則に規定する特定 I P 電話番号により識別されるもの）に限り着信する音声通信
	(2) オフネット通信	利用契約者回線、専用契約者回線等又は端末回線から発信する(1)以外の音声通信
	備考 プラン 2 に係る第 1 種 I P 電話サービスに係るオンネット通信は、(1)アに限り行うことができます。	
	ア 当社は、I P 電話サービス（第 1 種 I P 電話サービスを除きます。）に係る国内通信について、次のとおり区分します。	
	区域内通信	同一の単位料金区域（電話サービス等契約約款に規定する単位料金区域をいいます。以下同じとします。）内に終始する通信
(3) 区域内通信、隣接区域内通信及び区域外通信の適用	隣接区域内通信	1 の単位料金区域内から、その単位料金区域と隣接する単位料金区域への通信
	区域外通信	区域内通信及び隣接区域内通信以外の通信
	イ 第 7 種 I P 電話サービスに係る隣接区域内通信及び区域外通信には、次の種類があります。	
	県内市外通信	同一の都道府県の区域（日本電信電話株式会社等に関する法律第 2 条第 3 項第 1 号の区域を定める省令（平成 11 年郵政省令第 24 号。以下同じとします。）に定める区域を含みます。以下同じとします。）に終始する通信
	県間市外通信	県内市外通信以外の通信

(4) 通信時間の測定等	ア 通信時間は、着信者が発信者の呼び出し信号に対して応答したことを示す応答信号を受信した時刻から起算し、発信者又は着信者による送受話器をかける等の通信終了信号を受信した時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。 イ 次の時間は、アの通信時間には含みません。 (ア) 回線の故障等音声通信の発信者又は着信者の責めによらない理由により、音声通信の途中に一時音声通信ができなかった時間 (イ) 回線の故障等音声通信の発信者又は着信者の責めによらない理由により、音声通信を打ち切ったときは、その音声通信ごとに適用される料金表に規定する秒数に満たない端数の通信時間 ウ 当社は、アの規定にかかわらず、オンネット通信に係る通信時間については測定しないものとします。
(5) 当社の機器の故障により通信時間が正しく算定できなかった場合の料金の取扱い	ＩＰ電話契約者は、通信料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、次の方法により算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、ＩＰ電話契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。 ア 過去１年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日）の属する料金月の前１２料金月の各料金月における１日平均の通信料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した１日平均の通信料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額
(6) 通信料金の計算方法	ア 当社は、国内通信（イに規定するものを除きます。）及び国際通信に係る通信料金については、通信時間に基づいて計算します。 イ 当社は、第７種ＩＰ電話サービスの国内通信に係る通信料金については、通信地域間距離に応じて計算します。
(7) 通信地域間距離の測定	通信地域間距離の測定方法は、次のとおりとします。 ア 当社は、別に定めるところにより、全国の区域を一边２キロメートルの正方形に区分し、その区分した区画（以下「方形区画」といいます。）にそれぞれ縦軸の番号及び横軸の番号を付します。 イ 通信地域間距離の測定のための起算点となる方形区画は、測定に係る単位料金区域内にあって当社が別に指定するものとし、契約事務を行うＩＰ電話サービス取扱所において、その方形区画の番号（以下「方形区画番号」といいます。）を閲覧に供します。 ウ 通信地域間距離は、双方の通信地域間距離測定のための起算点となる方形区画番号に基づき、次の算式により算出します。この場合、算出した結果に１キロメートル未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てます。 $\sqrt{\left[\begin{array}{c} \text{縦軸の方形} \\ \text{区画番号の} \\ \text{数差} \times 2 \end{array} \right]^2 + \left[\begin{array}{c} \text{横軸の方形} \\ \text{区画番号の} \\ \text{数差} \times 2 \end{array} \right]^2} = \text{通信地域間距離}$
(8) 離島に関する通信料金の特例	離島（本州、北海道、四国及び九州以外をいいます。以下この欄において同じとします。）との間の通信に関する料金については、１（適用）(3)ア及び(7)並びに２（料金額）の規定にかかわらず、次のとおりとします。 ア 離島にあって当社が指定する単位料金区域とその離島とそれぞれ社会的経済的諸条件及び通信の交流上密接な関係にあるとして当社が指定する単位料金区域との間の通信については、隣接区域内通信に係る料金額を適用します。 イ 沖縄県内及び沖縄県と鹿児島県にあって当社が指定する単位料金区域相互間の通信については、隣接区域内通信に係る料金額を適用します。 ウ 沖縄県にある単位料金区域とそれ以外の単位料金区域との間の通信については、沖縄県にある単位料金区域の通信地域間距離測定のための起算点となる方形区画を、鹿児島県にあって当社が指定する単位料金区域の通信地域間距離測定のための起算点となる方形区画とみなして算出した通信地域間距離の料金を適用します。 エ 当社はア、イ又はウにおいて指定する単位料金区域名を、契約事務を行うＩＰ電話サービス取扱所において、閲覧に供します。

(9) 「オフィスタイム」・「ファミリータイム」及び「スーパーファミリータイム」の料金額の適用	ア 「オフィスタイム」・「ファミリータイム」及び「スーパーファミリータイム」とは、次の時間帯をいいます。 <table border="1" data-bbox="453 159 1461 412"> <tr> <th>区 分</th><th>時 間 帯</th></tr> <tr> <td>オフィスタイム</td><td>平日の午前8時から午後7時までの間</td></tr> <tr> <td>ファミリータイム</td><td>オフィスタイム及びスーパーファミリータイムを除く全時間帯</td></tr> <tr> <td>スーパーファミリータイム</td><td>午前0時から午前8時及び午後11時から午後12時までの間</td></tr> </table> イ 平日とは、土曜日・日曜日及び祝日以外の日をいいます。 ウ 祝日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。 エ 当社が定める国際通信に係る通信料金において、祝日、曜日又は時間帯によって通信料金が異なる場合は、本邦の暦によります。 オ 前項において、通話等料金が異なる祝日、曜日又は時間帯にわたる通話等については、その通話等が開始された祝日、曜日又は時刻における通話等料金を適用します。	区 分	時 間 帯	オフィスタイム	平日の午前8時から午後7時までの間	ファミリータイム	オフィスタイム及びスーパーファミリータイムを除く全時間帯	スーパーファミリータイム	午前0時から午前8時及び午後11時から午後12時までの間						
区 分	時 間 帯														
オフィスタイム	平日の午前8時から午後7時までの間														
ファミリータイム	オフィスタイム及びスーパーファミリータイムを除く全時間帯														
スーパーファミリータイム	午前0時から午前8時及び午後11時から午後12時までの間														
(10) 削除	削除														
(11) 第7種 I P 電話サービスの通信料金の適用	ア メニュー1及びメニュー5に係る第7種 I P 電話サービスに係る通信料金については、2（料金額）に規定する複数のプランがあり、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。この場合、I P 電話契約者（第7種 I P 電話契約者に限ります。以下この欄において同じとします。）が選択できるプランは下表の通りとし、同一の指定回線群に所属する I P 電話契約者は同一のプランを選択していただきます。 <table border="1" data-bbox="453 846 1444 958"> <tr> <th>区 分</th><th>選択できるプラン</th></tr> <tr> <td>メニュー1に係るもの</td><td>プラン1又はプラン2</td></tr> <tr> <td>メニュー5に係るもの</td><td>プラン2又はプラン3</td></tr> </table> イ メニュー2、メニュー3及びメニュー4に係る第7種 I P 電話サービスの通信料金については、2（料金額）に規定するプラン2の料金を適用します。 ウ 当社は、プラン1を選択した I P 電話契約者の指定回線により構成される1の回線群（以下この欄において「割引取扱回線群」といいます。）について、県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の区分ごとに、全時間帯における割引取扱回線群を構成する全ての指定回線に係る音声通信の通信料金を料金月単位に累計し、その累計した通信料金額（以下この欄において「通信料金の区分別月間累計額」といいます。）にそれぞれ下表に規定する割引率を乗じて得た額を割引きます。ただし、その指定回線について、フィックスパック2の適用を受けている音声通信の通信料金については、その適用を受けている期間において、この通信料金の区分別月間累計額には含まないものとします <table border="1" data-bbox="453 1305 1444 1500"> <tr> <th>区 分</th><th>割引率</th></tr> <tr> <td>県内市外通信に係るもの</td><td>55.0%</td></tr> <tr> <td>県間市外通信に係るもの</td><td>55.0%</td></tr> <tr> <td>国際通信に係るもの</td><td>15.0%</td></tr> </table> エ 次に定める音声通信については、ウの割引の対象としません。 （ア） 国内通信について、移動体電話設備及び特定 I P 電話設備への着信に係る音声通信 オ ウの割引の対象となる音声通信は、次の付加機能を利用した音声通信以外のものに限り ます。 （ア） 第三者課金機能を利用した音声通信 カ プラン1を選択した I P 電話契約者は、1の割引取扱回線群を特定して、その割引取扱回線群への構成を申し出ていただきます。当社は、次の場合を除いて、その申出を承諾します。この場合において、その申出が新たに割引取扱回線群を構成する申出であるときは、I P 電話契約者は、割引取扱回線群を構成する指定回線の中から、ウの割引適用後の割引取扱回線群に係る通信料金その他の債務の請求先となる指定回線（以下この欄において「代表契約者回線」といいます。）を指定していただきます。	区 分	選択できるプラン	メニュー1に係るもの	プラン1又はプラン2	メニュー5に係るもの	プラン2又はプラン3	区 分	割引率	県内市外通信に係るもの	55.0%	県間市外通信に係るもの	55.0%	国際通信に係るもの	15.0%
区 分	選択できるプラン														
メニュー1に係るもの	プラン1又はプラン2														
メニュー5に係るもの	プラン2又はプラン3														
区 分	割引率														
県内市外通信に係るもの	55.0%														
県間市外通信に係るもの	55.0%														
国際通信に係るもの	15.0%														

	(ア) その申出のあった指定回線の割引取扱回線群への申出について、代表契約者回線の I P 電話契約者の承認が得られないとき。 (イ) その申出のあった指定回線が代表契約者回線と異なる割引取扱回線群に属するとき。 (ウ) 代表契約者回線の I P 電話契約者が、ウの割引適用後の割引取扱回線群に係る通信料金その他の債務について、一括して支払うことを怠り又は怠るおそれがあるとき。 キ 当社は、カの申出があった場合には、I P 電話契約者から、その事実を証明できる書類を提出していただくことがあります。 ク ウの割引適用後の割引取扱回線群に係る通信料金その他の債務については、割引取扱回線群ごとに一括して請求します。 ただし、I P 電話契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、当社が別に定めるところにより、代表契約者回線の I P 電話契約者があらかじめ指定した割引取扱回線群を構成する指定回線の I P 電話契約者に請求します。 ケ ウの割引適用を開始する場合においては、プラン 1 の申込日（申込日に I P 電話サービスの提供が開始されていない場合は、その提供開始日とします。）を含む料金月の翌料金月（I P 電話契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）から開始することとし、プラン 2 又はプラン 3 へのプラン変更の申込みがあった場合には、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の末日まで、ウの割引を適用します。 コ 代表契約者回線の I P 電話契約者は、当社に申し出た代表契約者回線を、割引取扱回線群を構成する代表契約者回線以外の他の 1 の指定回線に変更することができます。当社は、この申出があったときは、カ(ウ)の規定に該当する場合を除き、その申出を承諾します。この場合、その申出のあった日を含む料金月の翌料金月から新たに代表契約者回線として取り扱います。 サ 当社は、ウの割引適用を受けている I P 電話契約者の指定回線について、次のいずれかに該当する場合は、ウの割引適用は終了したものとして取り扱います。この場合において、その適用を終了した契約者回線等が代表契約者回線であるときは、その割引取扱回線群を構成する全ての契約者回線等について、ウの割引適用は終了したものとして取り扱います。 (ア) ウの割引適用を受けている I P 電話契約者の I P 電話契約の解除があったとき。 (イ) ウの割引適用を受けている I P 電話契約者について、カに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。 シ 通信料金の区分別月間累計額に一定の比率を乗じて得た額に 1 円未満の端数が生じたときは、通則 8（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。 ス メニュー 1 又はメニュー 5 に係る第 7 種 I P 電話契約者からプランの変更の申込みがあったときは、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月から適用します。
(12) 全時間帯における指定音声通信に係る通信料金の取扱いの適用 （商品名 ：ホワイトコール 2 4）	ア 当社は、I P 電話契約者の申出により、全時間帯における指定音声通信に係る通信料金の取扱い（以下「クロスセイバー」といいます。）を行います。 イ クロスセイバーとは、次に定める要件を満たすことを条件に、1 の特定端末回線等ごとに、全時間帯における当社の第 1 種移動体電話設備に着信する国内通信（以下この欄において「指定音声通信」といいます。）について、2（料金額）の規定にかかわらず、その通信料金の支払いを要しないこととすることをいいます。 (ア) I P 電話契約者又はその親族等（当社が別に定める基準を満たすものに限りま す。以下同じとします。）が、当社の携帯電話サービスに係る契約（旧ワイモバイル株式会社に係るものを除きます。）を締結し、別に定める割引の適用を受けること。 (イ) I P 電話契約者又はその親族等が、1 の特定端末回線等について（ア）の規定を満たす当社の携帯電話サービスに係る契約者回線（旧ワイモバイル株式会社に係るものを除きます。）を、1 以上登録すること。 ウ クロスセイバーは、音声通信の料金明細内訳を記録している I P 電話契約者（第 4 種 I P 電話契約者に限ります。以下この欄において同じとします。）の特定端末回線等に限 り、提供を受けることができます。

	エ クロスセイバーの適用の対象となる音声通信は、次の付加機能を利用した音声通信以外のものに限ります。 (ア) 自動着信転送機能を利用して行った特定端末回線等から転送先への音声通信 オ クロスセイバーの適用を開始する場合においては、その申込の承諾を受けた日（申込の承諾を受けた日に I P 電話サービスの提供が開始されていない場合は、その提供開始日の前日とします。）を含む料金月の翌料金月（ I P 電話契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）から開始することとし、その次料金月以降においても I P 電話契約者から終了の申込みがない限り、従前と同様の条件により、継続するものとします。クロスセイバーの終了の申込みがあった場合は、その終了の申込日を含む料金月の末日（ I P 電話契約者から特に要請があり、当社の業務上支障がないときは、その請求のあった日）まで、そのクロスセイバーを適用します。 カ I P 電話契約者は、イ（イ）の規定により登録した契約者回線を、イに規定する要件を満たす場合において変更することができます。 キ 次の場合にはそのクロスセイバーは終了したものととして取り扱います。 (ア) クロスセイバーの取扱いを受けている I P 電話契約者の I P 電話契約の解除があったとき。 (イ) イに規定する要件を満たさなくなったとき。
(13) 全時間帯における指定音声通信に係る通信料金の取扱いの2の適用 (商品名：ホワイトコール 24)	ア 当社は、 I P 電話契約者の申出により、全時間帯における指定音声通信に係る通信料金の取扱いの2（以下「クロスセイバー2」といいます。）を行います。 イ クロスセイバー2とは、次に定める要件を満たすことを条件に、1の特定利用契約者回線ごとに、全時間帯における当社の第1種移動体電話設備に着信する国内通信（当社の電気通信サービスに係る契約者回線等に着信するものに限ります。以下この欄において「指定音声通信」といいます。）について、2（料金額）の規定にかかわらず、その通信料金の支払いを要しないこととすることをいいます。 (ア) I P 電話契約者又はその親族等（当社が別に定める基準を満たすものに限りま す。以下同じとします。）が、当社の携帯電話サービスに係る契約（旧ワイモバイル株式会社に係るものを除きます。）を締結し、別に定める割引の適用を受けること。 (イ) I P 電話契約者又はその親族等が、1の特定利用契約者回線について（ア）の規定を満たす当社の携帯電話サービスに係る契約者回線（旧ワイモバイル株式会社に係るものを除きます。）を、1以上登録すること。 ただし、その特定利用契約者回線について、(16)に規定するエブリバックの適用を受けているときは、指定音声通信に係る通信料金の取扱いは、この欄の規定にかかわらず、エブリバックの規定によるものとします。 ウ クロスセイバー2は、音声通信の料金明細内訳を記録している I P 電話契約者（第6種 I P 電話契約者に限ります。以下この欄において同じとします。）の特定利用契約者回線に限り、提供を受けることができます。 エ クロスセイバー2の適用の対象となる音声通信は、次の付加機能を利用した音声通信以外のものに限ります。 (ア) 自動着信転送機能を利用して行った特定利用契約者回線から転送先への音声通信 オ クロスセイバー2の適用を開始する場合においては、その申込の承諾を受けた日（申込の承諾を受けた日に I P 電話サービスの提供が開始されていない場合は、その提供開始日の前日とします。）を含む料金月の翌料金月（ I P 電話契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）から開始することとし、その次料金月以降においても I P 電話契約者から終了の申込みがない限り、従前と同様の条件により、継続するものとします。クロスセイバー2の終了の申込みがあった場合は、その終了の申込日を含む料金月の末日（ I P 電話契約者から特に要請があり、当社の業務上支障がないときは、その請求のあった日）まで、そのクロスセイバー2を適用します。 カ クロスセイバー2の適用を受ける I P 電話契約者は、 I P 電話サービスの利用において、次の行為は禁止します。 (ア) 不特定または多数の第三者の需要に応じて、事業法に定める電気通信役務を反復継続して提供すること。

	(イ) クロスセイバー 2 に係る特定利用契約者回線の終端において、他の機械を接続すること（(ア) に規定する禁止行為を行っていないことを当社が確認できないときに限ります。）。 キ I P 電話契約者は、イ（イ）の規定により登録した契約者回線を、イに規定する要件を満たす場合において変更することができます。 ク 次の場合にはそのクロスセイバー 2 は終了したものとして取り扱います。この場合、（エ）の規定に基づき終了したときは、オの規定にかかわらず、その終了日が属する料金月の初日からクロスセイバー 2 の適用がなかったものとして取り扱います。 （ア） クロスセイバー 2 の取扱いを受けている I P 電話契約者の I P 電話契約の解除があったとき。 （イ） I P 電話契約者がイに規定する要件を満たさなくなったとき。 （ウ） 第 6 種 I P 電話サービス利用権の譲渡があったとき。 （エ） I P 電話契約者がカに規定する禁止行為を行ったと当社が認めたとき。 ケ ク（エ）の規定に基づきクロスセイバー 2 を終了した場合に、第 6 種 I P 電話サービスに係る特定電気通信サービスを提供する電気通信事業者に対して当社が当該 I P 電話契約者に係る氏名及び住所等を通知することについて、I P 電話契約者はあらかじめ同意していただきます。 コ 当社は、クロスセイバー 2 の適用を受ける I P 電話契約者が、カに規定する禁止行為を行っていないことを確認するため、当社が必要と判断する場合には、クロスセイバー 2 に係る特定利用契約者回線について、調査および検査等を行う場合があります。この場合、I P 電話契約者は、当社の求めに応じ、当該調査および検査等に必要な協力をするものとします。						
(14) 全時間帯における特定利用契約者回線からの一定時間内に係る通信料金の特別課金機能の適用	ア 全時間帯における特定利用契約者回線からの一定時間内に係る通信料金の特別課金機能（以下「フィックスバック」といいます。）とは、I P 電話契約者の選択により、1 の特定利用契約者回線ごとに、2（料金額）に定める一定の料金額（以下この欄において「定額料金」といいます。）の支払いがあることを条件に、全時間帯における国内通信の通信料金を、料金月単位に累計し、その累計した通信料金額（以下この欄において「通信料金の月間累計額」といいます。）から、エに定める料金額（以下この欄において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。 イ フィックスバックは、音声通信の料金明細内訳を記録している I P 電話契約者（第 6 種 I P 電話契約者に限ります。以下この欄において同じとします。）の特定利用契約者回線に限り、選択することができます。 ただし、当社が別に定める方法により、I P 電話契約者の契約者情報の確認を行うことができないとき及びその特定利用契約者回線について、(17) に規定するエブリバックの適用を受けているときは、フィックスバックの適用を受けることはできないものとします。 ウ 次に定める音声通信については、フィックスバックの対象としません。 （ア） 国内通信について、移動体電話設備への着信に係るもの エ フィックスバックを選択した I P 電話契約者は、次表に規定する内容のサービスを受けることができます。 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">サービスの内容</th></tr> <tr> <td colspan="2">定額料金の支払いがあることを条件に、通信料金の月間累計額から下表に定める割引額を減額して適用します。</td></tr> <tr> <td>割引額</td><td>480 円 (税込 528 円)</td></tr> </table> オ 定額料金には、第 1（月額料金）1（適用）(9) に規定する付加機能に係る付加機能使用料を含むものとします。 カ フィックスバックの適用を受けている特定利用契約者回線の移転があったときは、当社はそのフィックスバックに係る定額料金を第 1（月額料金）1（適用）(10) の規定に準じて取り扱います。 キ フィックスバックの適用を開始する場合においては、その申込の承諾を受けた日から含む料金月の翌料金月から開始することとし、その次料金月においても I P 電話契約者から終了の申込みがない限り、従前と同様の条件により、継続するものとします。フィックスバックの終了の申込みがあった場合は、その終了の申込日を含む料金月の末日まで、そのフィックスバックを適用します。 ただし、第 6 種 I P 電話サービスの申込みと同時にフィックスバックの申込みがあったときは、その I P 電話サービスの提供を開始した日からフィックスバックを適用します。 ク フィックスバックを選択した I P 電話契約者は、1 の料金月を通じて国内通信を全く行わなかった場合においても、その料金月におけるフィックスバックに係る定額料金は支払っていただきます。	サービスの内容		定額料金の支払いがあることを条件に、通信料金の月間累計額から下表に定める割引額を減額して適用します。		割引額	480 円 (税込 528 円)
サービスの内容							
定額料金の支払いがあることを条件に、通信料金の月間累計額から下表に定める割引額を減額して適用します。							
割引額	480 円 (税込 528 円)						

ケ 当社は、通信料金の月間累計額が割引額に満たない場合は、当該料金月の通信料金の月間累計額を減額して適用し、割引額から通信料金の月間累計額を差し引いた残額（以下この欄において「繰越額」といいます。）を、翌料金月の通信料金の月間累計額から控除します。この場合において、繰越額の控除は、割引額の控除の前に行います。

コ 次の場合には、そのフィックスパックは終了したものとして取り扱います。

（ア） フィックスパックの取扱いを受けている I P 電話契約者の I P 電話契約の解除があったとき。

（イ） フィックスパックの取扱いを受けている I P 電話契約者からフィックスパックの終了の申込みがあったとき。

（ウ） フィックスパックの取扱いを受けている I P 電話契約者が、その特定利用契約者回線について、(17) に規定するエブリパックの適用を申し出たとき。

サ フィックスパックを選択した I P 電話契約者は、フィックスパックが適用される料金月については、利用の一時中断をした場合、又は利用停止があった場合においても、フィックスパックに係る定額料金を支払っていただきます。

シ フィックスパックの適用部分においては、1（適用）(5) 中「通信料金」とあるのは「通信時間」に、「料金額の支払い」とあるのは、「通信時間に基づく料金額の支払い」に、「得た額」とあるのは、「得た時間」と読み替えて適用するものとし、読み替え適用後の同規定により得た通信時間を、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった時までのフィックスパックの適用を受けた通信時間に加え、フィックスパックに係る通信時間として通信料金の月間累計額を算定するものとし、

ただし、通信時間について、当社の機器等により正しく算定することができなかった日の属する料金月において、フィックスパックの取扱いを受けていなかった I P 電話契約者が、その料金月の前にフィックスパックの取扱いを受けているときは、同規定の適用に当たっては、フィックスパックに係る部分については、フィックスパックの取扱いを行わなかったものとし、2（料金額）(1) の料金額を適用します。

ス フィックスパックの適用される部分において、第 40 条（責任の制限）中「その日数に対応する当該 I P 電話サービスに係る次の料金の合計額」とあるのは、「その日数に対応するそのフィックスパックに係る定額料金」と読み替えます。

セ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

ソ 当社は、暦月の初日以外の日にフィックスパックの提供の開始があったときは、フィックスパックに係る定額料金及び割引額をその利用日数に応じて日割します。この場合、定額料金に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨て、割引額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。

(15) メニュー 3 に係る第 7 種 I P 電話サービスの通信料金の適用

ア メニュー 3 に係る第 7 種 I P 電話サービスの基本通信料は、次表のとおりとします。

区 分	単 位	料 金 額
基本通信料	1 の指定回線ごとに	4 8 0 円 (税込 5 2 8 円)

イ 当社は、I P 電話契約者（メニュー 3 に係る第 7 種 I P 電話契約者に限ります。以下この欄において同じとします。）に、1 の指定回線ごとに、全時間帯における国内通信の通信料金を、料金月単位に累計し、その累計した通信料金額（以下この欄において「通信料金の月間累計額」といいます。）から、次表に定める料金額（以下この欄において「割引額」といいます。）を減額して適用します。ただし、その指定回線について、モバイルパックの適用を受けている音声通信及びフィックスパック 2 の適用を受けている音声通信の通信料金については、その適用を受けている期間において、この通信料金の月間累計額には含まないものとします。

割引額	4 8 0 円 (税込 5 2 8 円)
-----	-------------------------

ウ イの減額の適用の対象となる国内通信は、次の付加機能を利用した国内通信以外のものに限ります。

（ア） 第三者課金機能を利用した国内通信

エ I P 電話契約者は、1 の料金月を通じて国内通信を全く行わなかった場合においても、その料金月における基本通信料は支払っていただきます。

オ 当社は、通信料金の月間累計額が割引額に満たない場合は、当該料金月の通信料金の月間累計額を減額して適用し、割引額から通信料金の月間累計額を差し引いた残額（以下この欄において「繰越額」といいます。）を、翌料金月の通信料金の月間累計額から控除します。この場合において、繰越額の控除は、割引額の控除の前に行います。

カ イの減額の適用は、I P 電話契約者のメニュー 3 に係る第 7 種 I P 電話サービスの提供開始日から開始することとし、その次料金月以降においても従前と同様の条件により継続するものとします。イの減額の適用を受けている I P 電話契約の解除又は細目の変更があった場合は、解除の前日又は変更の日までイを適用します。

	ク エブリパックを選択した I P 電話契約者は、1 の料金月を通じて国内通信を全く行わなかった場合においても、その料金月におけるエブリパックに係る定額料金は支払っていただきます。 ケ 次の場合には、そのエブリパックは終了したものとして取り扱います。 (ア) エブリパックの取扱いを受けている I P 電話契約者の I P 電話契約の解除があったとき。 (イ) エブリパックの取扱いを受けている I P 電話契約者からエブリパックの終了の申込みがあったとき。 (ウ) エブリパックの取扱いを受けている I P 電話契約者が、その特定利用契約者回線について、フィックスパックの適用を申し出たとき。 コ エブリパックを選択した I P 電話契約者は、エブリパックが適用される料金月については、利用の一時中断をした場合、又は利用停止があった場合においても、エブリパックに係る定額料金を支払っていただきます。 サ エブリパックの適用部分においては、1 (適用) (5) 中「通信料金」とあるのは「通信時間」に、「料金額の支払い」とあるのは、「通信時間に基づく料金額の支払い」に、「得た額」とあるのは、「得た時間」と読み替えて適用するものとし、読み替え適用後の同規定により得た通信時間を、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった時までのエブリパックの適用を受けた通信時間に加え、エブリパックに係る通信時間として通信料金の月間累計額を算定するものとします。 ただし、通信時間について、当社の機器等により正しく算定することができなかった日の属する料金月において、エブリパックの取扱いを受けていなかった I P 電話契約者が、その料金月の前にエブリパックの取扱いを受けているときは、同規定の適用に当たっては、エブリパックに係る部分については、エブリパックの取扱いを行わなかったものとし、2 (料金額) (1) の料金額を適用します。 シ エブリパックの適用される部分において、第 40 条 (責任の制限) 中「その日数に対応する当該 I P 電話サービスに係る次の料金の合計額」とあるのは、「その日数に対応するそのエブリパックに係る定額料金」と読み替えます。 ス 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 セ 当社は、暦月の初日以外の日にエブリパックの提供の開始があったときは、エブリパックに係る定額料金及びエに規定する支払いを要しない音声通信の数をその利用日数に応じて日割します。この場合、定額料金に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨て、音声通信の数に 1 未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。		
(17) 全時間帯における指定音声通信に係る通信料金の特別課金機能の適用 (商品名 : モバイル通話定額)	ア 全時間帯における指定音声通信に係る通信料金の特別課金機能 (以下「モバイルパック」といいます。) とは、I P 電話契約者の選択により、1 の指定回線ごとに、全時間帯における当社の移動体電話設備に着信する国内通信 (以下この欄において「指定音声通信」といいます。) について、料金月単位に 2 (料金額) に定める一定の料金額 (以下この欄において「定額料金」といいます。) を適用することをいいます。 イ モバイルパックは音声通信の料金明細内訳を記録している I P 電話契約者 (第 7 種 I P 電話契約者に限ります。以下この欄において同じとします。) の指定回線に限り、選択することができます。 ウ モバイルパックを選択した I P 電話契約者は、次表に規定する内容のサービスを受けることができます。 <table><tr><th>サービスの内容</th></tr><tr><td>指定音声通信について、2 (料金額) (3) に規定する定額料金を適用するもの</td></tr></table> エ モバイルパックの適用の対象となる通信は、次の付加機能を利用した通信以外のものに限ります。 (ア) 多機能転送機能を利用して行った指定回線から転送先への通信 (イ) 第三者課金機能を利用した通信 (ウ) スケジューリング転送機能を利用して行った指定回線から転送先への通信 (エ) 着信一括転送機能を利用して行った指定回線から転送先への通信 オ モバイルパックの適用を開始する場合においては、その申込日 (申込日に I P 電話サービスの提供が開始されていない場合は、その提供開始日とします。) を含む料金月の翌料金月 (I P 電話契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日) から開始することとし、その次料金月以降においても I P 電話契約者から終了の申込みがない限り、従前と同様の条件により、継続するものとします。モバイルパックの終了の申込みがあった場合は、その終了の申込日を含む料金月の前月の末日 (I P 電話契約者から特に要請があり、当社の業務上支障がないときは、その請求のあった日) まで、そのモバイルパックを適用します。	サービスの内容	指定音声通信について、2 (料金額) (3) に規定する定額料金を適用するもの
サービスの内容			
指定音声通信について、2 (料金額) (3) に規定する定額料金を適用するもの			

- カ モバイルパックの適用を受ける I P 電話契約者は、I P 電話サービスの利用において、次の行為は禁止します。
- (ア) 不特定または多数の第三者の需要に応じて、事業法に定める電気通信役務を反復継続して提供すること。
 - (イ) モバイルパックに係る指定回線の終端において、他の機械を接続すること（（ア）に規定する禁止行為を行っていないことを当社が確認できないときに限ります。）
- キ 当社は、モバイルパックの適用を受ける I P 電話契約者が、カに規定する禁止行為を行っていないことを確認するため、当社が必要と判断する場合には、モバイルパックに係る指定回線について、調査および検査等を行う場合があります。この場合、I P 電話契約者は、当社の求めに応じ、当該調査および検査等に必要な協力をするものとします。
- ク I P 電話契約者が、モバイルパックを選択している場合であって、料金月の起算日の変更があった場合は、新たな料金月（変更となった起算日を含む料金月をいいます。以下この欄において同じとします。）については、その適用を中止するものとし、その料金月の翌料金月から、従前と同様の条件によりモバイルパックを適用します。
- ただし、その I P 電話契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、新たな料金月において、従前と同様の条件によりモバイルパックを適用します。
- ケ モバイルパックを選択した I P 電話契約者は、1 の料金月を通じてモバイルパックに係る指定音声通信を行わなかった場合においても、その料金月におけるモバイルパックに係る定額料金は支払っていただきます。
- ただし、約款において特段の規定がある場合は、その規定によるものとします。
- コ 次の場合にはそのモバイルパックは終了したものとして取り扱います。
- (ア) モバイルパックの取扱いを受けている I P 電話契約者の I P 電話契約の解除があったとき。
 - (イ) I P 電話契約者がカに規定する禁止行為を行ったと当社が認めたとき。
- サ モバイルパックを選択した I P 電話契約者は、モバイルパックが適用される料金月については、利用の一時中断をした場合、又は利用停止があった場合においても、モバイルパックに係る定額料金を支払っていただきます。
- ただし、1 の料金月を通じて通信を全く行うことができなかったとき、又は全く行うことができなかった 1 の料金月に続く料金月であって、その料金月の途中でその事由が解消したときは、その料金月におけるモバイルパックの取扱いはい行いません。
- シ 前項ただし書の規定にかかわらず、I P 電話契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、モバイルパックを継続して適用します。
- なお、利用の一時中断又は利用停止が解消したときは、その解消した日の属する料金月の翌料金月から、従前と同様の条件によりモバイルパックを適用します。
- ス I P 電話契約者の責めによらない理由により、I P 電話契約者が I P 電話サービスを全く利用できない状態（当該契約に係る電気通信設備等に著しい支障が生じ、全く利用できないと同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合にそのことを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに、そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するモバイルパックの定額料金の支払いを要しません。
- セ モバイルパックの適用される部分において、第 40 条（責任の制限）中「その日数に対応する当該 I P 電話サービスに係る次の料金の合計額」とあるのは、「その日数に対応するそのモバイルパックに係る定額料金」と読み替えます。
- ソ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- タ 当社は、次の場合が生じたときは、モバイルパックに係る定額料金をその暦月に係る日数により日割します。
- (ア) 暦月の初日以外の日にモバイルパックの適用の開始があったとき。
 - (イ) 暦月の末日以外の日にモバイルパックの適用の終了があったとき。
 - (ウ) 暦月の初日以外の日にモバイルパックに係る定額料金の改定があったとき。この場合、改定後の定額料金は、その改定があった日から適用します。
 - (エ) スの規定に該当するとき。この場合、料金の算定に当たっては、その日数の計算の単位となる 24 時間をその開始時刻が属する日とみなします。

(18) 全時間帯における特定加入通信に係る通信料金の特別課金機能の適用
(商品名：おとくライン通話定額)

ア 全時間帯における特定加入通信に係る通信料金の特別課金機能（以下「フィックスバック 2」といいます。）とは、I P 電話契約者の選択により、1 の指定回線ごとに、全時間帯における電話サービス等契約約款に定める加入契約者回線、指定加入契約者回線等及び主として会議に係る通信のために使用する電気通信設備（当社が別に定めるものに限ります。）に着信した国内通信（以下この欄において「特定加入通信」といいます。）について、料金月単位に 2（料金額）に定める一定の料金額（以下この欄において「定額料金」といいます。）を適用することをいいます。

イ フィックスバック 2 は音声通信の料金明細内訳を記録している I P 電話契約者（第 7 種 I P 電話契約者に限ります。以下この欄において同じとします。）の指定回線に限り、選択することができます。

ウ フィックスバック 2 を選択した I P 電話契約者は、次表に規定する内容のサービスを受けることができます。

サービスの内容
特定加入通信について、2（料金額）(3)に規定する定額料金を適用するもの

エ フィックスバック 2 の適用の対象となる通信は、次の付加機能を利用した通信以外のものに限ります。

- (ア) 多機能転送機能を利用して行った指定回線から転送先への通信
- (イ) 第三者課金機能を利用した通信
- (ウ) スケジュールリング転送機能を利用して行った指定回線から転送先への通信
- (エ) 着信一括転送機能を利用して行った指定回線から転送先への通信

オ フィックスバック 2 の適用を開始する場合においては、その申込日（申込日に I P 電話サービスの提供が開始されていない場合は、その提供開始日とします。）を含む料金月の翌料金月（I P 電話契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）から開始することとし、その次料金月以降においても I P 電話契約者から終了の申込みがない限り、従前と同様の条件により、継続するものとします。フィックスバック 2 の終了の申込みがあった場合は、その終了の申込日を含む料金月の前月の末日（I P 電話契約者から特に要請があり、当社の業務上支障がないときは、その請求のあった日）まで、そのフィックスバック 2 を適用します。

カ フィックスバック 2 の適用を受ける I P 電話契約者は、I P 電話サービスの利用において、次の行為は禁止します。

- (ア) 不特定または多数の第三者の需要に応じて、事業法に定める電気通信役務を反復継続して提供すること。
- (イ) フィックスバック 2 に係る指定回線の終端において、他の機械を接続すること（（ア）に規定する禁止行為を行っていないことを当社が確認できないときに限ります。）

キ I P 電話契約者が、フィックスバック 2 を選択している場合であって、料金月の起算日の変更があった場合は、新たな料金月（変更となった起算日を含む料金月をいいます。以下この欄において同じとします。）については、その適用を中止するものとし、その料金月の翌料金月から、従前と同様の条件によりフィックスバック 2 を適用します。

ただし、その I P 電話契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、新たな料金月において、従前と同様の条件によりフィックスバック 2 を適用します。

ク フィックスバック 2 を選択した I P 電話契約者は、1 の料金月を通じてフィックスバック 2 に係る特定加入通信を行わなかった場合においても、その料金月におけるフィックスバック 2 に係る定額料金は支払っていただきます。

ただし、約款において特段の規定がある場合は、その規定によるものとします。

ケ 次の場合にはそのフィックスバック 2 は終了したものとして取り扱います。

- (ア) フィックスバック 2 の取扱いを受けている I P 電話契約者の I P 電話契約の解除があったとき。
- (イ) I P 電話契約者がカに規定する禁止行為を行ったと当社が認めたとき。

コ 当社は、フィックスバック 2 の適用を受ける I P 電話契約者が、カに規定する禁止行為を行っていないことを確認するため、当社が必要と判断する場合には、フィックスバック 2 に係る指定回線について、調査および検査等を行う場合があります。この場合、I P 電話契約者は、当社の求めに応じ、当該調査および検査等に必要な協力をするものとします。

サ フィックスバック 2 を選択した I P 電話契約者は、フィックスバック 2 が適用される料金月については、利用の一時中断をした場合、又は利用停止があった場合においても、フィックスバック 2 に係る定額料金を支払っていただきます。

ただし、1 の料金月を通じて通信を全く行うことができなかったとき、又は全く行うことができなかった 1 の料金月に続く料金月であって、その料金月の途中でその事由が解消したときは、その料金月におけるフィックスバック 2 の取扱いは行いません。

	シ 前項ただし書の規定にかかわらず、ＩＰ電話契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、フィックスパック２を継続して適用します。 なお、利用の一時中断又は利用停止が解消したときは、その解消した日の属する料金月の翌料金月から、従前と同様の条件によりフィックスパック２を適用します。 ス ＩＰ電話契約者の責めによらない理由により、ＩＰ電話契約者がＩＰ電話サービスを全く利用できない状態（当該契約に係る電気通信設備等に著しい支障が生じ、全く利用できないと同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合にそのことを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに、そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するフィックスパック 2 の定額料金の支払いを要しません。 セ フィックスパック 2 の適用される部分において、第 40 条（責任の制限）中「その日数に対応する当該 Ｉ Ｐ 電話サービスに係る次の料金の合計額」とあるのは、「その日数に対応するそのフィックスパック 2 に係る定額料金」と読み替えます。 ソ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 タ 当社は、次の場合が生じたときは、フィックスパック 2 に係る定額料金をその暦月に係る日数により日割します。 （ア） 暦月の初日以外の日にフィックスパック 2 の適用の開始があったとき。 （イ） 暦月の末日以外の日にフィックスパック 2 の適用の終了があったとき。 （ウ） 暦月の初日以外の日にフィックスパック 2 に係る定額料金の改定があったとき。 この場合、改定後の定額料金は、その改定があった日から適用します。 （エ） サの規定に該当するとき。この場合、料金の算定に当たっては、その日数の計算の単位となる 24 時間をその開始時刻が属する日とみなします。		
(19) 全時間帯における特別音声通信に係る通信料金の特別課金機能の適用（商品名：音声通話定額）	ア 全時間帯における特別音声通信に係る通信料金の特別課金機能（以下「通話定額パック」といいます。）とは、ＩＰ電話契約者の選択により、１の指定回線ごとに、２（料金額）に定める一定の料金額（以下この欄において「定額料金」といいます。）の支払いがあることを条件に、全時間帯における国内通信（以下この欄において「特別音声通信」といいます。）について、２（料金額）の規定にかかわらず、その通信料金の一部について支払いを要しないことをいいます。 イ 通話定額パックは、次の場合を除いて、音声通信の料金明細内訳を記録している Ｉ Ｐ 電話契約者（第 7 種 Ｉ Ｐ 電話契約者に限ります。以下この欄において同じとします。）の指定回線に限り、選択することができます。 （ア） 当該指定回線がモバイルパック又はフィックスパック 2 の適用を受けているとき。 （イ） 当該指定回線にメニュー 2 又はメニュー 4 以外の設備の態様による細目 1 が適用されているとき。 （ウ） Ｉ Ｐ 電話契約者が当該 Ｉ Ｐ 電話サービスを電気通信事業の用に供するとき。 （エ） Ｉ Ｐ 電話契約者が、ス（イ）の規定により通話定額パックを終了した後一定の期間を経過していないとき。 ウ 次に定める音声通信については、通話定額パックの対象としません。 （ア） 国内通信について、オンネット通信に係るもの エ 通話定額パックを選択した Ｉ Ｐ 電話契約者は、次表に規定する内容のサービスを受けることができます。 <table><tr><th>サービスの内容</th></tr><tr><td>定額料金の支払いがあることを条件に、料金月単位に通信時間の開始した順に 1 のチャンネルごとに 500 の特別音声通信まで（複数のチャンネルで通信が可能な場合、1 の指定回線ごとに、通信が可能なチャンネル数に 500 を乗じて得た数の特別音声通信まで）、1 の特別音声通信ごとに 20 分までその通信料金の支払いを要しないこととします。</td></tr></table> オ 通話定額パックの適用の対象となる通信は、次の通信以外のものに限ります。 （ア） 第三者課金機能 （イ） 電話番号案内 （ウ） 天気予報サービス （エ） 電報受付機能 （オ） 電話サービス等契約約款に規定する登録電話サービス等 （カ） 他の電気通信事業者の契約約款で通信料金が規定される通信	サービスの内容	定額料金の支払いがあることを条件に、料金月単位に通信時間の開始した順に 1 のチャンネルごとに 500 の特別音声通信まで（複数のチャンネルで通信が可能な場合、1 の指定回線ごとに、通信が可能なチャンネル数に 500 を乗じて得た数の特別音声通信まで）、1 の特別音声通信ごとに 20 分までその通信料金の支払いを要しないこととします。
サービスの内容			
定額料金の支払いがあることを条件に、料金月単位に通信時間の開始した順に 1 のチャンネルごとに 500 の特別音声通信まで（複数のチャンネルで通信が可能な場合、1 の指定回線ごとに、通信が可能なチャンネル数に 500 を乗じて得た数の特別音声通信まで）、1 の特別音声通信ごとに 20 分までその通信料金の支払いを要しないこととします。			

- カ 通話定額パックの適用を開始する場合においては、その申込の承諾を受けた日を含む料金月の翌料金月から開始することとし、その次料金月以降においても I P 電話契約者から終了の申込みがない限り、従前と同様の条件により、継続するものとします。
- ただし、第 7 種 I P 電話サービスの申込みと同時に通話定額パックの申込みがあったときは、その I P 電話サービスの提供を開始した日から通話定額パックを適用します。
- キ 通話定額パックの終了の申込みがあった場合は、その終了の申込日を含む料金月の末日まで、その通話定額パックを適用します。
- ただし、第 7 種 I P 電話サービスの終了の申込みと同時に通話定額パックの終了の申込みがあったときは、その I P 電話サービスの提供を終了した日にあるチャンネルに対し、その終了の日まで通話定額パックを適用することとします。
- ク 通話定額パックの適用を受ける I P 電話契約者は、I P 電話サービスの利用において、次の行為は禁止します。
- (ア) 不特定または多数の第三者の需要に応じて、事業法に定める電気通信役務を反復継続して提供すること。
 - (イ) 通話定額パックに係る指定回線の終端において、他の機械を接続すること（（ア）に規定する禁止行為を行っていないことを当社が確認できないときに限ります。）。
 - (ウ) I P 電話契約者が行う通信について、通信による直接収入を得る目的で利用するなど、通信以外の目的で利用すること。
- ケ 当社は、通話定額パックの適用を受ける I P 電話契約者が、クに規定する禁止行為を行っていないことを確認するため、当社が必要と判断する場合には、通話定額パックに係る指定回線について、調査および検査等を行う場合があります。この場合、I P 電話契約者は、当社の求めに応じ、当該調査および検査等に必要な協力をするものとします。
- コ I P 電話契約者が、通話定額パックを選択している場合であって、料金月の起算日の変更があった場合は、新たな料金月（変更となった起算日を含む料金月をいいます。以下この欄において同じとします。）については、その適用を中止するものとし、その料金月の翌料金月から、従前と同様の条件により通話定額パックを適用します。
- ただし、その I P 電話契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、新たな料金月において、従前と同様の条件により通話定額パックを適用します。
- サ 通話定額パックを選択した I P 電話契約者は、1 の料金月を通じて通話定額パックに係る特別音声通信を行わなかった場合においても、その料金月における通話定額パックに係る定額料金は支払っていただきます。
- ただし、約款において特段の規定がある場合は、その規定によるものとします。
- シ 1 の料金月において、チャンネル数の変更があった場合、その料金月の起算日を含む暦月の末日にあるチャンネルに通話定額パックを適用します。
- ス 次の場合にはその通話定額パックは終了したものとして取り扱います。
- (ア) 通話定額パックの取扱いを受けている I P 電話契約者の I P 電話契約の解除があったとき。
 - (イ) I P 電話契約者がクに規定する禁止行為を行ったと当社が認めたとき。
- セ 通話定額パックを選択した I P 電話契約者は、通話定額パックが適用される料金月については、利用の一時中断をした場合、又は利用停止があった場合においても、通話定額パックに係る定額料金を支払っていただきます。
- ただし、I P 電話契約者の責めによらない理由により、1 の料金月を通じて通信を全く行うことができなかったとき、又は全く行うことができなかった 1 の料金月に続く料金月であって、その料金月の途中でその事由が解消したときは、その料金月における通話定額パックの取扱いはい行いません。
- ソ 前項ただし書の規定にかかわらず、I P 電話契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、通話定額パックを継続して適用します。
- なお、利用の一時中断又は利用停止が解消したときは、その解消した日の属する料金月の翌料金月から、従前と同様の条件により通話定額パックを適用します。
- タ I P 電話契約者の責めによらない理由により、I P 電話契約者が I P 電話サービスを全く利用できない状態（当該契約に係る電気通信設備等に著しい支障が生じ、全く利用できないと同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合にそのことを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに、そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する通話定額パックの定額料金の支払いを要しません。

	チ 通話定額パックの適用される部分において、第40条（責任の制限）中「その日数に対応する当該 I P 電話サービスに係る次の料金の合計額」とあるのは、「その日数に対応するその通話定額パックに係る定額料金」と読み替えます。 ツ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 テ 当社は、次の場合が生じたときは、通話定額パックに係る定額料金をその料金月に係る日数により日割します。この場合、定額料金に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。 （ア） 料金月の初日以外の日第7種 I P 電話サービスの適用の開始と同時に通話定額パックの適用の開始があったとき。 （イ） 料金月の末日以外の日第7種 I P 電話サービスの適用の終了と同時に通話定額パックの適用の終了があったとき。 （ウ） 料金月の初日以外の日通話定額パックに係る定額料金の改定があったとき。この場合、改定後の定額料金は、その改定があった日から適用します。 （エ） タの規定に該当するとき。この場合、料金の算定に当たっては、その日数の計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。
--	--

2 料金額

(1) 国内通信に係るもの

ア オフネット通信に係るもの

(ア) (イ) 及び (ウ) 以外のもの

① ②以外のもの

区 分		料 金 額 (180.0 秒までごとに)
第1種 I P 電話サービスに係るもの		8 円 (税込 8. 8 円)
第3種 I P 電話サービス、第4種 I P 電話サービス、第5種 I P 電話サービス及び第6種 I P 電話サービスに係るもの	区域内通信	7. 9 9 円 (税込 8. 7 8 9 円)
	隣接区域内通信	
	区域外通信	

② 第7種 I P 電話サービスに係るもの

②-1 ブラン1に係るもの

区 分			料 金 額 (次の秒数までごとに 10 円 (税込 11 円)。ただし、区域内通信については、次の秒数までごとに 8.5 円 (税込 9.35 円) と読み替えて適用するものとします。)		
			オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリータイム
区域内通信			180.0 秒	180.0 秒	240.0 秒
隣接区域内通信		県内市外通信及び県間市外通信	90.0 秒	90.0 秒	120.0 秒
区 域 外 通 信	県内市外通信	20 キロメートルまで	90.0 秒	90.0 秒	120.0 秒
		60 キロメートルまで	60.0 秒	75.0 秒	90.0 秒
		60 キロメートルを超えるもの	45.0 秒	60.0 秒	90.0 秒
	県間市外通信	20 キロメートルまで	90.0 秒	90.0 秒	120.0 秒
		30 キロメートルまで	60.0 秒	60.0 秒	75.0 秒
		60 キロメートルまで	45.0 秒	60.0 秒	75.0 秒
		100 キロメートルまで	30.0 秒	45.0 秒	60.0 秒

	170 キロメートルまで	22.5 秒	30.0 秒	45.0 秒
	170 キロメートルを超えるもの	22.5 秒	26.0 秒	45.0 秒

②-2 プラン2に係るもの

区 分	料金額 (180.0 秒までごとに)		
	オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリータイム
区域内通信に係るもの	7.9 円 (税込 8.69 円)		
隣接区域内通信及び区域外通信に係るもの			

②-3 プラン3に係るもの

区 分	料金額 (180.0 秒までごとに)		
	オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリータイム
区域内通信	5.9 円 (税込 6.49 円)		
隣接区域内通信及び区域外通信			
県内市外通信	9.9 円 (税込 10.89 円)		
県間市外通信			

(イ) 移動体電話設備への着信に係るもの

① 第1種移動体電話設備への着信に係るもの

①-1 ①-2以外のもの

区 分	料 金 額 (60.0 秒までごとに)	
	午前 8 時から午後 11 時まで	午前 0 時から午前 8 時まで及び 午後 11 時から午後 12 時まで
第 1 種 I P 電話サービスに係るもの	1 8 円 (税込 1 9. 8 円)	
第 3 種 I P 電話サービス、第 4 種 I P 電話サービス及び第 5 種 I P 電話サービスに係るもの	2 5 円 (税込 2 7. 5 円)	2 0 円 (税込 2 2 円)
第 6 種 I P 電話サービスに係るもの	1 6 円 (税込 1 7. 6 円)	
備考 別に定める電気通信事業者の契約約款に規定する付加機能を利用することにより特定 I P 電話設備に着信する通信については、この欄に規定する通信料金を適用します。		

①-2 第7種 I P 電話サービスに係るもの

区 分		料金額 (60.0 秒までごとに)		
		オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリータイム
プラン1に係るもの		2 5 円 (税込 2 7. 5 円)		
プラン2 及び プラン3 に係 るもの	当社が提供する第1 種移動体電 話設備への着信に係るもの	1 5. 5 円 (税込 1 7. 0 5 円)		
	上記以外のもの	1 6 円 (税込 1 7. 6 円)		
備考 別に定める電気通信事業者の契約約款に規定する付加機能を利用することにより特定 I P 電話設備に着信する通信については、この欄に規定する通信料金を適用します。				

(ウ) 特定 I P 電話設備への着信に係るもの

区 分	料 金 額 (180.0 秒までごとに)
第1種 I P 電話サービス及び第7種 I P 電話サービスに係るもの	8 円 (税込 8.8 円)

第3種 I P 電話サービスに係るもの、第4種 I P 電話サービス、第5種 I P 電話サービス及び第6種 I P 電話サービスに係るもの	7. 99円（税込8. 789円）
備考 当社が別に定める特定 I P 電話設備への着信（別に定める電気通信事業者の契約約款に規定する付加機能を利用することにより着信するものを除きます。）に限ります。	

- (2) 国際通信に係るもの
ア イ及びウ以外のもの

（単位：円）

地域区分	料 金 額（1分までごとに）
アイスランド共和国	90
アイルランド	90
アゼルバイジャン共和国	100
アセンション島	255
アゾレス諸島	90
アフガニスタン・イスラム共和国	210
アメリカ合衆国	9
アラブ首長国連邦	110
アルジェリア民主人民共和国	255
アルゼンチン共和国	115
アルバ	150
アルバニア共和国	240
アルメニア共和国	225
アンギラ	260
アンゴラ共和国	145
アンティグア・バーブーダ	260
アンドラ公国	150
イエメン共和国	245
イスラエル国	110
イタリア共和国	90
イラク共和国	245
イラン・イスラム共和国	225
インド	100
インドネシア共和国	60
ウガンダ共和国	125
ウクライナ	100
ウズベキスタン共和国	240
ウルグアイ東方共和国	120
英領バージン諸島	260
エクアドル共和国	170
エジプト・アラブ共和国	125
エストニア共和国	240
エスワティニ王国	150
エチオピア連邦民主共和国	255

エリトリア国	255
エルサルバドル共和国	140
オーストラリア連邦	20
オーストリア共和国	90
オマーン国	245
オランダ王国	90
オランダ領アンティル	260
オランダ領セント・マーティン	260
ガーナ共和国	150
カーボベルデ共和国	255
ガイアナ協同共和国	170
カザフスタン共和国	210
カタール国	130
カナダ	15
カナリー諸島	90
ガボン共和国	255
カメルーン共和国	225
ガンビア共和国	255
カンボジア王国	170
ギニア共和国	255
ギニアビサウ共和国	255
キプロス共和国	110
キューバ共和国	260
ギリシャ共和国	90
キリバス共和国	220
キルギス共和国	240
グアテマラ共和国	135
グアドループ島	110
グアム	55
クウェート国	110
クック諸島	220
グリーンランド	90
クリスマス島	70
グレートブリテン・北アイルランド連合王国	20
グレナダ	260
クロアチア共和国	240
ケイマン諸島	260
ケニア共和国	175
コートジボワール共和国	255
ココス諸島	70
コスタリカ共和国	140
コソボ共和国	240

コモロ連合	225
コロンビア共和国	115
コンゴ共和国	255
コンゴ民主共和国	255
サイパン	55
サウジアラビア王国	175
サモア独立国	220
サントメ・プリンシペ民主共和国	255
ザンビア共和国	185
サンピエール島・ミクロン島	110
サンマリノ共和国	90
シエラレオネ共和国	180
ジブチ共和国	230
ジブラルタル	90
ジャマイカ	230
ジョージア	240
シリア・アラブ共和国	185
シンガポール共和国	30
ジンバブエ共和国	125
スイス連邦	90
スウェーデン王国	90
スーダン共和国	230
スペイン	90
スペイン領北アフリカ	90
スリナム共和国	170
スリランカ民主社会主義共和国	105
スロバキア共和国	165
スロベニア共和国	125
セーシェル共和国	255
赤道ギニア共和国	255
セネガル共和国	255
セルビア共和国	240
セントクリストファー・ネイビス	260
セントビンセント・グレナディーン諸島	230
セントヘレナ島	255
セントルシア	260
ソマリア民主共和国	255
ソロモン諸島	220
タークス・カイコス諸島	260
タイ王国	55
大韓民国	30
台湾	30

タジキスタン共和国	240
タンザニア連合共和国	135
チェコ共和国	100
チャド共和国	255
中央アフリカ共和国	255
中華人民共和国	30
チュニジア共和国	255
朝鮮民主主義人民共和国	140
チリ共和国	115
ツバル	220
ディエゴ・ガルシア	255
デンマーク王国	90
ドイツ連邦共和国	20
トーゴ共和国	255
トケラウ諸島	220
ドミニカ共和国	230
ドミニカ国	260
トリニダード・トバゴ共和国	260
トルクメニスタン	240
トルコ共和国	90
トンガ王国	220
ナイジェリア連邦共和国	125
ナウル共和国	220
ナミビア共和国	235
ニウエ	220
ニカラグア共和国	140
ニジェール共和国	225
ニューカレドニア	220
ニュージーランド	70
ネパール連邦民主共和国	105
ノーフォーク島	80
ノルウェー王国	90
バーレーン王国	110
ハイチ共和国	260
パキスタン・イスラム共和国	105
バチカン市国	90
パナマ共和国	115
バヌアツ共和国	220
バハマ国	260
パプアニューギニア独立国	220
バミューダ島	155
パラオ共和国	220

パラグアイ共和国	170
バルバドス	260
ハワイ	9
ハンガリー共和国	100
バングラディシュ人民共和国	105
東ティモール民主共和国	60
フィジー諸島共和国	220
フィリピン共和国	35
フィンランド共和国	90
ブータン王国	210
プエルトリコ	110
フェロー諸島	90
フォークランド諸島	170
ブラジル連邦共和国	30
フランス共和国	20
フランス領ギアナ	115
フランス領ポリネシア	220
ブルガリア共和国	120
ブルキナファソ	185
ブルネイ・ダルサラーム国	60
ブルンジ共和国	225
米領サモア	220
米領バーキン諸島	110
ベトナム社会主義共和国	115
ベナン共和国	230
ベネズエラ・ボリバル共和国	115
ベラルーシ共和国	155
ベリーズ	140
ペルー共和国	55
ベルギー王国	90
ポーランド共和国	100
ボスニア・ヘルツェゴビナ	240
ボツワナ共和国	145
ボリビア共和国	170
ポルトガル共和国	90
香港特別行政区	30
ホンジュラス共和国	115
マーシャル諸島共和国	220
マイヨット島	225
マカオ特別行政区	70
北マケドニア共和国	230
マダガスカル共和国	255

マディラ諸島	90
マラウイ共和国	230
マリ共和国	255
マルタ共和国	90
マルチニーク島	110
マレーシア	60
ミクロネシア連邦	185
南アフリカ共和国	125
南スーダン共和国	230
ミャンマー連邦	170
メキシコ合衆国	75
モーリシャス共和国	140
モーリタニア・イスラム共和国	255
モザンビーク共和国	230
モナコ公国	150
モルディブ共和国	210
モルドバ共和国	240
モロッコ王国	185
モンゴル国	135
モンセラット	260
モンテネグロ	240
ヨルダン	125
ラオス人民民主共和国	135
ラトビア共和国	240
リトアニア共和国	230
リビア	255
リヒテンシュタイン公国	90
リベリア共和国	255
ルーマニア	100
ルクセンブルク大公国	90
ルワンダ共和国	255
レソト王国	235
レバノン共和国	245
レユニオン	125
ロシア連邦	100
ワリス・フテュナ諸島	220
特定衛星携帯 3	430
特定衛星携帯 4	290
特定衛星携帯 5	270
特定衛星携帯 6	530

イ 第3種 I P 電話サービス、第4種 I P 電話サービス、第5種 I P 電話サービス及び第6種 I P 電話サービスに係るもの

(単位：円)

地域区分	料 金 額 (1分までごとに。ただし、アメリカ合衆国及びハワイ については、3分までごとと読み替えて適用します。)
アイスランド共和国	31
アイルランド	23
アゼルバイジャン共和国	72
アセンション島	80
アゾレス諸島	39
アフガニスタン・イスラム共和国	76
アメリカ合衆国	7.99
アラブ首長国連邦	55
アルジェリア民主人民共和国	47
アルゼンチン共和国	55
アルバ	64
アルバニア共和国	47
アルメニア共和国	71
アンギラ	84
アンゴラ共和国	48
アンティグア・バーブーダ	80
アンドラ公国	24
イエメン共和国	84
イスラエル国	31
イタリア共和国	23
イラク共和国	84
イラン・イスラム共和国	84
インド	84
インドネシア共和国	48
ウガンダ共和国	55
ウクライナ	55
ウズベキスタン共和国	71
ウルグアイ東方共和国	63
英領バージン諸島	56
エクアドル共和国	63
エジプト・アラブ共和国	80
エストニア共和国	39
エスワティニ王国	47
エチオピア連邦民主共和国	80
エリトリア国	80
エルサルバドル共和国	47
オーストラリア連邦	23
オーストリア共和国	31
オマーン国	84

オランダ王国	23
オランダ領アンティル	39
オランダ領セント・マーティン	39
ガーナ共和国	72
カーボベルデ共和国	80
ガイアナ協同共和国	84
カザフスタン共和国	72
カタール国	84
カナダ	12
カナリー諸島	31
ガボン共和国	72
カメルーン共和国	80
ガンビア共和国	71
カンボジア王国	48
ギニア共和国	72
ギニアビサウ共和国	72
キプロス共和国	47
キューバ共和国	84
ギリシャ共和国	39
キリバス共和国	52
キルギス共和国	72
グアテマラ共和国	55
グアドループ島	80
グアム	20
クウェート国	84
クック諸島	52
グリーンランド	55
クリスマス島	44
グレートブリテン・北アイルランド連合王国	23
グレナダ	84
クロアチア共和国	55
ケイマン諸島	72
ケニア共和国	79
コートジボワール共和国	80
ココス諸島	44
コスタリカ共和国	39
コソボ共和国	55
コモロ連合	80
コロンビア共和国	47
コンゴ共和国	71
コンゴ民主共和国	80
サイパン	31

サウジアラビア王国	84
サモア独立国	52
サントメ・プリンシペ民主共和国	80
ザンビア共和国	71
サンピエール島・ミクロン島	52
サンマリノ共和国	64
シエラレオネ共和国	80
ジブチ共和国	80
ジブラルタル	47
ジャマイカ	79
ジョージア	71
シリア・アラブ共和国	84
シンガポール共和国	31
ジンバブエ共和国	72
スイス連邦	23
スウェーデン王国	23
スーダン共和国	71
スペイン	31
スペイン領北アフリカ	31
スリナム共和国	84
スリランカ民主社会主義共和国	76
スロバキア共和国	47
スロベニア共和国	47
セーシェル共和国	96
赤道ギニア共和国	72
セネガル共和国	80
セルビア共和国	55
セントクリストファー・ネイビス	80
セントビンセント・グレナディーン諸島	84
セントヘレナ島	80
セントルシア	84
ソマリア民主共和国	72
ソロモン諸島	52
タークス・カイコス諸島	56
タイ王国	48
大韓民国	31
台湾	31
タジキスタン共和国	63
タンザニア連合共和国	80
チェコ共和国	47
チャド共和国	72
中央アフリカ共和国	72

中華人民共和国	32
チュニジア共和国	71
朝鮮民主主義人民共和国	44
チリ共和国	39
ツバル	52
ディエゴ・ガルシア	48
デンマーク王国	31
ドイツ連邦共和国	23
トーゴ共和国	79
トケラウ諸島	52
ドミニカ共和国	39
ドミニカ国	71
トリニダード・トバゴ共和国	56
トルクメニスタン	64
トルコ共和国	47
トンガ王国	52
ナイジェリア連邦共和国	80
ナウル共和国	52
ナミビア共和国	80
ニウエ	52
ニカラグア共和国	56
ニジェール共和国	71
ニューカレドニア	52
ニュージーランド	28
ネパール連邦民主共和国	76
ノーフォーク島	52
ノルウェー王国	23
バーレーン王国	80
ハイチ共和国	79
パキスタン・イスラム共和国	72
バチカン市国	23
パナマ共和国	56
バヌアツ共和国	52
バハマ国	39
パプアニューギニア独立国	52
バミューダ島	52
パラオ共和国	47
パラグアイ共和国	63
バルバドス	80
ハワイ	7.99
ハンガリー共和国	39
バングラディシュ人民共和国	72

東ティモール民主共和国	48
フィジー諸島共和国	52
フィリピン共和国	40
フィンランド共和国	23
ブータン王国	72
プエルトリコ	40
フェロー諸島	64
フォークランド諸島	56
ブラジル連邦共和国	32
フランス共和国	23
フランス領ギアナ	55
フランス領ポリネシア	52
ブルガリア共和国	55
ブルキナファソ	80
ブルネイ・ダルサラーム国	48
ブルンジ共和国	71
米領サモア	52
米領バージン諸島	22
ベトナム社会主義共和国	48
ベナン共和国	80
ベネズエラ・ボリバル共和国	55
ベラルーシ共和国	64
ベリーズ	56
ペルー共和国	56
ベルギー王国	23
ポーランド共和国	44
ボスニア・ヘルツェゴビナ	64
ボツワナ共和国	80
ボリビア共和国	56
ポルトガル共和国	39
香港特別行政区	31
ホンジュラス共和国	56
マーシャル諸島共和国	52
マイヨット島	80
マカオ特別行政区	40
北マケドニア共和国	64
マダガスカル共和国	72
マディラ諸島	39
マラウイ共和国	71
マリ共和国	47
マルタ共和国	48
マルチニーク島	56

マレーシア	31
ミクロネシア連邦	52
南アフリカ共和国	76
南スーダン共和国	71
ミャンマー連邦	48
メキシコ合衆国	39
モーリシヤス共和国	72
モーリタニア・イスラム共和国	80
モザンビーク共和国	80
モナコ公国	24
モルディブ共和国	72
モルドバ共和国	64
モロッコ王国	72
モンゴル国	48
モンセラット	80
モンテネグロ	55
ヨルダン	79
ラオス人民民主共和国	48
ラトビア共和国	64
リトアニア共和国	64
リビア	72
リヒテンシュタイン公国	31
リベリア共和国	79
ルーマニア	63
ルクセンブルク大公国	39
ルワンダ共和国	80
レソト王国	72
レバノン共和国	80
レユニオン	72
ロシア連邦	47
ワリス・フテyna諸島	220
特定衛星携帯 3	380
特定衛星携帯 4	280
特定衛星携帯 5	270
特定衛星携帯 6	530

ウ 第7種IP電話サービスに係るもの

① プラン1に係るもの

(単位：円)

地域区分	料 金 額					
	オフィスタイム		ファミリータイム		スーパーファミリータイム	
	最初の1分 まで6秒ま でごとに	最初の1分 経過後6秒 までごとに	最初の1分 まで6秒ま でごとに	最初の1分 経過後6秒 までごとに	最初の1分 まで6秒ま でごとに	最初の1分 経過後6秒 までごとに

アジア地方 1	13	12	10	10	9	9
アジア地方 2	17	16	13	11	8	8
アジア地方 3	18	18	15	13	14	13
アジア地方 4	20	19	15	13	14	12
アジア地方 5	27	25	24	21	24	20
アジア地方 6	37	31	30	25	26	21
アジア地方 7	27	19	22	15	20	12
アジア地方 8	27	20	22	16	20	13
アジア地方 9	27	24	24	20	24	19
アジア地方 10	17	16	13	11	11	10
アジア地方 11	18	17	15	13	11	11
アジア地方 12	26	25	23	21	23	20
アジア地方 13	17	16	13	11	11	10
アジア地方 14	23	17	20	13	17	10
アジア地方 15	18	16	18	13	11	10
アジア地方 16	35	27	28	22	26	21
北アメリカ地方 1	6	6	5	5	4	4
北アメリカ地方 2	19	12	16	9	16	9
北アメリカ地方 3	29	21	23	17	21	13
北アメリカ地方 4	35	30	28	24	26	21
北アメリカ地方 5	35	30	28	24	26	21
大洋州地方 1	6	6	5	5	4	4
大洋州地方 2	30	18	24	14	21	11
大洋州地方 3	21	18	15	12	14	11
大洋州地方 4	30	18	24	14	21	11
大洋州地方 5	31	22	24	18	22	13
大洋州地方 6	19	12	16	9	16	9
大洋州地方 7	31	22	24	18	22	13
大洋州地方 8	30	18	24	14	21	11
ヨーロッパ地方 1	19	19	17	16	6	6
ヨーロッパ地方 2	31	22	24	18	23	16
ヨーロッパ地方 3	32	27	26	22	25	18
ヨーロッパ地方 4	14	14	12	12	6	6
ヨーロッパ地方 5	31	27	25	22	24	18
ヨーロッパ地方 6	20	19	20	17	15	13
中央・南アメリカ地方 1	29	28	20	20	8	8
中央・南アメリカ地方 2	35	30	29	24	27	21
中央・南アメリカ地方 3	35	30	29	24	27	21
中央・南アメリカ地方 4	31	28	26	21	25	19
アフリカ地方 1	37	31	31	25	29	24
アフリカ地方 2	37	31	31	25	29	24
特定衛星携帯 3	43	43	43	43	43	43

特定衛星携帯 4	29	29	29	29	29	29
特定衛星携帯 5	39	39	39	39	39	39
特定衛星携帯 6	53	53	53	53	53	53

② プラン2及びプラン3に係るもの

(単位：円)

対 地	料 金 額					
	オフィスタイム		ファミリータイム		スーパーファミリー タイム	
	最初の1分 まで	最初の1分 経過後1分 までごとに	最初の1分 まで	最初の1分 経過後1分 までごとに	最初の1分 まで	最初の1分 経過後1分 までごとに
アイスランド共和国	69	70	69	70	69	70
アイルランド	19	20	19	20	19	20
アゼルバイジャン共和国	69	70	69	70	69	70
アセンション島	179	180	179	180	179	180
アゾレス諸島	34	35	34	35	34	35
アフガニスタン・イスラム共和国	159	160	159	160	159	160
アメリカ合衆国	8	9	8	9	8	9
アラブ首長国連邦	49	50	49	50	49	50
アルジェリア民主人民共和国	126	127	126	127	126	127
アルゼンチン共和国	49	50	49	50	49	50
アルバ	79	80	79	80	79	80
アルバニア共和国	119	120	119	120	119	120
アルメニア共和国	201	202	201	202	201	202
アンギラ	79	80	79	80	79	80
アンゴラ共和国	44	45	44	45	44	45
アンティグア・バーブーダ	79	80	79	80	79	80
アンドラ公国	40	41	40	41	40	41
イエメン共和国	139	140	139	140	139	140
イスラエル国	29	30	29	30	29	30
イタリア共和国	19	20	19	20	19	20
イラク共和国	224	225	224	225	224	225
イラン・イスラム共和国	79	80	79	80	79	80
インド	79	80	79	80	79	80
インドネシア共和国	44	45	44	45	44	45
ウガンダ共和国	49	50	49	50	49	50
ウクライナ	49	50	49	50	49	50
ウズベキスタン共和国	99	100	99	100	99	100
ウルグアイ東方共和国	59	60	59	60	59	60
英領バージン諸島	54	55	54	55	54	55
エクアドル共和国	59	60	59	60	59	60
エジプト・アラブ共和国	74	75	74	75	74	75
エストニア共和国	79	80	79	80	79	80
エスワティニ王国	44	45	44	45	44	45
エチオピア連邦民主共和国	149	150	149	150	149	150
エリトリア国	124	125	124	125	124	125
エルサルバドル共和国	59	60	59	60	59	60
オーストラリア連邦	19	20	19	20	19	20
オーストリア共和国	29	30	29	30	29	30
オマーン国	79	80	79	80	79	80
オランダ王国	19	20	19	20	19	20
オランダ領アンティル	69	70	69	70	69	70

オランダ領セント・マーティン	69	70	69	70	69	70
ガーナ共和国	69	70	69	70	69	70
カーボベルデ共和国	74	75	74	75	74	75
ガイアナ協同共和国	114	115	114	115	114	115
カザフスタン共和国	69	70	69	70	69	70
カタール国	111	112	111	112	111	112
カナダ	9	10	9	10	9	10
カナリー諸島	29	30	29	30	29	30
ガボン共和国	69	70	69	70	69	70
カメルーン共和国	79	80	79	80	79	80
ガンビア共和国	114	115	114	115	114	115
カンボジア王国	89	90	89	90	89	90
ギニア共和国	69	70	69	70	69	70
ギニアビサウ共和国	256	257	256	257	256	257
キプロス共和国	44	45	44	45	44	45
キューバ共和国	111	112	111	112	111	112
ギリシャ共和国	34	35	34	35	34	35
キリバス共和国	154	155	154	155	154	155
キルギス共和国	139	140	139	140	139	140
グアテマラ共和国	49	50	49	50	49	50
グアドループ島	74	75	74	75	74	75
グアム	19	20	19	20	19	20
クウェート国	79	80	79	80	79	80
クック諸島	154	155	154	155	154	155
グリーンランド	90	91	90	91	90	91
クリスマス島	19	20	19	20	19	20
グレートブリテン・北アイルランド 連合王国	19	20	19	20	19	20
グレナダ	112	113	112	113	112	113
クロアチア共和国	100	101	100	101	100	101
ケイマン諸島	69	70	69	70	69	70
ケニア共和国	74	75	74	75	74	75
コートジボワール共和国	79	80	79	80	79	80
ココス諸島	19	20	19	20	19	20
コスタリカ共和国	34	35	34	35	34	35
コソボ共和国	119	120	119	120	119	120
コモロ連合	79	80	79	80	79	80
コロンビア共和国	44	45	44	45	44	45
コンゴ共和国	149	150	149	150	149	150
コンゴ民主共和国	74	75	74	75	74	75
サイパン	29	30	29	30	29	30
サウジアラビア王国	79	80	79	80	79	80
サモア独立国	79	80	79	80	79	80
サントメ・プリンシペ民主共和国	199	200	199	200	199	200
ザンビア共和国	69	70	69	70	69	70
サンピエール島・ミクロン島	49	50	49	50	49	50
サンマリノ共和国	59	60	59	60	59	60
シエラレオネ共和国	174	175	174	175	174	175
ジブチ共和国	124	125	124	125	124	125
ジブラルタル	89	90	89	90	89	90
ジャマイカ	74	75	74	75	74	75
ジョージア	100	101	100	101	100	101
シリア・アラブ共和国	109	110	109	110	109	110
シンガポール共和国	29	30	29	30	29	30
ジンバブエ共和国	69	70	69	70	69	70

スイス連邦	39	40	39	40	39	40
スーダン共和国	124	125	124	125	124	125
スウェーデン王国	19	20	19	20	19	20
スペイン	29	30	29	30	29	30
スペイン領北アフリカ	29	30	29	30	29	30
スリナム共和国	79	80	79	80	79	80
スリランカ民主社会主義共和国	74	75	74	75	74	75
スロバキア共和国	44	45	44	45	44	45
スロベニア共和国	99	100	99	100	99	100
セーシェル共和国	254	255	254	255	254	255
赤道ギニア共和国	119	120	119	120	119	120
セネガル共和国	124	125	124	125	124	125
セルビア共和国	119	120	119	120	119	120
セントクリストファー・ネイビス	112	113	112	113	112	113
セントビンセント・グレナディーン諸島	79	80	79	80	79	80
セントヘレナ島	127	128	127	128	127	128
セントルシア	112	113	112	113	112	113
ソマリア民主共和国	124	125	124	125	124	125
ソロモン諸島	158	159	158	159	158	159
タークス・カイコス諸島	112	113	112	113	112	113
タイ王国	44	45	44	45	44	45
大韓民国	29	30	29	30	29	30
台湾	29	30	29	30	29	30
タジキスタン共和国	59	60	59	60	59	60
タンザニア連合共和国	79	80	79	80	79	80
チェコ共和国	44	45	44	45	44	45
チャド共和国	249	250	249	250	249	250
中央アフリカ共和国	127	128	127	128	127	128
中華人民共和国	28	29	28	29	28	29
チュニジア共和国	69	70	69	70	69	70
朝鮮民主主義人民共和国	128	129	128	129	128	129
チリ共和国	34	35	34	35	34	35
ツバル	119	120	119	120	119	120
ディエゴ・ガルシア	254	255	254	255	254	255
デンマーク王国	29	30	29	30	29	30
ドイツ連邦共和国	19	20	19	20	19	20
トーゴ共和国	109	110	109	110	109	110
トケラウ諸島	158	159	158	159	158	159
ドミニカ共和国	34	35	34	35	34	35
ドミニカ国	112	113	112	113	112	113
トリニダード・トバゴ共和国	54	55	54	55	54	55
トルクメニスタン	109	110	109	110	109	110
トルコ共和国	44	45	44	45	44	45
トンガ王国	104	105	104	105	104	105
ナイジェリア連邦共和国	79	80	79	80	79	80
ナウル共和国	109	110	109	110	109	110
ナミビア共和国	79	80	79	80	79	80
ニウエ	159	160	159	160	159	160
ニカラグア共和国	54	55	54	55	54	55
ニジェール共和国	69	70	69	70	69	70
ニューカレドニア	99	100	99	100	99	100
ニュージーランド	24	25	24	25	24	25
ネパール連邦民主共和国	105	106	105	106	105	106
ノーフォーク島	78	79	78	79	78	79

ノルウェー王国	19	20	19	20	19	20
バーレーン王国	79	80	79	80	79	80
ハイチ共和国	74	75	74	75	74	75
パキスタン・イスラム共和国	69	70	69	70	69	70
パチカン市国	19	20	19	20	19	20
パナマ共和国	54	55	54	55	54	55
バヌアツ共和国	158	159	158	159	158	159
バハマ国	34	35	34	35	34	35
パプアニューギニア独立国	49	50	49	50	49	50
バミューダ島	49	50	49	50	49	50
パラオ共和国	99	100	99	100	99	100
パラグアイ共和国	59	60	59	60	59	60
バルバドス	74	75	74	75	74	75
ハワイ	8	9	8	9	8	9
ハンガリー共和国	34	35	34	35	34	35
バングラディシュ人民共和国	69	70	69	70	69	70
東ティモール民主共和国	125	126	125	126	125	126
フィジー諸島共和国	49	50	49	50	49	50
フィリピン共和国	34	35	34	35	34	35
フィンランド共和国	29	30	29	30	29	30
ブータン王国	69	70	69	70	69	70
プエルトリコ	39	40	39	40	39	40
フェロー諸島	74	75	74	75	74	75
フォークランド諸島	189	190	189	190	189	190
ブラジル連邦共和国	29	30	29	30	29	30
フランス共和国	19	20	19	20	19	20
フランス領ギアナ	49	50	49	50	49	50
フランス領ポリネシア	49	50	49	50	49	50
ブルガリア共和国	79	80	79	80	79	80
ブルキナファソ	79	80	79	80	79	80
ブルネイ・ダルサラーム国	61	62	61	62	61	62
ブルンジ共和国	69	70	69	70	69	70
米領サモア	49	50	49	50	49	50
米領バージン諸島	19	20	19	20	19	20
ベトナム社会主義共和国	84	85	84	85	84	85
ベナン共和国	79	80	79	80	79	80
ベネズエラ・ボリバル共和国	49	50	49	50	49	50
ベラルーシ共和国	79	80	79	80	79	80
ベリーズ	54	55	54	55	54	55
ペルー共和国	54	55	54	55	54	55
ベルギー王国	19	20	19	20	19	20
ポーランド共和国	39	40	39	40	39	40
ボスニア・ヘルツェゴビナ	59	60	59	60	59	60
ボツワナ共和国	74	75	74	75	74	75
ボリビア共和国	54	55	54	55	54	55
ポルトガル共和国	34	35	34	35	34	35
香港特別行政区	29	30	29	30	29	30
ホンジュラス共和国	64	65	64	65	64	65
マーシャル諸島共和国	109	110	109	110	109	110
マイヨット島	79	80	79	80	79	80
マカオ特別行政区	54	55	54	55	54	55
北マケドニア共和国	79	80	79	80	79	80
マダガスカル共和国	159	160	159	160	159	160
マディラ諸島	34	35	34	35	34	35
マラウイ共和国	126	127	126	127	126	127

マリ共和国	54	55	54	55	54	55
マルタ共和国	69	70	69	70	69	70
マルチニーク島	54	55	54	55	54	55
マレーシア	29	30	29	30	29	30
ミクロネシア連邦	78	79	78	79	78	79
南アフリカ共和国	74	75	74	75	74	75
南スーダン共和国	124	125	124	125	124	125
ミャンマー連邦	89	90	89	90	89	90
メキシコ合衆国	34	35	34	35	34	35
モーリシャス共和国	69	70	69	70	69	70
モーリタニア・イスラム共和国	79	80	79	80	79	80
モザンビーク共和国	126	127	126	127	126	127
モナコ公国	24	25	24	25	24	25
モルディブ共和国	104	105	104	105	104	105
モルドバ共和国	101	102	101	102	101	102
モロッコ王国	69	70	69	70	69	70
モンゴル国	59	60	59	60	59	60
モンセラット	112	113	112	113	112	113
モンテネグロ	119	120	119	120	119	120
ヨルダン	109	110	109	110	109	110
ラオス人民民主共和国	104	105	104	105	104	105
ラトビア共和国	89	90	89	90	89	90
リトアニア共和国	59	60	59	60	59	60
リビア	69	70	69	70	69	70
リヒテンシュタイン公国	29	30	29	30	29	30
リベリア共和国	74	75	74	75	74	75
ルーマニア	59	60	59	60	59	60
ルクセンブルク大公国	34	35	34	35	34	35
ルワンダ共和国	124	125	124	125	124	125
レソト王国	69	70	69	70	69	70
レバノン共和国	111	112	111	112	111	112
レユニオン	69	70	69	70	69	70
ロシア連邦	44	45	44	45	44	45
ワリス・フテナ諸島	219	220	219	220	219	220
特定衛星携帯 3	362	363	362	363	362	363
特定衛星携帯 4	208	209	208	209	208	209
特定衛星携帯 5	272	273	272	273	272	273
特定衛星携帯 6	377	378	377	378	377	378

(3) 通信料金の特別課金機能に係るもの

ア フィックスパックに係るもの

単 位	料 金 額 (月 額)
1 の特定利用契約者回線ごとに	4 7 6 円 (税込 5 2 3. 6 円)

イ エブリパックに係るもの

単 位	料 金 額 (月 額)
1 の特定利用契約者回線ごとに	9 4 3 円 (税込 1, 0 3 7. 3 円)

ウ モバイルパックに係るもの

単 位	料 金 額 (月 額)
1 のチャンネルごとに	5 0 0 円 (税込 5 5 0 円)

エ フィックスパック2に係るもの

単 位	料 金 額 (月 額)
1のチャンネルごとに	900円 (税込990円)

オ 通話定額パックに係るもの

単 位	料 金 額 (月 額)
1のチャンネルごとに	800円 (税込880円)

第3 附帯サービスに関する料金

1 料金額

ア 通信料金明細書に係るもの

1の明細書発行について送付1回ごとに

種 別	明細書の枚数	料 金 額
明細書発行手数料	9枚まで	100円 (税込110円)
	50枚まで	240円 (税込264円)
	100枚まで	710円 (税込781円)
	800枚まで	1,070円 (税込1,177円)
	801枚以上	1,070円 (税込1,177円) に800枚を超える増加100枚までごとに100円 (税込110円) を加えた額
備考	別記14(5)の規定が適用される場合においては、第1種IP電話契約のオフネット通信、第3種IP電話契約及び第7種IP電話契約の区域内通信に係る通信料金並びに電話サービス等契約約款に規定する電話等契約の区域内通話等に係る通話等料金について、この明細書発行手数料を適用するものとします。	

イ IP電話料金等請求書の発行に係るもの

種 別	単 位	料 金 額
請求書等発行手数料	1のIP電話料金等請求書発行について送付1回ごとに	200円 (税込220円)

ウ 支払証明書の発行に係るもの

種 別	単 位	料 金 額
支払証明書発行手数料	1の支払証明書発行について送付1回ごとに	200円 (税込220円)

第2表 工事に関する費用

第1 工事費(附帯サービスに関するものを除きます。)

1 適用

I P 電話サービスに関する工事費の適用については、第 35 条（工事費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

工 事 費 の 適 用																																									
(1) 工事費の算定	工事費は、工事を要することとなる I P 電話サービス取扱所の交換機操作台等において行う 1 の工事ごとに算定します。																																								
(2) 工事の適用区分	ア 第 3 種 I P 電話サービスに係る工事の区分は次のとおりとします。 <table> <tr> <th>工事の区分</th><th>適 用</th></tr> <tr> <td>① 専用契約者回線の設置に係る工事</td><td>専用契約者回線の設置の場合に適用します。</td></tr> <tr> <td>② 第 3 種 I P 電話サービスの利用の一時中断に係る工事</td><td>第 3 種 I P 電話サービスの利用の一時中断の場合に適用します。</td></tr> <tr> <td>③ 利用の一時中断をした第 3 種 I P 電話サービスの再利用に係る工事</td><td>第 3 種 I P 電話サービスの利用の一時中断の再利用の場合に適用します。</td></tr> <tr> <td>④ 第 3 種 I P 電話サービスの解除に係る工事</td><td>第 3 種 I P 電話サービスの解除の場合に適用します。</td></tr> <tr> <td>⑤ 番号ポータビリティに係る工事</td><td>専用契約者回線の設置の場合を除き、一般番号ポータビリティに係る工事を行う場合に適用します。</td></tr> </table> イ 第 4 種 I P 電話サービスに係る工事の区分は次のとおりとします。 <table> <tr> <th>工事の区分</th><th>適 用</th></tr> <tr> <td>① 特定端末回線等の設置に係る工事</td><td>特定端末回線等の設置の場合に適用します。</td></tr> <tr> <td>② 第 4 種 I P 電話サービスの解除に係る工事</td><td>第 4 種 I P 電話サービスの解除の場合に適用します。</td></tr> <tr> <td>③ 番号ポータビリティに係る工事</td><td>特定端末回線等の設置の場合を除き、一般番号ポータビリティに係る工事を行う場合に適用します。</td></tr> </table> ウ 第 5 種 I P 電話サービスに係る工事の区分は次のとおりとします。 <table> <tr> <th>工事の区分</th><th>適 用</th></tr> <tr> <td>① 端末回線の利用の開始に係る工事</td><td>端末回線の利用の開始の場合に適用します。</td></tr> <tr> <td>② 音声通信番号の追加に係る工事</td><td>音声通信番号の追加の場合に適用します。</td></tr> </table> エ 第 6 種 I P 電話サービスに係る工事の区分は次のとおりとします。 <table> <tr> <th>工事の区分</th><th>適 用</th></tr> <tr> <td>① 特定利用契約者回線の設置に係る工事</td><td>特定利用契約者回線の設置の場合に適用します。</td></tr> <tr> <td>② 特定利用契約者回線の移転に係る工事</td><td>特定利用契約者回線の移転の場合に適用します。</td></tr> <tr> <td>③ 音声通信番号の変更に係る工事</td><td>第 18 条の 42（その他の提供条件）に基づいて、音声通信番号を変更する場合に適用します。</td></tr> <tr> <td>④ 第 6 種 I P 電話サービスの解除に係る工事</td><td>第 6 種 I P 電話サービスの解除の場合に適用します。</td></tr> <tr> <td>⑤ 番号ポータビリティに係る工事</td><td>一般番号ポータビリティを行う場合に適用します。</td></tr> <tr> <td>⑥ 第 6 種 I P 電話サービスの登録又は変更に係る工事</td><td>第 6 種 I P 電話サービスに係る特別課金機能（第 1 表（料金）第 2（通信料金）に規定するフィックスパック又はエブリパックに限り、）の提供開始又は終了の場合（第 6 種 I P 電話サービスの提供開始又は終了と同時に場合を除きます。）に適用します。</td></tr> </table>	工事の区分	適 用	① 専用契約者回線の設置に係る工事	専用契約者回線の設置の場合に適用します。	② 第 3 種 I P 電話サービスの利用の一時中断に係る工事	第 3 種 I P 電話サービスの利用の一時中断の場合に適用します。	③ 利用の一時中断をした第 3 種 I P 電話サービスの再利用に係る工事	第 3 種 I P 電話サービスの利用の一時中断の再利用の場合に適用します。	④ 第 3 種 I P 電話サービスの解除に係る工事	第 3 種 I P 電話サービスの解除の場合に適用します。	⑤ 番号ポータビリティに係る工事	専用契約者回線の設置の場合を除き、一般番号ポータビリティに係る工事を行う場合に適用します。	工事の区分	適 用	① 特定端末回線等の設置に係る工事	特定端末回線等の設置の場合に適用します。	② 第 4 種 I P 電話サービスの解除に係る工事	第 4 種 I P 電話サービスの解除の場合に適用します。	③ 番号ポータビリティに係る工事	特定端末回線等の設置の場合を除き、一般番号ポータビリティに係る工事を行う場合に適用します。	工事の区分	適 用	① 端末回線の利用の開始に係る工事	端末回線の利用の開始の場合に適用します。	② 音声通信番号の追加に係る工事	音声通信番号の追加の場合に適用します。	工事の区分	適 用	① 特定利用契約者回線の設置に係る工事	特定利用契約者回線の設置の場合に適用します。	② 特定利用契約者回線の移転に係る工事	特定利用契約者回線の移転の場合に適用します。	③ 音声通信番号の変更に係る工事	第 18 条の 42（その他の提供条件）に基づいて、音声通信番号を変更する場合に適用します。	④ 第 6 種 I P 電話サービスの解除に係る工事	第 6 種 I P 電話サービスの解除の場合に適用します。	⑤ 番号ポータビリティに係る工事	一般番号ポータビリティを行う場合に適用します。	⑥ 第 6 種 I P 電話サービスの登録又は変更に係る工事	第 6 種 I P 電話サービスに係る特別課金機能（第 1 表（料金）第 2（通信料金）に規定するフィックスパック又はエブリパックに限り、）の提供開始又は終了の場合（第 6 種 I P 電話サービスの提供開始又は終了と同時に場合を除きます。）に適用します。
工事の区分	適 用																																								
① 専用契約者回線の設置に係る工事	専用契約者回線の設置の場合に適用します。																																								
② 第 3 種 I P 電話サービスの利用の一時中断に係る工事	第 3 種 I P 電話サービスの利用の一時中断の場合に適用します。																																								
③ 利用の一時中断をした第 3 種 I P 電話サービスの再利用に係る工事	第 3 種 I P 電話サービスの利用の一時中断の再利用の場合に適用します。																																								
④ 第 3 種 I P 電話サービスの解除に係る工事	第 3 種 I P 電話サービスの解除の場合に適用します。																																								
⑤ 番号ポータビリティに係る工事	専用契約者回線の設置の場合を除き、一般番号ポータビリティに係る工事を行う場合に適用します。																																								
工事の区分	適 用																																								
① 特定端末回線等の設置に係る工事	特定端末回線等の設置の場合に適用します。																																								
② 第 4 種 I P 電話サービスの解除に係る工事	第 4 種 I P 電話サービスの解除の場合に適用します。																																								
③ 番号ポータビリティに係る工事	特定端末回線等の設置の場合を除き、一般番号ポータビリティに係る工事を行う場合に適用します。																																								
工事の区分	適 用																																								
① 端末回線の利用の開始に係る工事	端末回線の利用の開始の場合に適用します。																																								
② 音声通信番号の追加に係る工事	音声通信番号の追加の場合に適用します。																																								
工事の区分	適 用																																								
① 特定利用契約者回線の設置に係る工事	特定利用契約者回線の設置の場合に適用します。																																								
② 特定利用契約者回線の移転に係る工事	特定利用契約者回線の移転の場合に適用します。																																								
③ 音声通信番号の変更に係る工事	第 18 条の 42（その他の提供条件）に基づいて、音声通信番号を変更する場合に適用します。																																								
④ 第 6 種 I P 電話サービスの解除に係る工事	第 6 種 I P 電話サービスの解除の場合に適用します。																																								
⑤ 番号ポータビリティに係る工事	一般番号ポータビリティを行う場合に適用します。																																								
⑥ 第 6 種 I P 電話サービスの登録又は変更に係る工事	第 6 種 I P 電話サービスに係る特別課金機能（第 1 表（料金）第 2（通信料金）に規定するフィックスパック又はエブリパックに限り、）の提供開始又は終了の場合（第 6 種 I P 電話サービスの提供開始又は終了と同時に場合を除きます。）に適用します。																																								

		ただし、フィックスパックの申込みによりエブリパックの適用を終了する場合又はエブリパックの申込みによりフィックスパックの適用を終了する場合は、1の工事として取り扱います。
オ 第7種 I P 電話サービスに係る工事の区分は次のとおりとします。		
(ア) (イ)以外のもの		
工事の区分	適 用	
① 音声通信番号の付与に係る工事	音声通信番号を付与する場合に適用します。	
② 加入電話サービス等からの音声通信番号の継続利用に係る工事	電話サービス等契約約款に規定する加入電話サービス等に係る電話番号について当該サービスでの利用を廃止すると同時に、その電話番号を第7種 I P 電話サービスに係る音声通信番号として利用する場合に適用します。	
③ 音声通信番号の指定回線群変更に係る工事	指定回線群に付与された音声通信番号について、他の指定回線群へ付与先を変更する場合に適用します。	
④ 指定回線群の変更に係る工事	指定回線群を構成する指定回線を変更する場合に適用します。	
⑤ 細目等の変更に係る工事	設備の態様による細目1又はプランの変更の場合に適用します。	
⑥ 番号ポータビリティに係る工事	一般番号ポータビリティを行う場合に適用します。	
(イ) 特定他社接続回線に係るもの		
工事の区分	適 用	
特定他社接続回線の設置に係る工事	特定他社接続回線の設置の場合に適用します。	
端末設備の設置場所の変更に係る工事	端末設備の設置場所の変更の場合に適用します。	
(3) 複数の付加機能を同時に利用している場合の工事費の適用	当社は、第3種 I P 電話サービスに係る付加機能について、料金表第1表第1（月額料金）に規定する複数の付加機能を同時に利用している場合の工事費の額については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、1の指定付加機能の組み合わせごとに1,000円（税込1,100円）とします。	
(4) 第3種 I P 電話サービスの専用契約者回線の設置に係る工事費の分割払いの適用	第3種 I P 電話サービスの第3種 I P 電話契約の申込みをし、その承諾を受けた場合に、その第3種 I P 電話契約者は、第3種 I P 電話サービスの専用契約者回線の設置に係る工事費を料金月単位に分割して支払うこと（以下「分割払い」といいます。）ができます。この場合において、分割払いの回数は、30回とします。	

2 工事費の額

(1) 第1種 I P 電話サービスに係るもの

区 分		単 位	工事費の額
プラン2に係るもの		100の音声通信番号ごとに	100,000円 (税込110,000円)
		500の音声通信番号ごとに	250,000円 (税込275,000円)
備考	プラン2に係る第1種 I P 電話サービスの工事費については、音声通信番号を付与する請求を行った場合に限り適用します。		

(2) 第3種 I P 電話サービスに係るもの

区 分	工事費の種別	単 位	工事費の額
① 専用契約者回線の設置に係る工事	取扱所内工事費	専用契約者回線1回線ごとに	3,000円 (税込3,300円)
② 第3種 I P 電話サービスの利用の一時中断に係る工事	取扱所内工事費	専用契約者回線1回線ごとに	1,000円 (税込1,100円)

③ 第3種 I P 電話サービスの解除に係る工事	取扱所内工事費	専用契約者回線1回線ごとに	1,000円 (税込1,100円)
④ 番号ポータビリティに係る工事		1の音声通信番号ごとに	1,500円 (税込1,650円)
備考	1 第3種 I P 電話サービスの利用の一時中断に関する工事に係る取扱所内工事費については、再利用に係る取扱所内工事費を含むものとします。 2 第3種 I P 電話サービスの解除に係る工事費及び番号ポータビリティに係る工事費については、令和4年6月30日までに第3種 I P 電話契約を締結している場合に限り適用します。		

(3) 第4種 I P 電話サービスに係るもの

区 分	工事費の種別	単 位	工事費の額
① 特定端末回線等の設置に係る工事	取扱所内工事費	特定端末回線等1回線ごとに	3,000円 (税込3,300円)
② 第4種 I P 電話サービスの解除に係る工事	取扱所内工事費	特定端末回線等1回線ごとに	1,000円 (税込1,100円)
③ 番号ポータビリティに係る工事		1の音声通信番号ごとに	1,500円 (税込1,650円)
備考	第4種 I P 電話サービスの解除に係る工事費及び番号ポータビリティに係る工事費については、令和4年6月30日までに第4種 I P 電話契約を締結している場合に限り適用します。		

(4) 第5種 I P 電話サービスに係るもの

区 分	工事費の種別	単 位	工事費の額
① 端末回線の利用の開始に係る工事	取扱所内工事費	1の端末回線ごとに	60,000,000円 (税込66,000,000円)
② 音声通信番号の追加に係る工事	取扱所内工事費	1の音声通信番号ごとに	3,000円 (税込3,300円)

(5) 第6種 I P 電話サービスに係るもの

区 分	工事費の種別	単 位	工事費の額
① 特定利用契約者回線の設置に係る工事	取扱所内工事費	特定利用契約者回線1回線ごとに	1,000円 (税込1,100円)
② 特定利用契約者回線の移転に係る工事	取扱所内工事費	特定利用契約者回線1回線ごとに	1,000円 (税込1,100円)
③ 音声通信番号の変更に係る工事	取扱所内工事費	1の音声通信番号ごとに	2,500円 (税込2,750円)
④ 第6種 I P 電話サービスの解除に係る工事	取扱所内工事費	特定利用契約者回線1回線ごとに	1,000円 (税込1,100円)
⑤ 番号ポータビリティに係る工事		1の音声通信番号ごとに	2,000円 (税込2,200円)
⑥ 第6種 I P 電話サービスの登録又は変更に係る工事		1の工事ごとに	1,000円 (税込1,100円)
備考	1 第6種 I P 電話サービスの解除に係る工事費については、令和4年6月30日までに第6種 I P 電話契約を締結している場合に限り適用します。 2 番号ポータビリティに係る工事費については、次の場合に限り適用します。 (1) 第6種 I P 電話契約を締結した場合。 (2) 令和4年6月30日までに第6種 I P 電話契約を締結した場合であって、その第6種 I P 電話契約の解除があったとき。		

(6) 第7種 I P 電話サービスに係るもの
アイ以外のもの

区 分	工事費の種別	単 位	工事費の額
-----	--------	-----	-------

① 音声通信番号の付与に係る工事	取扱所内工事費	1の音声通信番号ごとに	700円 (税込770円)
② 加入電話サービス等からの音声通信番号の継続利用に係る工事	取扱所内工事費	1の音声通信番号ごとに	2,000円 (税込2,200円)
③ 音声通信番号の指定回線群変更に係る工事	取扱所内工事費	1の音声通信番号ごとに	2,000円 (税込2,200円)
④ 指定回線群の変更に係る工事	取扱所内工事費	1の工事ごとに	2,000円 (税込2,200円)
⑤ 細目等の変更に係る工事	取扱所内工事費	指定回線1回線ごとに	2,000円 (税込2,200円)
⑥ 番号ポータビリティに係る工事		1の音声通信番号ごとに	2,000円 (税込2,200円)

イ 特定他社接続回線に係るもの

区 分	工事費の種別	単 位	工事費の額
特定他社接続回線の設置に係る工事	取扱所内工事費 及び回線終端装置工事費	1の工事ごとに	70,000円 (税込77,000円)
端末設備の設置場所の変更に係る工事費	回線終端装置工事費	1の工事ごとに	67,000円 (税込73,700円)

(7) 基本機能及び付加機能に係るもの

区 分		単 位	工事費の額
基本機能及び付加機能の利用開始に関する工事	多機能転送機能	1の音声通信番号ごとに	700円 (税込770円)
	発信電気通信番号表示機能	第3種IP電話サービス又は第6種IP電話サービスに係るもの	1の工事ごとに 1,000円 (税込1,100円)
		第7種IP電話サービスに係るもの	指定回線1回線ごとに 1,000円 (税込1,100円)
	通信中着信機能（第6種IP電話サービスに係るものに限ります。）		1の工事ごとに 1,000円 (税込1,100円)
	自動着信転送機能（第6種IP電話サービスに係るものに限ります。）		1の工事ごとに 1,000円 (税込1,100円)
	迷惑通信おことわり機能	第3種IP電話サービス又は第6種IP電話サービスに係るもの	1の工事ごとに 1,000円 (税込1,100円)
		第7種IP電話サービスに係るもの	1の登録応答装置ごとに 1,000円 (税込1,100円)
	発信電気通信番号通知要請機能	第3種IP電話サービス又は第6種IP電話サービスに係るもの	1の工事ごとに 1,000円 (税込1,100円)
		第7種IP電話サービスに係るもの	1の指定回線群ごとに 1,000円 (税込1,100円)
	同時通信機能		1のチャネルごとに 700円 (税込770円)
	スケジューリング転送機能		1の音声通信番号ごとに 700円 (税込770円)
	着信一括転送機能		1の指定回線群ごとに 1,000円 (税込1,100円)
	故障情報通知機能		指定回線1回線ごとに 1,000円 (税込1,100円)

	着信情報送信機能	1の音声通信番号ごとに	700円 (税込770円)
	内線相互通信機能	1の指定回線群ごとに	1,000円 (税込1,100円)
	サブナンバー通信機能	1の利用者番号ごとに	150円 (税込165円)
	付加番号情報送出機能	1の利用者番号又は追加番号ごとに	150円 (税込165円)
付加機能の変更に関する工事	番号情報送出機能	1の音声通信番号群ごとに	10,000円 (税込11,000円)

第2 線路設置費

1 適用

線路設置費の適用については、第35条の2（線路設置費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

線 路 設 置 費 の 適 用	
線路設置費の適用	ア 線路設置費は、区域外線路について適用します。 イ 移転後の端末回線の終端が区域外となる場合であって、移転前の区域外線路の一部を使用するときは、その部分を除いた区域外線路の部分に限り線路設置費を適用します。

2 料金額

線 路 設 置 費 の 額
当社が別に算定する額

第3 設備費

1 適用

設備費の適用については、第35条の3（設備費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

設 備 費 の 適 用	
設備費の適用	設備費は、特別な電気通信設備の部分について適用します。

2 料金額

設 備 費 の 額
当社が別に算定する額

別表 第3種IP電話サービスにおける基本的な技術的事項

専用サービス契約約款に規定するIP接続専用サービス（第4種サービスに限ります。）について定める基本的な技術的事項をいい、以下のとおりとします。

品目	物理的条件	送出電力
100Mb/s	100BASE-TX（IEEE 802.3u 準拠） ISO8877 RJ-45 8極モジュラ	100Ωの負荷抵抗に対して2.1V(P-P)以下
1Gb/s	1000BASE-T（IEEE 802.3ab 準拠） ISO8877 RJ-45 8極モジュラ	100Ωの負荷抵抗に対して3.1V(O-P)以下

附 則

(実施期日)

- 1 この約款は、平成 15 年 3 月 24 日から実施します。
(基本料金の取扱いに関する経過措置)
- 2 基本料金については、平成 15 年 5 月 31 日までは支払いを要しないものとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 15 年 4 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 6 月 1 日から実施します。
(基本料金の取扱いに関する経過措置)
- 2 平成 15 年 3 月 13 日届出（経本第 14-0345 号）の附則に定める基本料金の取扱いに関する経過措置について、「平成 15 年 5 月 31 日」を「平成 15 年 9 月 30 日」に改めます。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 7 月 1 日から実施します。
(基本工事費の取扱いに関する経過措置)
- 2 基本工事費について、平成 15 年 7 月 1 日から平成 15 年 9 月 30 日までの間に申込みのあった I P 電話契約者については適用しないものとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 7 月 8 日から実施します。
ただし、料金表に規定するオンネット通信に関する規定については、平成 15 年 6 月 24 日から実施するものとします。
(細目に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により I P 電話サービスの提供を受けている I P 電話契約者は、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款に規定するプラン 1 に係る I P 電話契約者に移行したものとみなします。
(基本料金の取扱いに関する経過措置)
- 3 平成 15 年 5 月 8 日届出（経本第 15-0045 号）の附則に定める基本料金の取扱いに関する経過措置については、この改正規定実施の日以降、改正後のこの約款に規定するプラン 1 に係る I P 電話契約者に限り適用するものとします。
(基本工事費の取扱いに関する経過措置)
- 4 平成 15 年 7 月 1 日から実施の基本工事費の取扱いに関する経過措置については、この改正規定実施の日以降、改正後のこの約款に規定するプラン 1 に係る I P 電話契約者に限り適用するものとします。
(経過措置)
- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 9 月 18 日から実施します。
(I P 電話サービスの種類に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により I P 電話サービスの提供を受けている I P 電話契約者は、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款に規定する第 1 種 I P 電話契約者に移行したものとみなします。
(基本料金の取扱いに関する経過措置)
- 3 平成 15 年 6 月 17 日届出（渉外第 15-0012 号）の附則に定める基本料金の取扱いに関する経過措置については、この改正規定実施の日以降、改正後のこの約款に規定するプラン 1 に係る第 1 種 I P 電話契約者に限り適用するものとします。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、な

お従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 9 月 1 日から実施します。
(第 1 種 I P 電話サービスに係る基本料金の取扱いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の日から平成 16 年 1 月 31 日の間に申込みを行ったプラン 1 に係る第 1 種 I P 電話契約者は、その I P 電話契約に基づいて当社が I P 電話サービスの提供を開始した日の属する暦月を含む連続する 3 月について、基本料金の支払いを要しないものとします。
(第 1 種 I P 電話サービスに係る基本工事費の取扱いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施の日から平成 16 年 1 月 31 日の間に申込みを行ったプラン 1 に係る第 1 種 I P 電話契約者は、基本工事費の支払いを要しないものとします。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 9 月 18 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 15 年 10 月 10 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 15 年 10 月 23 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 15 年 10 月 29 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 15 年 11 月 12 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 12 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 12 月 26 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 2 月 1 日から実施します。
(第 1 種 I P 電話サービスのプラン 1 に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第 1 種 I P 電話サービスの次の表の左欄のプランは、この改正規定実施の日において、第 1 種 I P 電話サービスの次の表の右欄のプラン及びコースに移行したものとみなします。

第 1 種 I P 電話サービスのプラン 1 について	第 1 種 I P 電話サービスのプラン 1 について
① ②以外のもの	コース 1 を利用するもの
② オープンデータ通信網サービス契約約款に規定するタイプ 5 (プラン 2 のコース 2 及びコース 3 に限ります。)に係る第 4 種オープンデータ通信網契約に基づき設置された 1 の利用契約者回線を利用するもの	コース 2 を利用するもの

(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(第 1 種 I P 電話サービスのプラン 1 のコース 1 に関する経過措置)

当社は、平成 16 年 2 月 10 日から平成 16 年 3 月 31 日までの間 (以下この附則において「取扱期間」といいます。)、第 1 種 I P 電話サービスのプラン 1 のコース 1 について次の取扱いを行います。

- (1) 第 1 種 I P 電話サービスのプラン 1 のコース 1 について、取扱期間に申込みを行った第 1 種 I P 電話契約者であって、基本契約 (利用契約者回線に係るオープンデータ通信網サービス契約約款に定める第 4 種オープンデータ通信網契約をいいます。以下この附則において同じとします。) がタイプ 1 のプラン 1 のコース 4 又はコース 5 に基づく場合 (取扱期間開始時に同コースを利用している場合を除きます。) に、第 1 種 I P 電話サービスを開始した日を含む 3 料金月の間、基本料の支払いを要しないこととします。

ただし、基本契約をタイプ 1 のプラン 1 のコース 4、コース 5 及びコース 6 並びにタイプ 6 から変更する場合を除きます。

- (2) 第 1 種 I P 電話サービスのプラン 1 のコース 1 を利用する第 1 種 I P 電話契約者について、取扱期間に基本契約をタイプ 1 のプラン 1 のコース 4 又はコース 5 に変更した場合、その変更を行った日を含む 3 料金月の間、基本料の支払いを要しないこととします。

ただし、基本契約がタイプ 1 のプラン 1 のコース 4、コース 5 及びコース 6 並びにタイプ 6 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約からの変更である場合を除きます。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 3 月 25 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 4 月 1 日から実施します。
(第 1 種 I P 電話サービスのプラン 1 のコース 1 に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の日から平成 16 年 5 月 31 日までの間、第 1 種 I P 電話サービスのプラン 1 のコース 1 に係る申込みを行った第 1 種 I P 電話契約者について、その提供を開始した日を含む 3 料金月の間、基本料の支払いを要しないこととします。
(経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 4 月 1 日から実施します。

ただし、特定 I P 電話設備に係るオフネット通信に関する規定については、平成 16 年 4 月 5 日から実施するものとします。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 4 月 5 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 4 月 22 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 5 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 5 月 26 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 6 月 1 日から実施します。

(第 1 種 I P 電話サービスの旧プラン 1 のコース 1 に係る経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているプラン 1 のコース 1（以下この附則において「旧プラン 1 のコース 1」といいます。）に係る第 1 種 I P 電話サービスに関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 旧プラン 1 のコース 1 に係るオープンデータ通信網サービスの種類、細目及びプラン等

旧プラン 1 のコース 1 に係るオープンデータ通信網サービスの種類、細目及びプラン等は次のとおりとします。

サービスの種類	細目	プラン等
第4種オープンデータ通信網サービス	タイプ1	プラン1のコース1（ダイヤルアップ回線等を使用するものを除きます。）、コース2、コース4、コース5、コース6及びコース8
	タイプ5	プラン1及びプラン2（コース1に限ります。）
	タイプ6	－

(2) 旧プラン1のコース1に係る基本料

1の利用契約者回線ごとに

区分	料金額（月額）
旧プラン1のコース1	200円

（経過措置）

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年7月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年7月8日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年9月27日から実施します。

（第1種IP電話サービスに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社と締結している第1種IP電話サービスの次の表の左欄のプランに係る契約は、この改正規定実施の日において、改正後のこの料金表の規定により提供する第1種IP電話サービスの次の表の右欄のプラン等に係る契約を締結しているものとみなします。

プラン2	プラン2のコース1
------	-----------

（経過措置）

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成16年10月1日から実施します。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成16年12月10日から実施します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年12月16日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 17 年 1 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 17 年 1 月 25 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 17 年 2 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 17 年 2 月 2 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 17 年 2 月 14 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 17 年 2 月 17 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 17 年 4 月 1 日から実施します。

ただし、複数の付加機能を同時に利用している場合の付加機能使用料の適用及びその対象となる指定付加機能（発信電気通信番号表示機能、通信中着信機能、自動着信転送機能、迷惑通信おことわり機能及び発信電気通信番号通知要請機能をいいます。）に関する規定については平成 17 年 5 月 1 日から実施するものとします。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 17 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 17 年 5 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 17 年 5 月 26 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 17 年 5 月 27 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 17 年 6 月 1 日から実施します。

ただし、オフネット通信の通信料金に関する規定については平成 17 年 7 月 1 日から実施するものとします。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 17 年 6 月 15 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 17 年 7 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 17 年 8 月 10 日から実施します。

(第 1 種 I P 電話サービスのプラン 2 に関する経過措置)

- 2 この改定規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第 1 種 I P 電話サービスの次の表の左欄のプラン等に係る契約は、この改正規定実施の日において、第 1 種 I P 電話サービスの次の表の右欄のプラン等に係る契約に移行したものとみなします。

プラン 2 のコース 1	プラン 2 のコース 1 のクラス 1
--------------	---------------------

(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 17 年 9 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 17 年 10 月 1 日から実施します。

(第 1 種 I P 電話サービスのプラン 2 に関する経過措置)

- 2 この改定規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第 1 種 I P 電話サービスの次の表の左欄のプラン等に係る契約は、この改正規定実施の日において、第 1 種 I P 電話サービスの次の表の右欄のプラン等に係る契約に移行したものとみなします。

プラン 2 のコース 1 のクラス 2	プラン 2 のコース 1
---------------------	--------------

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているプラン 2 のコース 1 のクラス 1 に係る第 1 種 I P 電話サービスに関する料金その他の取扱い、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 月額料金については、次に定める額とします。

ア 基本料

区 分	単 位	料金額（月額）
プラン2のコース1のクラス1に係るもの	1の利用契約者回線ごとに	600円（税込630円）

イ 追加番号等使用料

区 分	単 位	料金額（月額）
プラン2のコース1のクラス1に係るもの	1の音声通信番号ごとに	600円（税込630円）

（経過措置）

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成17年11月7日から実施します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年12月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成18年1月24日から実施します。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成18年3月1日から実施します。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成18年6月1日から実施します。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成18年6月16日から実施します。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成18年9月1日から実施します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年10月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年10月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 18 年 11 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 18 年 11 月 10 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 18 年 12 月 21 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 18 年 12 月 25 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 19 年 1 月 1 日から実施します。

(ユニバーサルサービス料に係る経過措置)

2 当社は、平成 16 年 6 月 1 日の改正規定実施前のプラン 1 のコース 1 又は平成 17 年 10 月 1 日の改正規定実施前のプラン 2 のコース 1 のクラス 1 に係る第 1 種 I P 電話サービスに係る契約において、1 の音声通信番号ごとに料金表第 1 表第 1 (月額料金) に規定するユニバーサルサービス料に係る取扱いを行います。

(経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 19 年 2 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 19 年 2 月 5 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 19 年 3 月 31 日から実施します。

ただし、国際通信の料金額に関する規定については、平成 19 年 4 月 1 日から実施するものとします。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 19 年 4 月 20 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 19 年 5 月 1 日から実施します。

(第三者通信課金機能に係る経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第三者通信課金機能に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

区 分		単 位	料金額 (月額)
第 三 者 通 信 課 金 機 能	あらかじめ利用者ごとに登録された利用者以外の電話番号等（以下この欄において「登録電話番号」といいます。）から当社が別に定める番号を利用して行った国際通信について、その通信の通信料金をその利用者に課金する機能をいいます。	—	—
	備 考 (1) 第 3 種 I P 電話サービス又は第 4 種 I P 電話サービスの I P 電話契約者が、当該 I P 電話契約において、その専用契約者回線等を指定するときに限り提供します。 (2) 当該機能に係る細目事項については、電話サービス等契約約款の第三者通話等課金機能に規定するものを準用することとします。		

(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 19 年 5 月 14 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 19 年 7 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 19 年 10 月 1 日から実施します。

(旧国際クレジットコール機能に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している国際クレジットコール機能（以下この附則において「旧国際クレジットコール機能」といいます。）に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

区 分		単 位	料金額 (月額)
旧 国 際	利用者にあらかじめ指定されたサービス番号をダイヤルした国際通信の通信料金をその利用者に課金する機能をいいます。	—	—

クレジットコール機能	備考	(1) 第3種IP電話サービス又は第4種IP電話サービスのIP電話契約者が、当該IP電話契約において、その専用契約者回線等を指定するときに限り提供します。 (2) 当該機能に係る細目事項については、電話サービス等契約約款の平成19年10月1日実施の附則に規定する旧国際クレジットコール機能に係るものを準用することとします。
------------	----	---

(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成19年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成19年10月1日から実施します。
- (第3種IP電話契約に係る経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社と締結している第3種IP電話契約は、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定により提供する利用型に係る第3種IP電話契約に移行したものとみなします。
- (経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成19年11月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成20年1月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成20年1月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成20年1月8日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 20 年 3 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 20 年 3 月 28 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 20 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 20 年 7 月 1 日から実施します。

(VPN第1種IP電話契約に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次のVPN第1種IP電話サービスに係るVPN第1種IP電話契約については、なお従前のとおりとします。

VPN第1種IP電話サービス	主として内線相互通信回線群内の通信のために、第1種IP電話サービスを受けるものをいいます。
----------------	---

(第2種IP電話契約に関する経過措置)

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次の第2種IP電話サービスに係る第2種IP電話契約については、なお従前のとおりとします。

第2種IP電話サービス	利用契約グループを使用して行うIP電話サービス
-------------	-------------------------

(第1種IP電話サービスのプラン等に関する経過措置)

- 4 この改正規定実施の際現に改正前の規定により提供している第1種IP電話サービスの次の表の左欄のプラン等に係る契約は、この改正規定実施の日において、第1種IP電話サービスの次の表の右欄のプランに係る契約に移行したものとみなします。

プラン1のコース1	プラン1
プラン1のコース2	プラン2

(第1種IP電話サービス及び第2種IP電話サービスに関する経過措置)

- 5 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第1種IP電話サービス（プラン2又はプラン3に係るものに限り、以下この附則5において同じとします。）及び第2種IP電話サービスに関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 基本料

ア 第1種IP電話サービスに係るもの

区 分			単 位	料金額（月額）
プラン2に係るもの	コース1に係るもの	100の音声通信番号を付与するもの	1の利用契約者回線ごとに	30,000円 (税込31,500円)
		500の音声通信番号を付与するもの		150,000円 (税込157,500円)
	コース2に係るもの	一般第1種IP電話サービスに係るもの	1の利用契約者回線ごとに	200円(税込210円)
			同時接続の数1ごとに	400円(税込420円)
		VPN第1種IP電話サービスに係るもの	1の利用契約者回線ごとに	400円(税込420円)
			同時接続の数1ごとに	600円(税込630円)

プラン3に係るもの	1の利用契約者回線ごとに	19,000円 (税込19,950円)
-----------	--------------	------------------------

イ 第2種IP電話サービスに係るもの

区 分	単 位	料金額 (月額)
第2種IP電話サービスに係るもの	1の利用契約グループごとに	380円 (税込399円)

(2) 追加番号使用料

ア 第1種IP電話サービスに係るもの

区 分			単 位	料金額（月額）
プラン 2 に係るもの	コース 1 に係るもの		1 0 0 の音声通信番号ごとに	3 0 , 0 0 0 円 (税込 3 1 , 5 0 0 円)
			5 0 0 の音声通信番号ごとに	1 5 0 , 0 0 0 円 (税込 1 5 7 , 5 0 0 円)
	コース 2 に係るもの	一般第 1 種 I P 電話サービスに係るもの	1 の音声通信番号ごとに	2 0 0 円 (税込 2 1 0 円)
		V P N 第 1 種 I P 電話サービスに係るもの	1 の利用者番号ごとに	2 0 0 円 (税込 2 1 0 円)
プラン 3 に係るもの			5 0 の音声通信番号ごとに	1 9 , 0 0 0 円 (税込 1 9 , 9 5 0 円)

イ 第2種IP電話サービスに係るもの

区 分	単 位	料金額 (月額)
第2種IP電話サービスに係るもの	1の音声通信番号ごとに	380円 (税込399円)

(基本機能及び付加機能に関する経過措置)

- 6 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している内線相互通信機能、番号情報送出機能、接続設備切替機能及びサブナンバー通信機能に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 基本機能使用料

区 分		単 位	料金額 (月額)
内線相互通信機能	ア 国内内線相互通信機能 内線相互通信回線群ごとにIP電話契約者に指定された利用者番号を利用して行われた通信を、あらかじめ登録された利用契約者回線及び電話サービス等契約約款に定める契約者回線等の電話番号等（以下「特定電話番号等」といいます。）に接続させる機能をいいます。	1の内線相互通信回線群ごとに	2,000円 (税込2,100円)
	適 (1) 国内内線相互通信機能の適用については、次のとおりとします。 ア VPN第1種IP電話サービスのIP電話契約者に限り提供します。 イ この機能を利用するIP電話契約者は、1の内線相互通信回線群を特定してその内線相互通信回線群への所属を申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに内線相互通信回線群を設ける申出であるときは、その内線相互通信回線群に所属するIP電話契約者の中から、手続き等を代表できるIP電話契約者（以下「代表者」といいます。）を指定して、当社に申し出ていただきます。 ウ イの申出があったときは、当社は、次の場合を除いて、その申出を承諾します。 （ア） 所属の申出のあった内線相互通信回線群の代表者の承認が得られないとき。 （イ） 所属の申出のあった内線相互通信回線群に係る利用者番号（付加機能の利用者番号を含みます。）の数が、当社が別に定める数を超えるとき。 エ この機能を利用しているIP電話契約者は、現に所属する内線相互通信回線群から他の内線相互通信回線群へ、その所属先を変更する請求を行うことができます。この場合、当社はウに準じて取り扱います。 オ この機能を利用しているIP電話契約者は、内線相互通信回線群の代表者を、その内線相互通信回線群に所属するIP電話契約者の承認が得られない場合を除き、同一の内線相互通信回線群に所属する他のIP電話契約者に変更することができます。		

用	カ	この機能を利用している I P 電話契約者は、所属する内線相互通信回線群の代表者の承認がある場合に限り、1 の利用者番号ごとに、キ及びクで定める桁数で当社に指定することができます。これを変更するときも同様とします。
	キ	利用者番号の桁数は、1 の内線相互通信回線群ごとに定めます。
	ク	当社は、キにより桁数を定めるときは、その内線相互通信回線群の代表者と協議します。
	ケ	当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、利用者番号を変更していただくことがあります。
	コ	ケの規定により利用者番号を変更していただく場合には、あらかじめそのことをこの機能を利用している I P 電話契約者にお知らせします。
	サ	この機能を利用して行う通信は、同一の内線相互通信回線群に所属する利用契約者回線から行う場合に限り利用することができます。
	シ	この機能に係る料金額は、代表者に係る月額料金に加算するものとします。

(2) 付加機能使用料

区 分		単 位	料金額 (月額)
番号情報送出機能		—	—
	備考	(1) プラン 2 のコース 1 に係る第 1 種 I P 電話契約者 (別に定める認証方式を使用する場合に限ります。) に限り提供します。 (2) 指定設備の指定方法等当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。	
接続設備切替機能		指定同時接続数の 1 ごとに	6 0 0 円 (税込 6 3 0 円)
	備考	(1) プラン 2 のコース 1 に係る第 1 種 I P 電話契約者 (別に定める認証方式を使用する場合に限ります。) に限り提供します。 (2) 指定同時接続数の指定方法等当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。	
サブナンバー通信機能		—	—
	備考	(1) V P N 第 1 種 I P 電話サービスの I P 電話契約者に限り提供します。 (2) 利用者は、1 の利用者番号につき 1 の登録電話番号を当社に登録して頂きます。この場合、利用者が登録できる登録電話番号は 1,000 までとし、当社は (1) (内線相互通信機能) の規定に準じて取り扱います。 (3) この機能を利用して行う通信は、同一の内線相互通信回線群に所属する利用契約者回線から行う場合に限り利用することができます。 (4) 登録電話番号の登録方法等当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。	

(経過措置)

- 7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 20 年 7 月 11 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 20 年 9 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 21 年 2 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 20 年 12 月 15 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 1 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 21 年 1 月 20 日から実施します。

ただし、この附則において定める場合はその定める日から実施するものとします。

(付加機能に関する経過措置)

- 2 当社は、この改正規定実施の日から、次に掲げる付加機能について、連続する 12 料金月の各料金月のいずれにおいても料金その他の費用の負担がない場合は、その付加機能を廃止することがあります。

この場合において、当社は、I P 電話契約者にその付加機能を廃止することを通知しないものとします。

- (1) 平成 19 年 5 月 1 日実施(J07003340)の附則の規定により提供している第三者通信課金機能（以下この附則において「第三者通信課金機能」といいます。）

- (2) 平成 19 年 10 月 1 日実施(J07019511)の附則の規定により提供している旧国際クレジットコール機能（以下この附則において「旧国際クレジットコール機能」といいます。）

(第三者通信課金機能及び旧国際クレジットコール機能の廃止)

- 3 第三者通信課金機能及び旧国際クレジットコール機能については、平成 21 年 2 月 28 日をもって廃止します。

(経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 21 年 2 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、な

お従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 1 月 27 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 21 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 21 年 6 月 30 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 21 年 7 月 31 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 8 月 3 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 8 月 17 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 12 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 22 年 2 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 22 年 3 月 31 日の午前 2 時から実施します。

ただし、別記 7（ＩＰ電話契約者に係る情報の利用）(2) イの改正規定については、平成 22 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、な

お従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 22 年 4 月 23 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 6 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 22 年 7 月 30 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 22 年 8 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 23 年 2 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 23 年 3 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 23 年 3 月 15 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 23 年 3 月 31 日から実施します。
ただし、オフネット通信の着信先に係る株式会社エネルギア・コミュニケーションズ及び株式会社 S T N e t の電気通信サービス等の廃止については、平成 23 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 4 月 18 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 23 年 7 月 15 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 23 年 9 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 23 年 10 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 23 年 12 月 16 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 24 年 1 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 24 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 24 年 7 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 24 年 7 月 2 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 10 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 1 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 25 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 25 年 6 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 25 年 7 月 25 日から実施します。

ただし、この改正規定中、料金の一括払いに関する変更については、平成 25 年 8 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 25 年 9 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 10 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 25 年 11 月 16 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 25 年 12 月 4 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 26 年 2 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 26 年 3 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。

(消費税相当額に関する経過措置)

- 2 平成 17 年 10 月 1 日実施の附則から平成 20 年 7 月 1 日実施の附則に規定する税込価額については、平成 26 年 3 月 31 日までの消費税相当額により算出した額とし、この改正規定実施の日において、当該附則に規定する税抜価額に消費税相当額を加算した額に読み替えるものとします。

(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 26 年 4 月 14 日から実施します。

(第 1 種 I P 電話サービスのプラン等に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に改正前の規定により提供している第 1 種 I P 電話サービスの次の表の左欄のプランに係る契約は、この改正規定実施の日において、第 1 種 I P 電話サービスの次の表の右欄のプラン等に係る契約に移行したものとみなします。

プラン 1	プラン 1 のコース 1
プラン 2	プラン 1 のコース 2

- 3 この改正規定実施の際現に、当社と締結している平成 20 年 7 月 1 日実施の附則 5 に規定するプラン 2 のコース 1 に係る

第1種IP電話契約は、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款に規定するプラン2に係る第1種IP電話契約に移行したものとみなします。

(経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年4月28日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年5月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年6月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年8月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成27年1月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成27年2月4日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成27年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 7 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 27 年 8 月 10 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 27 年 9 月 7 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 27 年 10 月 15 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 12 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 27 年 12 月 15 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 28 年 3 月 9 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、な

お従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 28 年 7 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 28 年 8 月 22 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 28 年 9 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 28 年 10 月 25 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 12 月 2 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 29 年 1 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 29 年 2 月 20 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 29 年 4 月 11 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 29 年 7 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 29 年 7 月 5 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 29 年 12 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 30 年 1 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 30 年 2 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 30 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 30 年 5 月 25 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 9 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 30 年 11 月 20 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 31 年 3 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から実施します。
(第 7 種 I P 電話サービスの指定回線群に関する経過措置)
- 2 メニュー 1 に係る第 7 種 I P 電話サービスについて、1 の指定回線群に所属することができる指定回線の数、は、当分の間 1 とします。
(第 7 種 I P 電話サービスに係る付加機能に関する経過措置)
- 3 当社は、平成 31 年 4 月 1 日から当社が別に定める日までの間に第 7 種 I P 電話サービスの申込みと同時に発信電気通信番号表示機能、迷惑通信おことわり機能又は発信電気通信番号通知要請機能の申込みを行った第 7 種 I P 電話契約者について、その第 7 種 I P 電話サービスを提供した日を含む 3 料金月の間、当該機能に係る付加機能使用料（迷惑通信おことわり機能については、第 7 種 I P 電話サービスの申込みと同時に申し込みを行った登録応答装置に係る付加機能使用料とします。）の支払いを要しないものとします。
(指定加入契約者回線等に係る工事費の取扱いに関する経過措置)
- 4 当社は、平成 31 年 4 月 1 日から当社が別に定める日までの間に申込みを行った第 7 種 I P 電話契約者について、料金表第 2 表第 1（工事費）1（適用）(2)オ②に定める加入電話サービス等からの音声通信番号の継続利用に係る工事費の支払いを要しないものとします。
(第 7 種 I P 電話サービスに係る付加機能の工事費に関する経過措置)
- 5 当社は、平成 31 年 4 月 1 日から当社が別に定める日までの間に第 7 種 I P 電話サービスの申込みと同時に発信電気通信番号表示機能、迷惑通信おことわり機能又は発信電気通信番号通知要請機能の申込みを行った第 7 種 I P 電話契約者について、当該付加機能の利用開始に関する工事費（迷惑通信おことわり機能については、第 7 種 I P 電話サービスの申込みと同時に申し込みを行った登録応答装置に係る工事費とします。）の支払いを要しないものとします。
(第 7 種 I P 電話サービスの経過措置の適用期日)
- 6 この附則 3、4 及び 5 に定める経過措置について、申込みのあった指定回線又は付加機能について、申込日から起算して 12 月の間に提供を受けていない場合はこの取扱いを行いません。
(経過措置)
- 7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 31 年 4 月 18 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和元年 5 月 22 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和元年 7 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和元年 9 月 27 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和元年 11 月 21 日から実施します。

ただし、契約者情報の確認に関する規定については、令和元年 11 月 22 日から実施するものとします。

(付加機能に関する経過措置)

- 2 この改定規定実施の際現に、改正前の規定により当社が提供している第 7 種 I P 電話サービスの次の表の左欄の付加機能は、改正規定実施の日において、改定後のこの約款の規定により提供する同表の右欄の基本機能とみなします。

自動着信転送機能	多機能転送機能
----------	---------

(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和元年 12 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和 2 年 1 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和 2 年 3 月 31 日から実施します。

ただし、料金表に規定する国内コレクトコール機能等及び第三者課金機能に関する規定については、令和 2 年 4 月 1 日から実施するものとします。

(第 7 種 I P 電話契約に関する経過措置)

- 2 この改定規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第 7 種 I P 電話サービスの次の表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、第 7 種 I P 電話サービスの次の表の右欄の契約に移行したものとみなします。

第 7 種 I P 電話契約	第 7 種 I P 電話契約の I 型
----------------	---------------------

(第 7 種 I P 電話サービスに係る付加機能等に関する経過措置)

- 3 平成 31 年 4 月 1 日実施の附則 3、4 及び 5 の「当社が別に定める日」を「令和 2 年 3 月 31 日」に改めます。

(第7種IP電話サービスに係る付加機能に関する経過措置)

- 4 当社は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に第7種IP電話サービスの申込みと同時に発信電気通信番号表示機能、迷惑通信おことわり機能又は発信電気通信番号通知要請機能の申込みを行った第7種IP電話契約者について、その第7種IP電話サービスを提供した日を含む2料金月の間、当該機能に係る付加機能使用料（迷惑通信おことわり機能については、第7種IP電話サービスの申込みと同時に申し込みを行った登録応答装置に係る付加機能使用料とします。）の支払いを要しないものとします。

(指定加入契約者回線等に係る工事費の取扱いに関する経過措置)

- 5 当社は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に申込みを行った第7種IP電話契約者について、料金表第2表第1（工事費）1（適用）(2)オ(ア)②に定める加入電話サービス等からの音声通信番号の継続利用に係る工事費の支払いを要しないものとします。

(第7種IP電話サービスに係る付加機能の工事費に関する経過措置)

- 6 当社は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に第7種IP電話サービスの申込みと同時に発信電気通信番号表示機能、迷惑通信おことわり機能又は発信電気通信番号通知要請機能の申込みを行った第7種IP電話契約者について、当該付加機能の利用開始に関する工事費（迷惑通信おことわり機能については、第7種IP電話サービスの申込みと同時に申し込みを行った登録応答装置に係る工事費とします。）の支払いを要しないものとします。

(第7種IP電話サービスの経過措置の適用期日)

- 7 この附則4、5及び6に定める経過措置について、申込みのあった指定回線又は付加機能について、申込日から起算して12月の間に提供を受けていない場合はこの取扱いを行いません。

(経過措置)

- 8 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和2年5月1日から実施します。

(第3種IP電話契約に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第3種IP電話サービスの次の表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、第3種IP電話サービスの次の表の右欄の契約に移行したものとみなします。

接続型に係る第3種IP電話契約	第3種IP電話契約
-----------------	-----------

(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和2年11月24日から実施します。

(第7種IP電話サービスの指定回線群に関する経過措置)

- 2 平成31年4月1日実施の附則2の「当分の間」を「平成31年4月1日から令和2年11月23日までの間」に改めます。

(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年1月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和3年2月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年4月1日から実施します。
(第7種IP電話サービスに係る付加機能等に関する経過措置)
- 2 令和2年3月31日実施の附則4、5及び6の「令和3年3月31日」を「当社が別に定める日」に改めます。
(経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年5月10日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年7月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年9月1日から実施します。
(P S コミュニケーションズ株式会社のサービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により生じたP S コミュニケーションズ株式会社のサービスに関する債権その他の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
(経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年11月26日から実施します。
(第1種IP電話サービスに関する経過措置)
- 2 平成17年10月1日実施の附則3に規定するプラン2のコース1のクラス1に係る第1種IP電話サービス及び平成20年7月1日実施の附則5に規定するプラン3に係る第1種IP電話サービスについては、同附則の規定にかかわらず、この改正後の規定の利用停止及び音声通信番号の付与に係る規定を適用するものとします。
(経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和4年1月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和4年2月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和4年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和4年7月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和5年1月1日から実施します。

(第4種IP電話サービスに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第4種IP電話サービスの提供を受けているIP電話契約者が当該サービスを電気通信事業の用に供している場合、その旨を当社に申し出ていただきます。

(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和5年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和5年7月12日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

別紙1 他の電気通信事業者との利用契約の締結に係る協定事業者等

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
KDD I 株式会社	カテゴリⅢに係る第2種一般電話等契約	電話サービス等契約約款

別紙2 IV型に係る第7種IP電話サービスの特定他社接続回線に係る特定事業者の電気通信サービス等

事業者の名称	電気通信サービスの種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	I Pルーティング網接続専用サービス (第3種サービスのタイプ2に係るものに 限ります。)	専用サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	I Pルーティング網接続専用サービス (第3種サービスのタイプ2に係るものに 限ります。)	専用サービス契約約款

別紙3 取扱地域

地域区分	地 域
アジア地方 1	大韓民国
アジア地方 2	中華人民共和国
アジア地方 3	シンガポール共和国
アジア地方 4	インドネシア共和国、タイ王国、東ティモール民主共和国、ブルネイ・ダルサラーム 国、マレーシア
アジア地方 5	パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、ブータン王国、モルディ ブ共和国
アジア地方 6	アラブ首長国連邦、イエメン共和国、イスラエル国、イラク共和国、イラン・イスラ ム共和国、オマーン国、カタール国、キプロス共和国、クウェート国、サウジアラビ ア王国、シリア・アラブ共和国、バーレーン王国、ヨルダン、レバノン共和国
アジア地方 7	ベトナム社会主義共和国、モンゴル国、ラオス人民民主共和国
アジア地方 8	カンボジア王国、ミャンマー連邦
アジア地方 9	アフガニスタン・イスラム共和国、スリランカ民主社会主義共和国、ネパール連邦民 主共和国
アジア地方 10	香港特別行政区
アジア地方 11	フィリピン共和国
アジア地方 12	インド
アジア地方 13	台湾
アジア地方 14	朝鮮民主主義人民共和国
アジア地方 15	マカオ特別行政区
アジア地方 16	ディエゴ・ガルシア
アジア地方 17	日本（第1種移動体電話設備への着信に係るもの）
アジア地方 18	削除
アジア地方 19	日本（アジア地方 17 及びアジア地方 20 を除くもの）
アジア地方 20	日本（特定 I P 電話設備への着信に係るもの）
北アメリカ地方 1	アメリカ合衆国
北アメリカ地方 2	カナダ
北アメリカ地方 3	サンピエール島・ミクロン島、バミューダ島、メキシコ合衆国
北アメリカ地方 4	アルバ、英領バージン諸島、オランダ領アンティル、オランダ領セント・マーティ ン、キューバ共和国、グアドループ島、ジャマイカ、ドミニカ共和国、トリニダー ド・トバゴ共和国、ハイチ共和国、パハマ国、プエルトリコ、米領バージン諸島、マ ルチニーク島

北アメリカ地方 5	アンギラ、アンティグア・バーブーダ、グレナダ、ケイマン諸島、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント・グレナディーン諸島、セントルシア、タークス・カイコス諸島、ドミニカ国、バルバドス、モンセラット
大洋州地方 1	ハワイ
大洋州地方 2	クリスマス島、ココス諸島
大洋州地方 3	オーストラリア連邦
大洋州地方 4	ニュージーランド
大洋州地方 5	トケラウ諸島、トンガ王国、ナウル共和国、サモア独立国、ニューカレドニア、バヌアツ共和国、パプアニューギニア独立国、パラオ共和国、フィジー諸島共和国、フランス領ポリネシア、米領サモア、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦、ワリス・フテュナ諸島
大洋州地方 6	グアム、サイパン
大洋州地方 7	キリバス共和国、クック諸島、ソロモン諸島、ツバル、ニウエ
大洋州地方 8	ノーフォーク島
ヨーロッパ地方 1	ドイツ連邦共和国、フランス共和国
ヨーロッパ地方 2	アイスランド共和国、アイルランド、アゾレス諸島、イタリア共和国、オーストリア共和国、オランダ王国、カナリー諸島、ギリシャ共和国、グリーンランド、サンマリノ共和国、ジブラルタル、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、デンマーク王国、トルコ共和国、ノルウェー王国、バチカン市国、フィンランド共和国、フェロー諸島、ベルギー王国、ポルトガル共和国、マディラ諸島、マルタ共和国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国
ヨーロッパ地方 3	アゼルバイジャン共和国、アルバニア共和国、アルメニア共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、カザフスタン共和国、キルギス共和国、クロアチア共和国、コソボ共和国、ジョージア、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、タジキスタン共和国、チェコ共和国、トルクメニスタン、ハンガリー共和国、ブルガリア共和国、ベラルーシ共和国、ポーランド共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア共和国、モルドバ共和国、モンテネグロ、ラトビア共和国、リトアニア共和国、ルーマニア
ヨーロッパ地方 4	グレートブリテン・北アイルランド連合王国
ヨーロッパ地方 5	ロシア連邦
ヨーロッパ地方 6	アンドラ公国、モナコ公国
中央・南アメリカ地方 1	ブラジル連邦共和国
中央・南アメリカ地方 2	アルゼンチン共和国、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、ガイアナ協同共和国、コロンビア共和国、スリナム共和国、チリ共和国、パラグアイ共和国、フォークランド諸島、フランス領ギアナ、ベネズエラ・ボリバル共和国、ボリビア共和国
中央・南アメリカ地方 3	エルサルバドル共和国、グアテマラ共和国、コスタリカ共和国、ニカラグア共和国、パナマ共和国、ベリーズ、ホンジュラス共和国
中央・南アメリカ地方 4	ペルー共和国
アフリカ地方 1	アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、エジプト・アラブ共和国、エスワティニ王国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、ガーナ共和国、カーボベルデ共和国、ガボン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コモロ連合、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、ザンビア共和国、スーダン共和国、赤道ギニア共和国、セネガル共和国、ソマリア民主共和国、タンザニア連合共和国、中央アフリカ共和国、チュニジア共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、ベナン共和国、ボツワナ共和国、マイヨット島、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、南アフリカ共和国、南スーダン共和国、モーリシャス共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国、リビア、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン
アフリカ地方 2	アセンション島、カメルーン共和国、ギニア共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、ジンバブエ共和国、セーシェル共和国、セントヘレナ島、チャド共和国
特定衛星携帯 3	インマルサットM型の無線設備を着信先としうる区域

特定衛星携帯 4	インマルサット Fleet 型及びインマルサット BGAN 型の無線設備を着信先とし うる区域
特定衛星携帯 5	別に定める衛星携帯電話システムに係る衛星携帯端末を着信先としうる区域
特定衛星携帯 6	別に定める衛星携帯電話システムに係る衛星携帯端末を着信先としうる区域
備考	
1 インマルサットシステムに係る移動地球局には、電波法（昭和 25 年 11 月 30 日号外法律第 131 号。）及び無 線設備規則（昭和 25 年 11 月 30 日号外電波監理委員会規則第 18 号。）に定めるインマルサット M 型、インマ ルサット Fleet 型及びインマルサット BGAN 型の区別があります。以下同じとします。	
2 特定衛星携帯 5 及び 6 に係る別に定める衛星携帯電話システムとは、それぞれスラヤー及びイリジウムを いいます。	
3 特定衛星携帯 3 から 6 以外の地域区分の中に、特定衛星携帯 3 から 6 に係る区域は含まれないものとします。	
4 セーシェル共和国については、当分の間、国際通信の取扱いを行いません。	